



早稲田大学四六年度
文学部
文学部講義録
室町時代史

渡邊世祐

62-390
1200701680982

62
390

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



文學士 渡邊世祐述



室町時代史



早稻田大學出版部藏版

室町時代史目次

概 説

第一編 室町全盛時代

第一章 室町政府の組織……………九

第二章 足利義滿の全盛……………二一

第一節 足利義滿の驕僭……………二二

第二節 足利義滿の奢侈……………二六

第三節 義滿の崇佛崇神……………三二

第四節 應永の亂……………三八

第五節 今川了俊の動靜……………四三

第六節 朝廷の御有様……………四六

第七節 南朝の勢力……………四九

第一 鎮西の有様……………第二 小山氏の亂……………第三 信濃宮の勢力……………第四 伊達氏の反

第八節 信濃國の騷亂……………六九

第九節 義滿の薨去……………七二

第三章 足利義持の治世……………七五

第一節 義持と義嗣……………七五

第二節 義持の庶政……………七八

第三節 義量の薨去……………八一

第四節 南朝の動靜……………八三

第一 吉野の南軍……………第二 北畠氏の反……………第三 伊達氏の反……………第四 姊小路氏の亂……………第五 南朝の御末

第五節 上杉禪秀の亂……………九一

第六節 小栗氏の亂……………九七

第七節 武田氏の亂……………九九

第八節 佐竹氏の騷亂……………一〇〇

第九節 關東と京師の關係……………一〇二

第十節 赤松滿祐の事……………一〇五

第十一節 九州の動靜……………一〇八

第一 阿蘇菊池兩氏の争鬩……………第二 島津氏の内訌

第十二節 義持薨去、義教擁立……………一一三

第四章 義教の治世 附 義勝の世……………一一五

第一節 義教の庶政……………一一五

第一 訴訟手續に關する取締……………第二 德政の事

第二節 南都北嶺の鎮壓……………一二八

第三節 皇室の御有様……………一三二

第四節 南朝の勢力……………一三六

第一 玉川宮……………第二 其王……………第三 楠氏の裔……………第四 僧義昭の遁去

第五節 鎌倉の騷亂……………一四四

- 第一 義教と持氏……………第二 持氏と上杉憲實……………第三 京軍鎌倉を征す……………
- ……………第四 憲實の引退……………

第六節 結城合戦……………一五五

- 第一 結城の籠城……………第二 合戦の影響……………

第七節 今川氏の内訌……………一六一

第八節 九州の亂……………一六五

第九節 義教の失政……………一七一

- 第一 宮中の取締……………第二 大奥に於ける所置……………第三 一色、土岐兩氏の
- 誅伐……………第四 結論……………

第十節 赤松滿祐の弑殺……………一七六

第十一節 播州征伐……………一八〇

第五章 室町盛世の財政……………一八三

第一節 足利時代の耕田……………一八四

第二節 諸税……………一八七

第三節 財政……………一九二

第六章 室町盛世の宗教及び學問……………一九七

第一節 五山の僧侶……………一九七

第二節 僧侶と學問……………二〇二

- 第一 宋元の學と僧侶……………第二 僧侶の詞藻……………

第三節 五山僧侶と足利將軍……………二〇八

第四節 五山以外の學問……………二一一

第五節 足利學校と金澤文庫……………二一六

- 第一 足利學校……………第二 金澤文庫……………

第七章 室町盛世の外交……………二二三

第一節 明との關係——概説……………二二三

第二節 倭寇……………二二四

第三節 明との聘問……………二二六

- 第一 「日本國王」源道義に對する批評……………第二 明使の待遇……………

第四節 明との貿易……………二四〇

第五節 朝鮮との交通……………二四二

第六節 朝鮮の襲來……………二四七

第七節 琉球及び諸外國の交通……………二四九

第一 琉球の交通……………第二 外國との交通

第二編 室町衰亡時代

第一章 要説……………二五五

第一章 義政の初世……………二五八

第一節 禁闕の變……………二五九

第二節 南軍の復興……………二六二

第三節 皇室の御有様……………二六六

第四節 徳政一揆……………二六九

第五節 僧侶神人の跳梁……………二七三

第一 南部の衆徒……………第二 北嶺の山徒……………第三 石清水の神人……………第四 結論……………三四八

第七節 義政の訛政……………二七九

第一 寛正の飢饉……………第二 龍變……………第三 關門設置……………三四〇

第八節 諸家相續問題……………二八四

第一 小笠原氏の相續問題……………第二 富樫氏の相續問題……………第三 斯波氏の相續問題……………第四 畠山氏の相續問題……………二八八

第九節 畠山持國と細川勝元……………二九四

第十節 細川勝元と山名宗全……………二九七

第十一節 畠山義就と政長の對抗……………三〇〇

第十二節 山名宗全の勢力……………三〇六

第一 畠山義就との結託……………第二 僧義尋の還俗……………第三 斯波氏と山名宗全……………三〇九

第三章 應仁の大亂……………三〇九

第一節 應仁元年の亂……………三一〇

第一 御靈林の戦……………第二 細川山名兩軍の兵力……………第三 兩軍の接戦……………
 ……第四 大内政弘河野通春の應援……………第五 將軍義政の動靜……………第六
 三寶院及び岩倉の戦……………第七 相國寺の激戦……………第八 京師の有様……………第
 九 結末

第二節 應仁二年兩軍の衝突……………三二九

第一 東四兩軍禦防工事……………第二 相國寺の戦……………第三 舟岡山の戦

第三節 義政と義視……………三三三

第四節 地方の騷亂……………三三五

第一 山名氏の分國……………第二 大内氏の内亂……………第三 斯波氏の分國……………

第四 諸國の騷亂

第五節 洛外の戦……………三四二

第六節 南朝の後胤と西軍……………三四四

第一 南朝の後裔……………第二 兩軍小倉宮御子奉戴

第七節 文明四年以後兩軍の形勢……………三四八

第一 天王山の戦……………第二 兩軍の主領卒去……………第三 主領卒去後の兩軍

……………第四 兩軍の衝突……………第五 兩軍の解散……………第六 結論

第八……………三五九

第八節 大亂中に於ける公卿の有様……………三六六

第九節 將軍義政の驕奢……………三六九

第一 義政の土木……………第二 義政の優遊……………第三 義政の驕奢に對する評

説

第四章 關東の動亂……………三八一

第一節 成氏迎立……………三八二

第二節 成氏と憲忠の關係……………三八四

第一 里見義實……………第二 結城成朝……………第三 長尾昌賢及び太田資清……………

第四 管領憲忠の戦死

第三節 成氏と上杉氏の對抗……………三八九

第一 武州分陪河原の戦……………第二 野州武州の戦……………第三 鎌倉の没落……………

……………第四 武州岡部原の戦……………第五 成氏と下總及常陸

第四節 堀越御所……………三九五

第五節 江戸築城……………三九七

第六節 幕府と關東諸將……………四〇〇

第七節 五十子の對陣……………四〇三

第八節 兩公方の對抗……………四〇五

第九節 長尾景春の謀反……………四〇六

第十節 太田道灌の遭害兩上杉の衝突……………四一〇

第五章 諸國の爭亂……………四一四

第一節 東北の爭亂……………四一四

第二節 東海の爭亂……………四一六

第一 今川氏部下の騒動……………三六六

第二 三河の騒亂……………三六六

第三節 伊豫の戰爭……………四二〇

第四節 九州の亂……………四二一

第一 千葉氏の亂……………四二一

第二 菊地氏の内鬨相良氏と名和氏……………四二一

第五節 北越一向マ揆の亂……………四二四

第六章 義尙の治世……………四二八

第一節 義尙と義政及び生母富子との關係……………四二九

第二節 徳政一揆……………四三一

第三節 江州征伐……………四三三

第四節 義尙の好學……………四三九

第七章 將軍義植の治世……………四四一

第一節 江州の佐々木氏再征……………四四二

第二節 義材の失敗——畠山細川兩氏の對立……………四四四

第一 政長と政元……………四四四

第二 兩畠山の關係……………四四四

第三 河州の征伐……………四四四

義選の擁立……………四五

第五 義材の幽囚……………五六

第六 義材周防に走る……………五六

第三節 細川政元の執政……………四五

第一 細川澄之と澄元……………四五

第二 丹後征伐……………四五

第三 義澄と政元……………四五

第四節 澄元と澄之の争……………四五五

第五節 義尹の上洛……………四五七

 第一 義尹の勢力……………第二 幕府の畫策……………第三 義尹の復讐

第六節 澄元の入洛……………四六一

 第一 義澄の動靜……………第二 澄元の上洛

第七節 義植と高國の關係……………四六六

第八節 皇室の御有様……………四六九

第八章 關東の兵亂……………四七四

 第一節 兩上杉の形勢……………四七四

 第二節 北條早雲の勃興……………四七六

 第一 伊豆の亂……………第二 小田原併呑……………第三 三浦郡の經略……………第四 甲州侵入……………第五 早雲の卒去

 第三節 長尾爲景の反……………四八三

 第四節 長尾景春の反と北條早雲……………四八四

第五 古河公方……………四八五

第九章 諸國の争亂……………四八七

第一節 海道の騷亂……………四八七

 第一 今川氏と遠江……………第二 武田氏と今川氏……………第三 今川氏と松平氏

第二節 東北の亂……………四九一

 第一 常陸の佐竹氏……………第二 岩代の齊名氏……………第三 那須氏と岩城、結城氏

第三節 北陸の擾亂……………四九五

 第一 一向一揆の亂……………第二 朝倉氏の内鬨

第四節 濃尾の争亂……………四九八

第五節 淺井氏の勃興……………五〇一

第六節 中國の動靜……………五〇二

 第一 赤松氏の内訌……………第二 尼子氏の勃興……………第三 安藝の武田氏

第七節 九州の形勢……………五〇六

 第一 大内氏と豊筑の諸氏……………第二 肥後の諸氏……………第三 島津氏の動
 静……………

第十章 足利氏衰亡の状態……………五二二

第十一章 衰亡時代の財政……………五一八

第十二章 衰亡時代の美術……………五三三

 第一節 室町將軍と美術……………五三四

 第二節 倭畫と墨畫……………五三五

第十三章 衰亡時代の學問及宗教……………五四一

 第一節 學問の有様……………五四一

 第一 京洛の學問……………第二 關東の文教……………第三 九州の文教

 第二節 五山僧侶と文學……………五五〇

 第三節 宗教の狀態……………五五五

第十四章 室町衰亡時代の外交……………五五九

 第一節 倭寇……………五六〇

 第二節 明との交通……………五六一

 第一 其貿易……………第二 貿易市場及び舟路……………第三 遣明船及び乗組人員
 ……………第四 貿易品……………第五 勘合符

 第三節 朝鮮との交通……………五七六

 第一 幕府の交通……………第二 大内氏との交通……………第三 宗氏との交通

 第四節 琉球との交通……………五八三

 第一 幕府との貢聘……………第二 島津氏との關係

第一章 室町時代の概観 正八三

第二章 室町時代の政治 正八三

第三章 室町時代の文化 正八三

第四章 室町時代の外交 正八三

第五章 室町時代の宗教 正八三

第六章 室町時代の教育 正八三

第七章 室町時代の藝術 正八三

第八章 室町時代の社会 正八三

第九章 室町時代の海外 正八三

第十章 室町時代の終焉 正八三

室町時代史

概説

渡邊 世祐述

室町時代を説くには南北兩朝合一以後より始めんとす即ち凡そ應永元年頃より説かんとす足利氏全盛時代より説かんされと今概説として其足利氏の大略に付き畧叙せん建武中興の動因は源頼朝が覇府を鎌倉に開きし時より既に存在せしも未だ發動するの時期を得さりしが承久に於て一時形を顯はさんとせしも成るに及ばずして敗れ四帝の蒙塵となり畢ぬ此れより武家の勢力は一層強大となり又如何ともする事出来ず朝廷にては兩統の相闘あり廷臣中には清華に西園寺家攝家に鷹司家ありて武家と氣脈を通し武家を輔けて朝廷をして再び起つの機會なからしむ然るに北條氏高時に至て人心離反し朝廷に後醍醐帝の如き英主在

はせしかば中興の企て成る時に地方散在の志ある武士、利を得るに急なる武士、下層に沈淪せる武士、一時に起て之に應し四方共に起て鎌倉を亡し中興の業は成りぬ、其成るや疾風の如く速かなりしかば準備充分熟せず思慮及ばざりし點多く此迄式部官の如き公卿天下の政務を執るに至りぬ、事に慣れざる公卿上に立ち貪婪飽くなきの武士下に立ちしかば事務舉らず、殊に此中興の業は武士の力に由て成りし事多かりしに其成るの曉は公卿高く用ゐられしかば武人頗る不平なり、此に於て根底確ならざる中興の業は公武の争となり畢ぬ、公家の代表者は初め護良親王なりしが親王京師を去るや其勢力は一轉して新田義貞の双肩に落ちぬ、武家の代表者は尊氏なり、此兩代表者は共に争ふ事となり南北朝の争となり、南帝は吉野に在はして京都に對抗す、足利尊氏は關東の名族として重く北條氏に用ゐられ源氏の一門中其勢力尤も大なり、此大勢力ある家に生れたる尊氏の性格も亦十三代の基を開くに足るものあり、今尊氏性格の一斑を説かん

當時の武士は利のみを目的とする者多かりし、上皇室を始め下一般に道德地に落ち利を射るに急なりき、大義名分などは餘り考にありし様にも思はれず、利を求る

の情切なりき、然るに尊氏の性格は斯る時代に最も適したる者なりし、今梅松論に尊氏の性格を夢窓國師か述べし者あれば左にあげん、

治承より以下右幕下頼朝卿兼征夷大將軍の職、武家の政務を自專にして賞罰私なしと雖も罪のからさ故に仁の闕る所見ゆ、今の征夷大將軍尊氏は仁徳を兼給へるうへに尙大なる徳有なり、第一に御心強にして、合戦の間身命を捨給ふべきに強む御事度々に及ぶといへども、咲を含て怖畏の色なし、第二に、慈悲天性にして人を惡み給ふ事をしり給はず、多く怨敵寛宥有事一子のごとし、金銀土石をも平均に思食す、武具御馬以下の物を人々に下給ひしに、財と人とを御覽し合る事なく御手に任して取給ひし也、八月朔日などに諸人の進物共數もしらず有しかとも、皆人に下し給ひし程に、夕に何有とも見えずとぞ承し、實三の御躰、末代にありかたき將軍也、

尊氏の此性格は尤も克く當時の人心に適したるなり、されば當時の將士尊氏に蟻附和隨したるなり、尊氏の斯く寛大にして能く人心を收攬する量あるに伴ふに直義の如き詐謀百出する者、并に高師直の如き大政畧をなすに足るべき人を以てす、尊氏の寛克く人を納れ、直義の猜能く諸士を操縦し、師直の畧好く機を察して諸士

をして働かしむ、蓋し之れ足利氏が大成せし所以なり、足利氏が大成せし所以既に此の如し、此源因は何時迄も足利氏に伴ひしなり、足利氏が徳川氏に比し治世少なく亂多かりしは他に種々の原因あれども尊氏以下歴代諸侯に比較的大版圖を興へしと云ふも確に一の理由なり、此れ尊氏が物惜の氣なく手當り次第に諸將士に領分を興へし所以なり、足利氏歴代を通して此考は常に存せし様に思はる、梅松論に足利氏爲政の要項とし見るべき者あり、即ち左の如し、

或時兩御所御會合在て、師直并故評定衆を餘多めして御沙汰規式少々定められける時將軍仰られけるは、昔を聞に頼朝卿廿々年間、伊豆國において辛勞して義兵の遠慮をめぐらせし時に平家悪行無道にして萬民の嘆云ふ計なかりしをさげん爲め治承四年に義兵を發し延暦元年に朝敵を平けし其間の合戦五々年也、彼政道を傳聞に、御賞罰分明にして先賢の好する所なりしかりしといへとも尙以罰のからき方多かりき、是に依て氏族の輩以下疑心を有しける程にさしたる錯亂なしといへども、誅罰しげかりし事いと不便なり、當代は人の歎なくして天下おさまらん事本意たるあいた、今度は怨敵をもよくなためて本領を安堵せしめ、功を致さん輩に

あるては殊更莫大の賞を行けるべき也、此趣を以て面々扶佐し奉るべきよし仰出されし間、下御所殊に喜悅有ければ師直并故評定衆各忝將軍の御詞を感む奉て涙を拭はぬ輩はなかりし、

足利氏爲政の方針とも思ふべき節をあげぬ、足利氏歴代幾分か變せし點あらんも大體に於ては凡て此方針に従ひしものゝ如し、尊氏、義詮、義満三代は南朝の在はずあれは或は斯る寛大なる懷柔政策必要なりしならんも其以後に於ては嚴重を要すへきに實際に然る事なかりき、明德の山名、應永の大内、伊勢の北畠、美濃の土岐、播磨の赤松など其所分方誠に寛大にして災を天下後世にのこせしなり、比較的大諸侯多く多きは山名の如く和泉、紀伊、隱岐、出雲、美作、山城、若狹、丹後、伯耆、但馬等を一族に於て領し日本を六分して其一を保つとて六分一氏と云はるゝに至る、此の如き大諸侯ありて而して其所罰常に寛大なりしかは足利氏歴代戦争の絶ゆることなく、下剋上の勢を直に示すに至りしも止を得ざる次第なり、義政以後に於ては幕府は勢力なく漸々地方豪族跋扈の基をなし遂に悲惨なる戦國時代を出現するに至りぬ、此れ全く徳川氏に於ける三代將軍の如き人なかりしと基礎確固たらず施政

の方針も亦大平を致すに適せざりしに由るなり、故に室町時代を説くには民政上の事餘り多からず、反て戦争多く一の戦志を請するか如き観あるは誠に遺憾千萬なれともさる時代なれば又致方もなし、

既に足利氏十三代に於ける施政の大方針と見るべき者を説き亂多かりし事を述へ、地方諸侯が大勢力を有しぬる事を説きぬ、今地方に於ける出来事を説く前に畧々地方勢力の有様を知る事必要なり、されは前提として應永頃（應永元年）に於ける地方に於ける豪族分封の有様を述へん、元より應永と雖も元年よりは三十四年あれば其間に於ける變遷はあるべしと雖も大要應永の始めに於ける諸侯分封の有様を各國に付き配當せん、就中只單に其國に在りて大勢力を有せし民の名のみ擧ぐる所もあり、

畿内に於ては將軍室町にありて天下の政道を行ひ一色氏山城の守護たり、畠山氏は大和河内を守護し、細川氏和泉攝津を領し、東海道にては北畠氏伊賀及南伊勢を領し、一色氏北伊勢にあり、土岐氏尾張に吉良氏三河に、斯波氏西遠江に、今川氏東遠江及ひ駿河に、武田氏甲斐にあり、相摸には鎌倉管領ありて東邦を鎮す、其執事上杉

氏伊豆安房にあり、千葉氏下總に佐竹氏常陸にあり、東山道にては佐々木氏近江に土岐氏美濃に小笠原氏信濃にあり、姉小路氏飛驒にあり、宇都宮氏下野に上杉氏上野にあり、葦名氏は岩代にあり、結城氏は磐城の白河にあり、相馬氏（ナカマ）行方（ユキカタ）にあり、伊達氏は陸前岩代の一部及び東羽前を領す、大崎氏陸前の西北部にあり、南部氏は陸中及び陸奥を領す、秋田氏羽後に據り最上氏羽後山形にあり、武藤氏莊内にあり、北陸道にては上杉氏越後にあり、畠山氏越中能登にあり、富樫氏は加賀にあり、斯波氏越前に一色氏若狹にあり、北陸道にては一色氏若狹と共に丹後を領す、細川氏は攝津と共に丹波を領す、山名氏は氏清の反以後其領分を削られしと雖も尙ほ其一族但馬、因幡、伯耆にあり、佐々木氏出雲、隱岐を領し、大内氏石見を領す、山陽道にては大内氏周防に在りて長門、石見及豊前を領す、武田氏は安藝に細川氏は備中備後に赤松氏播磨美作備前を領す、南海道にては細川氏尤も勢力ありて其一族淡路、讃岐、阿波、土佐を分領す、河野氏は伊豫にあり、畠山氏紀伊にあり、九州にては小貳氏筑前に、澁川氏肥前筑後にあり、大友氏豊後を鎮し、伊東氏日向にあり、島津氏は薩隅に鎮す、對馬には宗氏あり、

應永頃に於ける諸家の分封此の如し、此分封は中央の政變と共に如何に變ずるか
 は追次之を説かん、此に一應注意し置き度は安藝信濃武藏大和等の如き諸國に在
 ては他に小諸侯甚た多し、此等小諸侯は時代の推移と共に或は亡ひ或は興り成敗
 常ならず、此成敗の跡を出來得る丈け詳細に各條に付き中央の政變と共に説かん、

第一編 室町全盛時代

第一章 室町政府の組織

上に皇室ありて天皇君臨し給ふと雖も政治の實權は足利氏にありて大權の繼承
 を始め一切の要務將軍の案を待ちて決す、將軍の旨にさからうては何事もならず、
 後圓融の即位に付き後光嚴帝か細川頼之を頼まれしを見ても其一斑は考へらる
 ゝなり、此の如き世にしあれば政治の中心は室町將軍にありたるは論なし、將軍は
 天下の大政を總攬し、万機一に其掌中に在り所謂專制君主なり、將軍を補佐するに
 三管領あり三職とも云ふ斯波、畠山、細川是れなり、此他に將軍の顧問府として評定
 衆あり、山名、一色、細川、阿波、畠山、能登、上杉、越後、赤松、大内、佐々木、近江、土岐、武田、安藝、富
 樫等なり、事あるや將軍管領と共に評定衆と會し事を決す而して政所は主として
 財政を管し引付衆をして訴訟を判決せしむ、又侍所、問注所、及び臨時の奉行あり、侍
 所の所司は赤松、一色、山名、京極の四氏よりして之に任す、之を四職と云ふ、或は云ふ
 管領は攝家の如く所司は清華の如しと、蓋し朝廷の諸職に準し一切世襲とせし故

か云ふか、一切の職掌は皆世襲となれり、之れ便宜により斯くせしならん、室町時代の組織は其範を鎌倉時代に取り、多少潤飾せし點なきにあらざるも概して云へば鎌倉時代と同じ、其主義とする所は武家政治に於て欠くべからざる武斷主義なり、此主義に由て凡ての者は定められしなり、組織の如きも此主義を實行する機關に外ならざるの觀あり、政府の組織は中央と地方と分て説く方便なれば分て説かん。

第一節 中央政府

第一管領、管領は將軍を輔佐して大政に參ず、事大小となく與り聞かざるなし、足利氏の初め此名なく、單に執事と呼び來りしか、貞治元年七月斯波義將執事たりし時其職名を管領と改む、管領の説明は武家名目抄にあり、云く

管領とは統轄の義にして、もと正しき職名にあらす、一所の長官の稱にして有しなり、故に鎌倉の世、執權の家宰を指し保曆足利の世の始、引付頭人を指しても稱せる庭訓を見て一時の稱呼たりしを知るべし、執事高上杉の輩をも希には管領と稱せ庭訓しことの見えたるも猶全く職名にあらず、斯波義將より以來正しき號とはなれる

なり、

管領は實に室町幕府庶政の主腦たり、鎌倉の執權と同しく徳川幕府の大老、老中と同じかりしなり、管領も後には其當職の代理をして事を執らしめし事あり、之を管領代と云ふ、

第二評定衆、評定衆は高等顧問府にして常に將軍及管領の を受けたり、國持衆之に任すると共に鎌倉時代に於ける中原、三善の一統攝津、太田、町野、飯尾、布施、二階堂、齋藤、波多野等參加する事ありき、此れ典故に精通するを以てなり、元來評定衆は政所の寄人より變轉せし者なれとも政所より勢力強くなるに至りたり、
第三引付衆、評定衆補佐にして評定衆の次席なり、評定衆は評定の席にて政務を議するを得れとも引付衆は只内評定の時事務を議する者なり、常に諸奉行の職を兼帶す、吉良、石橋、山名、一色、細川、畠山等一門の人々頭人となる、頭人五名ありて五方引付衆と云ふ、攝津、二階堂、伊勢、波多野の如き他姓の人々は頭人に兼補する事ある時は權頭と云ふ、元より評定衆の次席なりと雖とも主掌は訴訟にあり、一事件起れば管領に稟議す、管領受理すべき者なるや否やを賦奉行に下し檢勘せしめ受理すへ

き者と定まれば開闔に致す、開闔は引付衆の典故に熟したる者より擧げられしなり、開闔は之を引付頭人に告げ裁判者を定め初めて裁判を執行するの順序となるなり。

第四政、所鎌倉時代に在ては立法行政を總攝する所なりしも室町時代にては其所職の生要部は管領に歸し只財政を握るに過ぎさりき、長官としては執事あり、執事公務繁多なる時は執事代を置く事あり、所管の主なる者は金穀の貸借、田圃の賣買、諸國の貢税及賣奴の訴訟を行ふ、將軍義滿の時伊勢貞繼執事となりしが其子孫相嗣て之に當る、從て其の被官蜷川氏執事代となるに至る。

第五問注所、其主管は記録證券を管掌し貸借領地の争及詐偽盜難の訴訟を判す、此等の事引付衆に出さずして此にて決す、法制に明かなる家系を有する太田町野兩氏をして執事となし世襲とし政務評定の席に列せしむ、室町時代の初めは將軍年中の家務をも執行せしが後には其職掌政所に移り或は侍所に移りて勢なきに至り所職虚文となる。

第六侍所、其職掌は將士を進退し禁闕幕府を守衛し警察の事に任し刑を執行す、但

し有事の日は軍奉行となり軍勢を統ふ、軍國の事與り聞くを以て甚た勢力あり、長官を所司と云ひ赤松、一色、山名、京極の四家即ち四職専ら此に任す、京師に於て尤も勢強かりしかは山城の守護も兼ね國內公武の封邑並に寺社領田圃の事をも掌れり、侍所所司の職掌より小事に關する者を小侍所所司と云ふ、又別に所司代と云ふ者あり、所司代は所司か幕府に稟議して其臣下の者を以て任し所司の代理をせしめしなり、赤松氏所司となれば其老臣浦上氏所司代となるか如し、常に其老臣を以て之に任せり。

管領、政所、侍所、問注所は庶政を行ふの主なる所に於て此他特別の事並に臨時の事に關しては奉行あり、奉行は評定奉行、重職にして評定衆を指揮す、公人奉行、諸奉行、なな守護奉行、管掌の事、諸賦別奉行、公事執行の配附、越訴奉行、勅考す、越訴證人奉行、陪審檢使奉行、同上、地方奉行、宅地道路等、恩賞奉行、定委員、安堵奉行、邑所屬を判定し、官途奉行、將士任官叙、寺社奉行、管掌の事、唐船奉行、外國の事、宿次過所奉行、通過の符を授披露奉行、儀式に關し奏事及御所奉行、管掌の事、御出奉行、將軍他家出遊、作事奉行、管掌の事、普請奉行、土木の事、段錢奉行、取扱ふ、此他既奉行、倉奉行、琉球奉行、大嘗會奉

行、御吉書奉行、御判始奉、行、飯奉行、弓始的奉行、御憑奉行、御元服奉行、御産所奉行、御祝奉行等細事に至る迄奉行あり、一切臨時の事にて奉行を命し之に當らしめしかば奉行の目甚だ多し、

中央政府に於て所職ある者概ね此の如し、此他相伴衆、國持衆あり、此等は行政上の名目にあらずして只中央に於ける諸將の資格を分つにあるのみ、相判衆は諸將の内奮動ある者をして將軍諸將の第に臨む時陪せしむ、國持衆は幕府の同姓及び功勞ある諸將にして管領並に相判衆とならざる者を云ふ、

中央政府に於ける所管を述べ畢りぬ、上管領ありて政所、侍所、問注所の三局之に従ふて活動し初て行政の實舉り地方と相連關して日本を總轄す、

第二節 地方行政組織

地方行政の主腦となるべきものは關東管領、奥州探題、鎮西探題となす、關東は源右府以來武家の殊に勢力を有せし地なれば足利氏にとりては殊に必要なり、殊に鎌倉は要害堅固にして若し反徒之に據り足利氏に抗せは容易ならざる事なり、故に幕府の分身と見るべき管領を此地に置き關東を制せしむ、奥州に在ては土地避險

にありて幕府の勢力及び難し故に別に管領を置き鎌倉と相待て東北諸州を控制せしむ、鎮西は外敵の時に襲來あると共に又一方に偏在すれば幕府の勢力及び難し依て探題を置き別に鎮せしむ、左翼にありては關東管領あり右翼には鎮西探題あり、而して幕府は室町に在て其中樞を握り以て六十餘州を支配す、此管領探題の指揮の下には又各州に守護及び地頭ありて各々其分國を治す、

第一關東管領、關東管領は鎌倉にありて關左の地を管す、武家政治にとりては尤も要職なり、尊氏か建武三年十一月七日是圓眞惠に鎌倉に於て開府すへきや否やを問ひしことも其樞要の地たるは知らるゝなり、されど當時大和には南帝の在はすありて動もすれば京師を恢復せんとし給ふ、故に京師を去り難しされはとて鎌倉も亦要地なれば遂に鎌倉には其分身として基氏を使はし主帥として關東を鎮せしむ、上杉氏執事たり、初めは主帥を關東管領と呼ひしも後には御所或は公方と呼ぶに至り執事を管領と云ふ、其職制の如きも全く幕府と同じ、評定衆引付頭人、引付衆、問注所執事、侍所所司、越訴奉行、評定奉行、御所奉行、陳奉行、社家奉行、鶴岡奉行、禪律奉行、箱根奉行等あり、長井、太田、町野、二階堂氏等世職として評定衆引付衆等に任す、

京師の國持衆に對しては千葉、小山、小田、宇都宮、大椽、佐竹、那須等ありて管領を輔く、第二奥州探題、建義の頃奥州には北畠氏ありて南朝の重鎮として其勢力を保ちしかは足利氏は其一族石堂義房を遣はし北畠氏に對して奥州を鎮せしむると共に行政の事を行はしむ、其後義房罷めしかは斯波家兼をして奥州の管領たらしむ、其後畠山高國、國氏、國詮、滿泰相嗣て探題として二本松にあり吉良貞家次て探題として四本松にあり、

元中の頃足利滿貞管領として篠川にあり篠川殿と云ひ奥州の重鎮として南朝に志を寄す者を制す、或は云ふ滿貞は管領にして鎌倉にあり時に篠川に赴けりされ爾後或は大崎或は伊達等諸家族一時に雄を稱し探題たりしなり、羽州に於ても大崎家兼次子兼頼山形にありて羽州探題たり奥州探題と云ひ羽州探題と云ひ皆關東管領と相待て不逞の徒を制し、足利氏東方の分身たりしなり、第三九州探題、足利氏は九州には探題を置き中國西海を鎮せしむ、建武三年に之を置けり一色範氏、仁木義長之に任す、九州に於て足利氏の敵となるべき者肥後に菊地一族なり、阿蘇氏と謀を通し西征將軍を奉して南朝に孤忠を盡せり、其勢猖獗な

りしかは足利氏は此方面に於ける探題に付ては尤も人撰せり、今川貞世之撰に當り九州に赴き肥前綾部にありし後征戰數度其所在時に變す貞世罷めて後澁川氏世々探題たりき、足利氏にとりては尤も要鎮なれば將軍も深く其職を重せり、第四守護、貞永式目の規定に依れば守護は大番役の催促に任し謀反人、殺害人の檢斷を以て其本職とす、然るに守護は武力を有するを以て地頭の職を兼攝し税を催ふし訴を聞き國中の事大小となく專行するに至り地頭御家人などを御臣僕とせり、室町時代に於ては一層守護の勢力加はれり、足利氏の初めに守護に付て屢、抑制を加へしと雖とも成功せさりき即ち建武五年諸國守護に命する文に曰く、

一 諸國守護人事

右被補守護之本意、爲治國安民也、爲人有德者任之、爲國無益者可改之所、或募勳功之賞、或稱諸弟之職、押妨寺社本所領、管領所々地頭職、預置軍士、充行人之條、甚不可然、固守貞永式目、大犯三管條之外、不可相綺、爰近年、不叙用引付等之奉書、不及請文、徒涉旬月、多累催促、愁鬱之輩、不可勝計、政道之違亂、職而由斯、仍就違背之科條、須有改定之沙汰矣、

守護の横暴を見るに足るべし、寺社及公卿の領と雖とも兼併して部下に與へ、本主に告發され引付の奉書を受くるも請文に及はざるの状見るべし、由來足利氏は此等横暴の守護の力に依て成功せしなり、南朝の吉野に在はして常に京師の動靜を窺ひ隙あらは京師に進まんとさるゝ時なれば足利氏も守護を強く所分する能はず、且つ施政の方針も概説に説きし如き有様なれば禁令を屢、出すも用をなさず守護は横暴を壇にせしなり、守護は地方に割據して大勢力を有し一國の庶政を行ひ新關をも横へ山川の税をも收めて自家の勢力を養ひ幕命を用ゐるに至りたり、蓋し此れ足利氏の大名出來し所以なり、

第五地頭地頭の職たる莊園に在て兵糧米を收むる定めなりしも守護の勢力衰ふると共に其所職を行ふ事能はず守護に併さる、室町時代の初めに其職目ありと雖とも守護と同意味の者となりぬ、守護と同じく勢力ある者は横暴をなし兼併を行ふ、又勢力なき者は守護に祇候し守護の部下に屬し其用をなすに過ぎず、足利氏の政府は上に將軍ありて諸職之を助け地方には鎌倉奥州九州に其分身を置き六十餘州を統轄す、各行政機關の下に守護地頭ありて地方に分據して其管督

者の命令を奉し行政の事に當る組織なり、諸國の守護地頭の如き當初より既に管督廳の命を奉せざる事多し、全盛の時代に於て既に然り衰勢の時代に於ては各守護各組織を作り其管國を治するに至る、其有様に於ては又別に章を改めて説かん、

室町將軍の内全盛を極めし者は足利義滿なり、足利義滿は義澄の子にして母は従一位紀良子石清水檢校法印通清の女、養母は一品尼源幸子にして澁川刑部少輔義季の女なり、即ち生母は石清水八幡の檢校田中氏の女なり、現今と雖とも八幡町の田中氏足利氏歴代の古文書を多く有するは此等の關係なり、讀者中山城地方の人足利氏の歴史研究には最も必要なる古文書を多く蔵す、あれば就て見らるべし先年論ありし頼信告文も此家より出てたるなり、此他義滿の事は南北朝史に於て説かるべき事なれば詳しくは説くまじ、正平二十三年十二月征夷大將軍に任ず、時に年十一、細川頼之之を補佐す、頼之初め南北兩朝の合一を謀らんとし、南帝に奏請する事再三なりしも成らざりき、其後元中九年閏十月大内義弘南北兩朝の間に周旋し成を行ふ、此に於て神器吉野より歸り京師に入る、義滿は官左大臣たり、細川頼之元中九年に卒せし以來細川頼元一時管領たりしか、明德四年罷めて義將を管領とす、室町時代の歴史は凡そ此頃より説くべき筈なれども歴史は連續的の者なれば一時代を限るは頗る困難なれば多少此前より説き及ぼす事あるべし、

第二章 足利義滿の全盛

室町將軍の内全盛を極めし者は足利義滿なり、足利義滿は義澄の子にして母は従一位紀良子石清水檢校法印通清の女、養母は一品尼源幸子にして澁川刑部少輔義季の女なり、即ち生母は石清水八幡の檢校田中氏の女なり、現今と雖とも八幡町の田中氏足利氏歴代の古文書を多く有するは此等の關係なり、讀者中山城地方の人足利氏の歴史研究には最も必要なる古文書を多く蔵す、あれば就て見らるべし先年論ありし頼信告文も此家より出てたるなり、此他義滿の事は南北朝史に於て説かるべき事なれば詳しくは説くまじ、正平二十三年十二月征夷大將軍に任ず、時に年十一、細川頼之之を補佐す、頼之初め南北兩朝の合一を謀らんとし、南帝に奏請する事再三なりしも成らざりき、其後元中九年閏十月大内義弘南北兩朝の間に周旋し成を行ふ、此に於て神器吉野より歸り京師に入る、義滿は官左大臣たり、細川頼之元中九年に卒せし以來細川頼元一時管領たりしか、明德四年罷めて義將を管領とす、室町時代の歴史は凡そ此頃より説くべき筈なれども歴史は連續的の者なれば一時代を限るは頗る困難なれば多少此前より説き及ぼす事あるべし、

第一節 足利義滿の驕僧

三二

足利義滿は位從一位にして弘和元年七月に内大臣に任し二年には左大臣に任し藏人頭別當に補し牛車を聽され院の執事たり、此れ尊氏義詮か生前に知らざりし官位なり、義詮は死後左大臣從一位を贈られたり、尊氏も生前は正二位たるに過ぎざりしか、死後亦左大臣從一位を贈られたり、義滿は弘和二年に其官位既に父祖を越ゆ、三年には淳和契學兩院の別當を兼ね源氏の長者となりぬ、淳和契學兩院の別當は實に義滿に於て始めて足利氏に附せしなり、淳和院とはもと淳和天皇の離宮にて讓位の後仙洞となりしを皇子恒貞親王に賜ふ、元慶五年より王氏の學問所となりぬ、契學院は在原行平が元慶五年に建て其一族の學問所となせしなり、然るに此頃よりして源氏の公卿中第一の人補せらるる但納言の時兩院別當を兼ねるも大臣となれば契學院のみを帶ふ、然るに鳥羽上皇の時院宣ありて村上天皇の皇子具平親王の玄孫右大臣源雅定之別當に補せられ世襲する事となり、其子孫久我氏相續す、然るに義滿之を奏し請ふて兼ねる事となりぬ、上下頗る異例とすれとも又如

何ともする能はず、鳥羽上皇の院宣も義滿の勢にはかなわすしてあだとなりぬ、次て三宮に准す此より准后と呼ぶ、有職問答に由れば准三宮とは門跡及攝家、清華の高位の人任せらるる官位なり、義滿も位清華と比肩すへきまでに進みぬれば此號を賜はりしなるべし、平清盛、藤原兼家、北畠親房など此を授けられし事あれとも皆時の天皇と外戚の關係を有す而して義滿に於ては此關係なし、只其勢力功勞に對して授けられしなるべし、然るに尙ほ驚くべき事あり、此れ義持元服の事に關する出來事なり、後鑑所載の春の夜の夢に左の記事あり、

應永元年十二月十七日最上吉日たるよし土御門勘へ申すによりて將軍家の御嫡男義持ことし九歳にて叙爵まし、くければ勅使將軍の御所に行迎從五位下左馬頭の補任を進らせわたす、將軍家これを見たまひていきとをり給ふによりてかさねて公卿せんき有てせひなく正五位に任し禁色昇殿をゆるさる、大凡そ叙爵の事攝家は正五位其外は清華といへとも從五位下なりしか、とも將軍家の權威によりて禁裏の評議まけてかくの如くになむありける、今義持の叙爵攝家に准しなり、義滿の僧上極まれりと云ふべし、公卿の如き義滿に對しては一言の抗すへきなか

りき義滿の一言は九鼎大呂よりも重からしむるに至る、公卿は義滿を憚り先例を破り辨官の誤書として義持を正五位下左中將となしたり、義滿も續て太政大臣たり、足利家譜、足利治亂記等の傳ふる所に由れば藤原實時寺總大太政大臣を罷む、義滿請ふて之を拜す、當時此議あるや公卿議して曰く平相國此職に任せし以來未だ此職となりし者あらず、義滿の之を望む、驕僭なりと、義滿之を聞て曰く自ら帝王となり斯波、畠山等を攝家とし、上杉、仁木、一色、佐々木、赤松等を清華とし、鎌倉氏滿を將軍とし、朝廷を廢せんと公卿之を聞て俄に任すと云ふ、此説遽に信すへからざるも、義滿驕僭の度より考ふれば全く想像せし説とも思はれず、然れとも正確なる一等史料になければ一説として參考に備えん、

義滿の斯く僭上するに至りしは義滿に於て元より罪ありと雖とも皇室公卿も亦惡かりしなり、皇室は椿葉記などに見ゆる如く、武家の沙汰とし云へは如何なる無理をも通したまひ且つ常に武家の鼻息を窺はれたり、明德三年の相國寺供養にも被_レ成_レ准_レ御齋會_レ宣とあるにても其關係は考へらるゝなり、皇室か斯る有様なりしと共に公卿は足利氏に親しむ者は榮えたり、日野氏は義滿と姻戚の關係を有す、義滿

の室は日野大納言重光の姉なり、義滿のみならず義持、義教、義政等皆日野氏と姻戚の關係を有す、重光は左衛門督を兼ね從一位なり而して院の執權なり、其勢比肩すへき者なく、其邸室は佛殿の如く華奢を極め禁中と雖とも及はさりしと云ふ、其他二條家なども義滿と親しく從て勢ありき、康暦元年七月廿五日義滿右大將として拜賀する時公卿五十七人行列に加はり、義滿車の前後を進めり、洞院大納言御簾役たり、日野重光御沓役にして、義滿陽明門代に於て下車摺を立て沓役沓を献せり、又相國寺供養の時關白左右大臣皆其用をなし、日野重光又御沓役にて裾を取り、右大將藤原通定御簾役たり、尙ほ其塔供養の時は關白は朝四時に出張ありて奔走され、法親王僧正等も、義滿を出て迎へられたり、詳しくは成恩寺關白經嗣公の相國寺供養記詳釋家部類從にあり、公卿は足利氏の從者にあらざるなり、從者ならざる公卿既に然り、其勢憶ふべし、又當時公卿及諸家義滿の諱字一を得て其烏帽子子たるを最も名譽ある事となせり、公卿は力を盡して足利氏に近寄り、其歡心を得んと務めたるなり、義滿か剃髮して道義と云ふや公卿及諸將競ふて剃髮し、道號を受く、關白師嗣大に嘆息せり、殊に注意すべきは應永三年九月十七日延曆寺登山の如きは、其儀被

准御幸と云ふ事なり尙ほ十三年には其夫人日野嚴子を准母となし三宮に准せし事荒曆にあり、皇室及公卿は義滿の死を聞くや太上皇を贈らんとせり、義滿は南北合一を謀り北朝の天子は足利氏に由て擁立されしと雖とも太上皇の號を贈る事は頗る考ふべき事なり、延暦寺の登山と云ひ其他の義滿の舉動に徴しても義滿は王者と差なく自も王者と同じと信し世も而か思ふて斯る事あるも怪しまさりしならん、此一端を見ても其僧上の度察しらるゝなり、其僧上をなせしは義滿自身に好んで之をなし皇室公卿附加和隨して之を助けしなり、

第二節 足利義滿の奢侈

足利氏は尊氏と云ひ義詮と云ひ皆美術的嗜好を有す、鎌倉志には尊氏地藏の畫あり、駿州清見寺にもあり、黒川春村か評にも、山瀬檢校か有しつる尊氏自筆の地藏尊は彩色にていひしれすめてたき眞蹟なむありけるとあるにても其嗜好は窺はるゝなり、義詮も畫を好み京都若王寺には其畫を藏すと云ふ、義滿に至ては無論繪畫の嗜好を有し殊に墨畫を好み、義滿は父祖以來の嗜好を嗣き繪畫の嗜好を有せしかは此時代に美術勃興し奢侈を極むるに至る、戰亂永く續きしかは此鎮靜と共に

に其反動として人心は奢侈に向ふ、義滿は戰を鎮め太平を致せしかは自ら王位にある如く信し意の欲する所はなさんとせり、されは奢侈の度も亦非常なりしなり、第一土木、永和四年に室町新邸成り、義滿之に移る、種々の花を邸内に植ゆ、時人花御所所と云ふ、五年を経て永徳三年には相國寺を造る、日工集によれば初め義滿一小寺を建つる考なりしも、僧義堂のすゝめに従ひ五山に列するの大寺を建て、南禪寺を五山の上に置けり、此建築も應永元年九月に焼けしかは、義滿自ら馳赴き火を救ひ、僧中津に遇ひ再建を約し十一月には再建す、應永六年九月義詮の三十三回忌に相國寺七重の塔成り之を供養す、其高さ三百六十尺、其盛儀は相國寺供養記にあり、翰林蒞集集には其塔の高さ唐慈恩寺の塔より百六十尺高しと云ふ、供養記には白川院の時に建てたる法勝寺九重の塔よりまさりたりと傳ふ、塔の舊跡相國寺の東にあり俗に其跡を塔の壇と呼ぶ此の外東寺及び延暦寺の大講堂、興福寺金堂の改築あり、其他尙ほ北山に大造營をなせり、足利治亂記應永四年四月の記に曰く

正月中旬より北山の麓、西園寺の領地を前相國義滿の隱居として西園寺へ河内國に於て多くの領を與へらる、普請奉行十六人、下頭廿人、大和、河内、和泉の御家人等役

たり、金泥を以てたくみたれば京童共是を金閣と申す、急がるゝ程に夏の始め成就して四月八日に室町殿を當將軍に讓與在て北山に御移徙、それより天下の奇物を集められければ古代畫圖、器物を集め又は新しきを用られ後代の見物に残さんと巧み作りければ日本の器物は此代を以て後代の手本とせり、
 金閣寺は此くして成りしなり、山城國葛野郡に現存するは皆人の知る所なり、其建築の結構を山州名跡志によりて紹介せん、
 有三重閣、以金箔鍍故號寺金閣寺、

閣在方丈西大庭、屋禰寶形造、棟置鳳凰、以減金作閣下至上第三法水院殿又鐘鏡置第一
 二潮音洞、南第一究意頂面、四方粉壁、板敷、梁行下中段五間半、南北五間、上段三間、四面、下段東脇面北に寄て二間の所壁、其南開戸是東の口也、戸の南幅一間の内縁、西の脇面南に寄て開戸、是内縁の西端也、戸の北二間の所壁、南面下縁、高さ一尺四五寸、如垣欄干あり、内の間取、東を勝手に取り、東西一間半、南北二間の空間、此所東の壁に寄て升上段梯あり、其西三間半の所は佛間云々
 中段四方縁欄干あり、縁幅欄干の内三尺、四方板壁、西脇面、中央一間に幅三尺餘の窓

あり、如右、北面中央に一間の口あり、開戸間の中央に以木所造岩洞あり、布着漆塗、以て天井、平板、長押、柱に花唐草の畫所々消殘れり、正面開戸、左右格子至上閣、東間寄東壁向西有梯、

上段四方縁、欄干、擬寶珠、寶珠作以木四方中央唐戸二枚戸、左右火燈口、漆黒内障子、額、究竟頂、堅額、後小松院震筆、内十八疊板敷、漆黒縁板、同漆地、銚存、天井平板、此所内外屋禰、寔天井、勾欄共に金箔を麗、勾欄は悉く脱て金光幽に存す、

建築されし當時の模様は知れざるも、其大概は窺はるゝなり、椿葉にも其壯嚴結構常磐井殿相國よりも立勝りたりと云へば、裝飾の美比すべきものなかりしならん、僧雪溪は義滿に此新第不可換、西方極樂也と評したり、應永十五年三月に行幸ありし時には又新殿を十三ヶ所に構へ天子御座の殿を八棟に作て八龍を立て、金色に彩り、御殿西北の二方には早咲の櫻を並木に植させ、其間の庭には五色の沙を鱗形に布たりと云ふ、されば又一層華麗なりしなるべし、此大建築は元來何程の費用及ひ工夫を要せしやと云ふに臥雲日件録に最一檢校か述ふる所に従へば、經營畢らざる時に其費を考へしめしに廿八萬貫なりしと功畢れば殆百萬貫となりしな

らんと云ふ、工は凡て諸大名に命して助けしめしなり、此等は其土木を起せし主なる者なり、此等に由ても足利氏盛世義滿の驕奢は考へらるゝなり、
 第二豪遊、義滿の豪遊は政畧上の必要より地方巡遊を企て又崇佛崇神の結果より巡遊をなせしの二つに歸す、其巡遊は實に頻繁なりき、嘉慶五年春紀伊に遊び高野に詣り豫め南方に備ふ、其六月には駿河に至り富士を觀、康應元年には西海に遊ぶ、從者皆はなだ色にめゆひとかいふ紋をそめ、袖口細く裾ひろきうちかけを着し赤き帯及び赤き短き袴をつけ青き脛巾を用ゐ、三尺の金飾の刀を佩く、時の人彼是評し合へりとなん、其從者中修理大夫山名義理、右京大夫細川頼元、日野左小辨資國、左近衛將監畠山貞清、畠山七郎、今川修理亮、眞下某、古山十郎は船中に候し、畠山右衛門佐基國、山名播磨守滿幸、細川淡路守氏春、土岐伊豫守滿貞、鎮西探題今川貞世、越後入道今川氏兼、今川右衛門佐仲秋、今川中務大輔頼春、伊勢入道、曾我入道、朝倉因幡守若王寺別當、古山珠阿、松壽丸、醫士坂士佛を別船とし、康應元年三月四日京師を發し兵庫より船にて瀬戸内海を巡遊し嚴島に至り周防に航し西海に赴かんとせしに暴風にあひしかば引返し廿七八日の頃入京す、紀行の詳細は今川貞世の鹿苑院殿嚴

島詣記群書類從記行部にあり紀行を讀む時の便にあり、其九月には高野に詣り明徳四年には若狹に遊び又伊勢に赴き神宮に詣り美濃を経て歸る、應永元年二月伊勢に四月奈良に九月又奈良に詣る十年十月又伊勢に十一月四月高野に十二年十月又伊勢に赴く、義滿の旅行せし跡尙ほ多からんか此等は廣く世に傳ふる事なり、此れに依ても如何に其巡遊が頻繁なりしかを見るに足らん、此等は崇佛崇神の餘に出でし事もあらんが、或は奈良高野は南方の餘黨に伊勢は北畠氏に對して赴きし事もあらん、此豪遊も亦費用を要する事多く嚴島詣の如きは其奢侈の跡見るべし。

第三遊樂、足利時代殊に盛となりし遊樂は猿樂なり、猿樂と云ふ名は古くよりありしなり、然れども此は足利時代の猿樂能とは性質自ら異なり、倭樂傳記及び庭訓往來古抄などの傳ふる所に由れば猿樂には大和に四坐あり、秦河勝の子孫氏安あり、此後胤金春大和にあり世々秦河勝鬼面を藏すと云ふ、伊賀に服部と云ふあり、姓を結崎よづきと改む、長谷寺觀世音の靈夢を蒙り觀世と云ふ、同宗に實生あり又上野國小畑一黨にて大和の坂戸を領する者あり、此を金剛坐と云ふ、此等を大和の四坐と云ふ

即ち寶生坐、觀世坐、金剛坐、金春坐之れなり、共に大和春日の祭祀に奉ず、此他河内に新坐あり、丹波に本坐あり、攝津に法成寺あり、此三坐は賀茂住吉の祭祀に奉ず、伊勢に和坐、勝田坐、主同坐あり、大神宮祭祀に奉ず、觀世坐に元清あり、元清殊色双ふ者なし、義滿大に之を寵幸し、左衛門尉を授く、爲に猿樂大に流行し、朝廷の雅樂衰へ、猿樂代り用ゐらるゝに至る、猿樂には裝束を作り、舞臺を設くるなどに、非常の費用を要せしなるべし、義滿は元清の殊色を愛せり、當時男色盛にして、諸寺に喝食ありて、女裝して給仕す、義滿にも近侍の少年多かりき、此等は皆容色ありて、嬖せらる。

此土木、豪遊、遊樂等は、其奢侈の主なる者なり、義滿既に奢侈なり、其臣下其心を以て心とし、奢侈の風は引て、其時代の風をなし、上下皆奢侈を事とす、從て其費用を要する事、非常に大にして、重税を課するに至る。

第三節 義滿の崇佛崇神

足利氏は北條氏の餘流を受けて、佛法を信する厚かりき、尊氏直義は天龍寺を建立し、僧疎石を迎ふ之と共に、諸國に命じて一寺を創し、各其寺に塔婆一基を建設せんとせり、各國に於て其寺を安國寺と呼はしめんとせり、蓋し天平の國分寺の制を模

したるなり、曾祖の風此の如し、義滿も此風に從ひ、佛教を尊へり、神道に在ては殊に八幡を氏神とし、之を尊び、石清水八幡に寄附せし土地頗る多し、其寄進狀八幡町田中氏所有す、伊勢神宮、奈良春日社、參は最も屢、行はれし者なり、此に由ても、其崇神の一斑を知るを得、但し當時の神社は皆寺院の管轄なり、本地垂跡の説現はれし以來、神社は寺院の管する所なりしなり、石清水には檢校田中氏あり、醍醐三寶院は六條八幡宮、丹波篠山八幡を管するが如し、故に僧侶の勢力、寺院の勢力を説けば、義滿か社寺に對する有様も、自然説き得らるゝなり。

○ 第一、當時の諸宗、禪宗は北條氏以來の餘風を享けて、最も盛なり、此時代に五山あり、鎌倉五山と京都の五山とあり、其席次は至徳三年七月十日の圓覺寺文書に定むるあり、京都南禪寺は五山の上にあリ、鎌倉五山は建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙寺なり、京都五山は天龍、相國、建仁、東福、萬壽寺なり、義滿か相國寺に詣りし事、供養せし事、既に説けり、又北山鹿苑寺の事亦説けり、此等の状態に考へても、其禪の盛なりし事知るべし、他宗には延曆寺も亦勢力を有し、山徒動もすれば、日吉の神輿を擁して、嗷訴せんとす、圍城寺は初めより、持明院の御系統を助けしかば、足利氏には勢力ありき、密宗

にては東寺早くより足利氏を助けしを以て園城寺と共に勢力を有し其所領も多し、醍醐の三寶院は盛大にして非常に義滿の尊敬を受く、三寶院は修驗道の寺なり修驗道には聖護院あり之を本山司と云ひ、三寶院は別派にて當山司と云ふ、相宗には東大興福の兩寺奈其にありて優勢なり、山門の嗽訴と共に神木を奉して入洛せんとす、此他淨土一門及日宗の高僧ありて又此時代の崇敬を蒙れり、
 第二僧侶と義滿、足利氏は其顧問として僧侶を用ゐしなり、尊氏義詮既に然り義滿は殊に僧侶に依頼せり、當時學問は五山密樹の間に潜みたりしかば唯一の學者は僧侶なり、爲政者は古今の治亂東西の變革を知るを要す此を知る者は僧侶なり、故に將軍の顧問たりしなり、空華曰工集滿濟日次記を見れば僧侶が政事に關與せし事知るべし、義滿の尊びし僧に付き云へば先づ第一に中津あり、中津は絶海と號す、疎石の弟子なり、中津は明に遊び抗州にありて金寶宗勳を師とす嘗て太祖皇帝に謁し熊野浦の詩を獻せし事あり居る事九年永和二年歸國す、津は才學に長し時務に通す大内義弘を堺に説きて應永の亂なからしめんと務めたり、外交の書類も其手に成る者多し、且つ當時禮法に通せしを以て明使の來るや接待の任に當れり、相國

寺鹿苑院に住む、政事の大小與り知らざるなし、後應永十六年九月佛智廣照國師と諡す滿濟は權大納言今小路師冬の子なり義滿非常に之を愛し猶子とし醍醐三寶院を嗣かしむ、三寶院は龜山帝の時非常に信仰を受け門跡たり、義滿剃髮して道義と稱するや滿濟を三寶院の京師出張所とも見るへき寺、法身院にあらしむ、三寶院は三條六條の八幡篠村八幡を管せしかば足利氏の尊敬を受くる大なり、將軍は法身院に參詣して後元朝の賀を受く、されは足利氏にありては大に敬重され其領土の如きも二十餘國に跨れり、義滿の時滿濟は常に黒衣の宰相として働き寺社の爭論は勿論管領國持衆等の爭ある時には必ず顧問として相談せり、其狀は滿濟日次記を見れば明かなり、本書は實に當時に於ける唯一の一等史料なり、僧義堂は初め鎌倉圓覺寺にありて足利滿氏を輔け政務に參する事多し、康曆二年義滿に召されて京に歸り等持、建仁、南禪三寺に歷住せしが義滿に説く所頗る多かりし、空華日工集續史集は其著なり、此に由て其大跡を見るを得、義滿を説きし條一二を擧げん、
 康曆三年十一月府君問孟子中伯夷、伊尹、柳下惠、清和仁孔子集大成者等事、全畧答之、
 且喜勸君曰、君有心於學問、必有補政教宜、相續勿怠、云々

又十二月三日府君問以文武治天下、餘日修德爲文正、戊戌爲武、武之用、在安天下、不必事干戈、

此他此類の文多し、臥雲日伴錄、日工集を引用せし文中にも、義滿を戒むるの句あり、享徳二年七月の記事、此等に依れば、義堂が頻に爲政者に文學講究を説き、文學を以て政務を補ふをすゝめ、爲政の大本を説き、義滿をして據る所を知らしむ、南禪寺靈見亦非常に歸仰を蒙る、曾て北山莊に至るや、義滿大に喜び同舟して、西芳精舎の池に遊ぶ、其舟に乗らんとするや、義滿爲めに其履を取て舟に遷す、此他僧明葩あり等持、天龍南禪、東福、光明等の諸寺に住す、又義滿に尊はれ、政務に關與せり、僧明應も尊敬を蒙れり、明徳三年八月國師號を受けしも、相國寺の供養を終て、後國師號を辭し、其師無極に讓る、

此等に由り考ふれば、僧侶は將軍の顧問たると共に、又教導者たりしなり、僧侶が將軍の顧問たり、教導者たりしは、全く學才ありしに依る、されば僧侶は此學才に對して、將軍の尊敬は拂はれしなり、其尊敬は如何にして拂はれしやと云ふに、佛閣の建立及び時々、の參籠によりて、形に現はされたり、乃ち其結果は、土木を盛にし、豪遊を連りになすに至りしなり、

第三神社、八幡宮に足利氏が歴代參拜し、又寄附造營をなす事は多かりしなり、之れ足利氏は源氏なればなり、此他春日社參拜寄附もありしなり、最も興福寺に屬せし故興福寺と連關して、其寄附ありしなり、春日神社文書に、其造築の文書多し、此等の工事に關しては、常に諸國に段錢を課せしなり、北野の天神に在ては、北野文書にある如く、西京の酒麴税は北野社の費用たりしなり、此麴職に付ては、屢、争生せり、嘉慶元年には、神人等他方に赴き、酒麴の業を請習、商賣を盜むに至りし事ありたり、幕府之を戒め、應永廿六年には、東西兩京に於て争ひを生せし事もありたり、争ふ丈けに利益も多かりしなるべし、此他各洲の古文書に付き考ふれば、尙ほ此類多からん、

◇第四、造寺造社、土木の條に於て、造寺造社の事は、概略説けり、崇神崇佛の結果は、僧侶を尊ひ、參詣を連にし、造寺造社をなすに至る、相國寺の建築、供養等は、既に説けり、興福寺供養の事も、概説せり、其用脚の如きも、春日神社の文書に由れば、其總收入一萬六千七百一十一貫六百六十五文なり、而して其收入大部分は、八郡の段錢なり、其他は京錢及び關稅なり、支出の高は一萬六千五百七十二貫五百廿六文なり、其主なる者

は金堂四并修補及び御塔下四層造營等なり、當時寺社臨時の費用は勿論段錢を課せしも寺社には此他關稅ありしなり、兵庫關及淀關等の運上は與福寺の所得となりしなり、

當時諸宗興隆の有様に考へ義滿が爲政者の位置にありなから雲水の僧侶を尊ひ常に段錢國役錢を課し造寺造社をなせしを見は其崇佛崇神の狀見るを得、恰も徳川綱吉が宗教に迷信し桂昌院の言に聞き諸國に佛寺を建立し神社を修築せしと金く同しかりしなり、

第四節 應永の亂

第一、亂のをこり、大内義弘が應永六年十月に泉州堺に反せしは義弘南北兩朝の合一を謀り鎮西探題兵徴なりしかは此を助けて九州の鎮壓につとめ山名の反には功をあらはせしかは防長二州の外豊前、安藝、和泉、紀伊義隆記に山城國を拜領すとふ加の六州を領し家富み兵強し、されは自然に管領を侮り管領も亦妬みしかは相互の關係面白からず、加之難太平記の記事によれば今川了俊に説て大友氏と連合し自強の策を立てんとせしもならさりしかは反て了俊を怨み義滿に譖し了俊

は探題を罷められたり此頃より上を凌ぐの志ありしなり、臥雲日件錄第六文安五年八月の條

櫻史籍によれば

予又問鹿苑院殿於此移宅之事、曰創基恐在干泉州合戰之前一兩年、歟初命諸大名之士役干土木、獨大内義弘曰吾士以弓矢爲業而已、不可役干土木、即義弘深逆鈞旨之濫觴也

既に管領と善からず今又義滿の旨に違ひ北山造營の時勤めさりしかは義滿の御前宜しからず、五年八月に朝鮮より朴敦之使として來りし時接待に賄賂を受けたりと管領譖しければ管領を除き四職を退けんとして關東の足利滿兼と通し東上するに及びぬ、

第二、義滿の讓步、義滿は義弘泉州堺に上りしと聞くや青蓮院尊道法親王に托して伊豫法眼を下し義弘に上洛をすゝむ、義弘聞かす、又中津を使はし慰諭する所あらしむ、中津堺に趣き上洛をすゝめしに義弘辭を盡して其反に及ぶ所以を説けり、第一に今日迄の功勞を述へ義滿か、菊地に通し義弘を伐たんとせしを詰り、第二に紀泉兩州を奪はれんとすを嘆き、第三に其弟伊豫守か小貳退治の時討死せしに恩賞

の沙汰なきを訴へり、中津亦辨する所ありしも義弘頑として聞かず、遂に反するに至る。

第三、戦争、亂の詳細は應永記、難太平記、鎌倉大草紙（共に群書類）、足利治亂記等にあれば此には概略を述べん、義弘は堺に方十六町に井樓四十八矢倉千七廿五を作り五千の兵を以て防禦し、森口城及鴨山の兵をも召し集めて兵勢に備ふ、義滿は畠山基國及斯波義將等を率ゐて東寺に出陣す、後八幡宮に陣す、十月廿九日より戦始まれり、基國義將は北より細川頼元、赤松義則は南より京極持高は東より攻め、四國淡路の兵船西より攻む、容易に落ちさりき、十二月廿一日に至り京勢北より城に火を放ちしかば、落城に至り義弘討死す、時に年四十四、遺骸を周防國吉敷郡上宇野合村香積寺に葬る。

第四、結果、堺町は戦争の爲め人家一萬軒餘灰燼となりたり、義滿は北山に凱旋し大内の紀伊、和泉、豊前、安藝を削り紀伊を畠山滿家に與ふ其餘を以て諸將に與ふ、大内氏は義弘の弟弘茂嗣き留主盛見を討つ、元來義弘は堺合戦の敗亡を豫想し盛見に書を致し大内の宗廟を守り領國を堅く守らしめ堺戦争の勝敗に關興せしめさり陣没す、此れより防長に勢を得、

第四亂の影響、美濃に於ては土岐詮直及び同族池田秋政或は康政と義弘に應じ兵を擧げ長森城に籠る、義滿堺陣にありける土岐頼益をして之を伐たしむ、頼益忽城を攻落し詮直を召取首を刎ぬ、之と共に丹波に於ては山名氏清の子滿氏（應永記に氏とあれば時清なるか、清氏は其弟なり）亦義弘に應じ京師に迫り父の怨を雪かんとし何鹿郡八田郷（八田郷に兵を起す、大館氏（名知）萩野源左衛門、佐々木、小原等防戦せしも功なく戦死す、續て名古屋三郎、勝間田遠江守等も討死し、滿氏も退却す、京極五郎左衛門秀滿も近江より京師を攻めんとし進みしも園城寺の僧徒勢多橋を徹して此に備ふ、然るに泉州より義滿の命として京極高詮歸り來り之を伐ちしかば秀滿美濃に赴き土岐詮直と合せんとし垂井に赴きしに土民蜂起せしかば散々に破られ之を知らず、鎌倉に於ては足利滿義自ら強大をたのみ遙に義弘に應ず、幕府を助くると聲言して

武州高安寺に陣す、管領上杉憲定切に諫めしかば事なきを得たり、然るに應永六年十二月廿一日義弘討死の報到來せしかば七年三月歸陣す、滿兼幕府を謀らんとするの念は尙ほ止まざりき、義弘は足利庄をば滿兼に與へ其志を解かんとす、滿兼も亦憲定の諫により大に省する所ありき、相州三島文書此間の消息を傳ふ、滿兼の願文に曰く、

三島社壇

立願事

右滿兼誤以小量欲起大軍、然依補佐之遠慮有和睦之一途仍止發向、早隨時宜重、又有諫言云々、良有所以令定運命之通塞、須由冥助之淺深、若違冥慮者爭達微望、若有神助者、自開福運、不可求力不可勞心、故任彼諷諫、忽醜異心、即爲改其過而謝其咎、記其意趣、偏仰冥鑒、伏願當社早昭丹心、彌加玄應、都鄙無事、家門久榮、矣仍願書如件、敬白、

應永七年六月十五日左馬頭源臣滿兼(花押)

此文に由れば滿兼か此間に於ける舉動は明に考へ得らるゝなり、今川貞世の動靜に付き又考ふべきことあり、然れとも此は又別に節を分て説かん、

應永の亂に特に注意すへきは、大内義弘の弟弘茂の陣中兵部卿師成親王及び菊地肥前守及び楠木氏の一族加はれり、或は正秀なりと傳ふるも確に知り難し、楠木氏は大和路に逃れ、菊地肥前は行方知らずと云ふ、師成親王は後村上院の皇子に渡らせらる、新葉集の作者なり、亂の後周防に下向さる應永七年二月吉敷郡上宇野令瀧法名あり、此れ親王御薨去後の墓地と云ふ、無銘の墓あり之れ其墓ならん、

第五節 今川了俊の動靜

九州探題としての今川了俊は九州の條下に之を説かん、又其探題を止めらるゝに至りし事情も九州の事情と關係する多し、故に別に説かん、只應永の亂を既に述べつれば此に關係したる了俊の有様を述べん、今川了俊は九州探題を罷められ、駿河の守護となりぬ、駿河の守護となりしも未だ探題の後任定まらざりしかば、一旦は駿河に退くと雖とも亦鎮西に歸る事もあらんと思惟せしなり、此れ應永二年十一月十五日付を以て、今川の家宰首藤聖信か阿蘇社宮司宇治惟村に遣りし書狀に由て知らるゝなり、其文は阿蘇文書に收む曰く、

一此便宜御安堵等の事可申沙汰候處、探題駿河國拜領して昨日は下向候、我々も可

罷仕之由、自御所蒙仰候之間一兩日之間、罷在候所詮九州之事者、年内無餘日、明春二月に成候者可有御沙汰にて候、仍探題も其時急に被蒙仰候之間、長く面々御在京も御痛敷候、其上京郡之不審共をも申候はんために下り候

とあり、此にても大躰は考へ得らるゝなり、應永二年は餘日なきも三年に至れば或は鎮西下向の命を蒙らんかと思惟せしなり、而して貞世名は駿河の守護なれども實際は只半國を領せしなり、然るに貞世の甥泰範は而か思はずして此地は反て貞世より義滿に願て受けし者と信し、遠江か貞世の弟仲秋に屬するにも關らす自ら之を請ひ受けんとし、義滿に伯父貞世を讒せり、然るに其内に鎮西探題も後任定まりしかば、貞世愷々として樂まさりき、時に應永の亂あり、大内義弘は貞世とは鎮西探題の時より親しかりしかば、鎌倉の足利滿兼の御教書を貞世に與へ、味方となさんとせり、されど貞世は其御教書を將軍に奉れり、當時の状況に考ふるに貞世は義滿に御教書を呈せしと雖も、確に其志は滿兼に寄せたりしなり、滿兼か反形に現はれざりし故、從て貞世も反するに至らざりしならん、關東京師の和成るや、義滿は了俊を以て關東に黨する志ある者となし、上杉憲定に命し貞世を除かんとせり、上

杉文書に此間の消息を漏せり、曰く

年始慶賀珍重々々、抑今川伊豫入道關東へ沒落のよしきこへ候、不思議の巷説の者候かやうにて候者、天下のため不可然候、何とも御方便候討候は、悦入候、其子細慶阿方より可申傳候也、

正月十一日

義滿(花押)

上杉安房入道殿

一時はかく命令して了俊を討たんとせり、了俊の爲めには京都に讒構連に起りぬ、了俊の身を此間に所せし動靜頗る怪し、其内實に於ては充分鎌倉に志ありしも、未だ外形に於て反するに及はざりき、彼の今日は實に快ならざりしなるべし、故に反せしと臆斷を下す人あるに至る、此時の事を尊道親王行狀七月四日五壇法の條に「又遠江御敵宮内少輔入道星野沒落、今川伊豫入道降參云々、此れ伊達氏輩名氏が反せし時にして、(別條に説かん)宮内少輔は今川泰國にして、星野と云ふは何人か知らず、了俊此等と共に反せし様に考へしなり、此は一時了俊を疑ひ反せしと思惟せしに至りし者ならん、了俊は其疑を避くる爲めに、關澤に退き幕府の命を俟ち、其子孫

の事は全く京鎌倉の沙汰に任したり然るに藤澤は鎌倉に近き故鎌倉に變あらん時之に應して反せんかとの疑ありしかば他に轉せしめんとせり上杉憲定全く之に當れり今川泰範も了俊とは不和なる間なるも此る際には了俊の爲めに勤め訴ふる所ありしかば遠州堀越を懸命の地として賜はるに至る其後義満色漸く和らぎ彼か鎮西にありし時の舊功を追想し再應京都に招けり了俊は京師に至りしも亦往日の勢なかりしかば再び遠江に歸り餘生を養へり應永九年頃中風となりたり時年七十七歳なり其後凡そ九十歳の頃卒せり其墓は遠州目付の海藏寺にあり遠州には目付と云ふ名何れにあるや知りかたし海藏寺と云ふ寺二つあり海藏寺もあり何れも曹洞宗なれとも何れか墓を有するや知れず

第六節 朝廷の御有様

持明院大覺寺兩統に付き持明院派は足利氏に擁立され京に在はしき持明院大覺寺兩統の御關係に付きては南北朝史に尤も關係する所なれば夫に譲るとして持明院統に付き云はん椿葉記に由れば後光嚴院位を遜るゝに當り院は其位を皇太子緒仁に傳へんと思召し崇光上皇は亦位を其皇子榮仁に傳へんと思召し互に武家により位に昇らんと競ひ給ひしに緒仁親王即位さる此より後光嚴院の御系

統と崇光院の御系統と不和となりぬ一方には持明院大覺寺統の争あると共に又此争あり而して緒仁親王は即位ありて後後圓融と申し奉る後小松帝稱光帝と相嗣きて即位されたりされと稱光帝皇子あらざりしかば榮仁親王の御孫彦仁親王御即位ありたり後花園院之なり此に於て崇光帝の御系統御即位ありたり光嚴帝御置文の次第に従へは持明院統の長講堂領は榮仁嗣がせらるへきを左はなくて崇光帝の崩御と共に一切後小松院に召上げられ榮仁親王は只伏見の宮に居給ひぬ然るに應永五年五月花園院第一の皇子直仁親王薨す萩原殿葛野郡に在り仁和寺萩原の仙居と闍大曆に居たまひしか薨去の時御遺言ありて播磨國衛等の地を榮仁親王に譲らる義満此遺命の旨にまかせ播磨國衛等の地を榮仁親王に献し親王を萩原殿に居らし而して義満は屢々參殿し親王に伺候せり嘗て進物十萬疋も献納せし事ありき親王よりは此禮として御庭の田植など興行されたる事ありき應永八年二月廿九日の黎明御所に火ありて回録しぬ歴代の御記和漢の書籍珍器皆宇有に歸し漸く神器及び一二の物出しのみ後小松院は一時滿濟の鷹司東洞院坊即ち法身院に御行幸ありしか後室町第に入る八月に課役始まり翌九年十一月

落成す、天皇還御ありき、此れ土御門内裡にして其址は現今の御苑の西に接し烏丸通上長者町と下長者町の間なり、等しく土御門内裡と云ふと雖とも後小松帝の時と正親町帝の時とは其宮居の場所異なるなり、本居翁の玉勝間卷四に云ふ説に従へば此内裏には光嚴院より後奈良院迄ましましたりと又此を土御門東洞院と云ふは御所東洞院にありしなり、土御門の同じ廓の内にて御所は時々少しつゝ所かはりしなりと而して現今の御所は正親町院の時造營されし者なれとも此は土御門内裏の外廓漸々東へ北へ廣かりて今の世の外廓となれりと云ふ、土御門内裏の模様は裏松光世固禪の著はされさる大内裡圖考證四十八里内裏と云ふ所に詳しく書かれたり、此圖説は土御門内裏の繪圖即ち貞治及び應永の繪圖に由て書かれし者なれば尤も正確なる者なり、義滿は此造營をなせしかは朝廷深く其功を嘉せらる、されと義滿は之を自己の功となさず其功を義持に譲る、これは義持は足利家官位記にある如く造内裏の賞として従一位に叙せらる時に歳十七なり、御所に火ありしと同年の七月四日の夜また伏見殿焼く、歴代の舊記、文書、樂器等大概焼く、榮仁親王は既に二三年前萩原殿より還りて伏見殿に在はせしかは此厄

に遇ひ給ふ、されは一時嵯峨に在はせしか後有栖川に住はる、之を有栖川の宮と云ふ。

第七節 南朝の勢力

南北兩朝の合一成りて南帝は京師に歸り嵯峨の大覺寺に入らせられ神器後小松天皇に傳はり、南北合一の條件としては此以後兩統迭立の議ありしならん、兩統迭立の約ありしと書きし記録今日一も存せず、只南方記傳に後龜山の太子寛成親王立東宮とあるのみ、寛成親王の立東宮の事あるか但しは約束にてもありしならん、迭立の條約成立せしならんも正確なる一等史料には此記事毫もなし故に信しられず、只天皇の御讓位あることに南帝の後裔動搖し毎に亂を起し南軍の餘黨與みするあれば或は迭立の約束ありしものなるか、時の使臣大内義弘自己の考より一時の策として迭立を申出せし者なるか、判然せず、後龜山上皇は御落鎊あり御法諱を金剛心と申し奉る、御領は大和國吉野にあり、足利の供御もありしならん、義滿は厚く尊敬し奉れり、吉田兼敦か日次記應永十二年三月十二日の條に今日義滿准后御參仙洞大覺寺被招申了而被進一献三萬疋也

同廿三日乙巳自北山殿鷹眼十萬疋御劍一腰金御服卅重被進仙洞是先日御參之時
准后御盃法皇被召之爲被謝申云々天下之美談也

義滿は時々上皇に參せしなり此等に依ても足利氏は南朝の御末に對し尊敬を表
したるを知るべし後龜山上皇と義滿の關係此の如し而して南北合一と共に南朝
の臣下たりし人々も舊領を安堵せり尤も南朝に關係ありし近衛二條阿野等は其
領を削られぬ伊勢の國司北畠顯泰の男親能の如きも義滿の一字を受けて滿泰と
改め一族にも叙爵の恩典を被る者あり然れとも尙ほ大和に於ては北朝の粟を食
むを潔とせざる人々ありき十津川記正確なる者にはあらず史籍集覽に收むによれば四條三位資行
目野右少辨邦氏中園左右衛門佐宗頼武士には越智通頼楠正秀和田正高橋本兵庫
助三輪左衛門尉宇野掃部介等ありし由數名の名を列せり誤傳にもあるまじ此後
大和に南軍の亂屢々あるにても知らるゝなり確に吉野及其附近には南方の武士
在りて時機の到來を待てり足利氏も恐るへき敵にあらざりし故其儘になし置き
しなるべし中央の南軍此の如し而して其地方に於ける南方の勢力は足利氏の勢
力及ふ事少なき丈けに又優勢なりき今より條を追ふて地方の有様を説かん

第一 鎮西の有様

一 征西府鎮西に於ける南朝勢力の中心は征西府なり征西府は懷良親王の率ゐら
れし勢力なり親王は延元の昔冷泉持房五條頼元等と共に九州に下られしなり爾
來鎮西探題に今川貞世ありしかは九州に於ては南北兩軍の衝突は殊に甚たしか
りしなり南北兩軍の關係を知るには阿蘇文書薩藩舊記島津國史大友文書都甲文
書深堀系圖證文萩藩閱録求麻外史征西將軍宮譜歷代鎮西要畧北肥戰志大宰府
管内志肥後國志等に依らされは詳に知り難し而して此等の書中印刷されし者は
鎮西要畧史籍集覽肥後國志あるのみなれば容易に知り難し而して征西府の歴史を説
くは南北朝史の範圍にて本史に關係なし故に今は只征西府衰微に至る有様を説
く順序として概畧を述べん鎮西探題と征西將軍とは互に輸贏を争ひ勝敗ありし
か結局漸々其勢力を失へり懷良親王は筑後高良山に在りて今川氏と對抗せしも
時運利ならざりしかは菊地武朝等と共に肥後に退き菊地の居城隈府に在はした
りされと此すら攻められしかは一時肥後玉名即玉名の清村に退き給ひし事すら
ありき宮は此時時運を挽回せんとして阿蘇社などに祈願を籠め靜謐を祈り天下大

平殊に九州靜謐の祈禱を抽つへき様阿蘇社に達せられたり此の悲運の間に宮は
薨去されたり時に弘和三年三月なり此に於て南方の勢力一頓挫を來せり懷良親
王の後は眞成親王御享けありて將軍宮と稱す古本帝王系圖によれば良成親王は
後村上天皇の皇子にして長慶院後龜山院と御兄弟なり此宮こそ今後の九州南軍
の中心たり

二、南軍の勢力南軍の勢力は先づ菊地氏の勢力肥後菊地郡附近にあり阿蘇氏は兩
家あり

惟資—惟種—惟澄—惟武—惟政—惟兼
惟景—
惟固—惟時—惟直—惟村—惟郷

而して惟澄の系統は南朝にして惟村系統は北朝なり惟村は惟澄の子なれとも其
母惟時の女なれば惟時の養子となり北朝方たり惟澄方の領土は阿蘇社領の外肥
後の葦北及豊後の朽網郷なり五條氏は其本領筑後河崎庄内矢部大淵なり頼元の
後良氏良遠頼治等矢部の高屋城にあり此他肥後八代郡豊稻城には名和氏の後裔
あり此れ南朝の主力にて島津氏求麻の相良氏大友氏等は向背定まらざりし

三、肥後の征西府南方の勢力此の如しされと京師に於て合一行はるゝ前に於ては
此等南軍の勢力は地に落ちて毫も振はず征西將軍宮も北軍に窮迫され菊地の隈
府にすら留まる能はず一旦八代郡に赴かる其の居所は同郡高田郷の地にして現
今の高田御所と云ふ所なり同所には隨從の人々の名此所に在りて求麻の相良前
頼を頼み前頼をは肥前守護となされ且つ前頼が京師に遊ひし時も前東福寺住無
塵禪師を介して吉野に南帝に謁せしむるなど力められたりされと今川貞世の畫
策着々功を奏し諸士に食はずに利を以てし之を誘ひしかは其勢力も漸々衰へ宮
は宇土に八代に轉住さるゝに至れり此頃矢部の五條氏筑後にありて矢部津江兩
山を根據とし勢力恢復を謀りしも亦た奏功する能はず例令京郷に於ては南北合
一あるも征西將軍の宮は孤節を持し菊地矢部等の諸氏と只肥後南部筑後の一角
のみを有し其の勢力を維持されたり元中十年二月九日に九州に於ける南軍勃興
を阿蘇惟政に頼まれしにても其志は知らるゝなり今其文書を挙げ當時の状態を
考ふる料とせん

九州再興事所被憑思召也此時分舉義兵者豊後日向兩國守護職若肥肥國八代庄河

尻一跡三船一跡海東一跡并豊田庄等事可被知行之由依征西大將軍宮仰執達如件

左中將

約するに賞を以てし鎮西克復の大業をなさしめんとせり然れとも阿蘇氏獨り起
たんとするも大勢許さしれは又如何ともする能はず起つに及はさりしなり
此頃京都には南北兩朝合一はれしかは南方の勢力は漸々北方に降り或は合し
相對立する事なきに至る當時九州南軍の主力菊地武朝阿蘇惟政等も北朝に合一
なしぬ阿蘇文書に

阿蘇大宮司惟政申肥後國當社本神領所々并神用米等事任御教書之旨可被沙汰付
惟政代若有子細者可被注申之狀如件

明德四年十月五日

陸奥守花押

菊地肥後守殿

之れ斯波義將が菊地阿蘇に對して命令せし者にして北朝方となりしや明なり而
して征西將軍宮は如何にして在はせしやと云ふに宮は肥後の南郡に在はして後
去て筑後の五條氏に依られしならん五條文書史微墨寶にもあり

道徹退散大慶此事候當山之名譽彌可超過候歟就中云計策云粉骨旁以痛敷存候ツ
其功定可有期候哉感悅之至難盡筆端候期參之時候也

と此文書は十月廿日の日付にて此裏に御筆御在所矢部大柵元中十二年十月廿日
とあり即ち應永二年十月なりされは將軍の宮は當時矢部に在はせしに道徹其本

ならされとも大友豊後日田津江に寄來りしなり御在所大柵は肥筑豊三國の堺九
州無双の要害なり之れより矢部川西流し大淵に至る即ち五條氏居城なり此後は
宮に關する文書諸家になしされは宮は此頃薨去ありしならん其墓は矢部村此れ

より南朝の勢力亦振はす九州南軍は征西將軍の薨去と共に勢なきに至りぬ

四鎮西探題の事九州の事漸く緒に就き足利氏の勢力九州各地に及へり此れ九州
探題なりし今川了俊の功なり了俊の措置或は適當ならぬ事ありしならんも概し
て云へは今日迄の他の探題に比するに大に奏功せし者なりされは南朝の勢力も
只肥後筑後の一角にのみ残るに至れり此に於て幕府は九州諸將恩賞を行はんと
して大躰の目安を定む其時の沙汰は禰寢文書にあり

一九州地頭御家人諸侍安堵恩賞は京都に注進すへからず只探題之を沙汰す

二、威狀は御注進次第將軍より沙汰す、

三、兩島津諸本領大隅薩廣兩國の守護職闕所以下御恩賞として探題に給す、

四、九州有功の士卅餘人小番衆となる、

右の如く恩賞を官領より命令せり、然るに貞世か探題として施政する事常に幕府の命令と相背馳せり、九州の士多く之を疑ふ、由て上洛して充分に辯明し、諸士の疑を解かんとせり、されは應永二年二月上洛せり、此よりは再ひ歸る事なくして駿河に下れり、何故に貞世が探題を罷められしやと云ふ事を考へ、此問題を解くには九州京都の二方面よりすると尤も便宜なりとす、第一九州に於ては貞世か九州に下りし以來は大友など全く其勢力を失ふに至りぬ、大友は探題の執事として勢を振ひ一族皆攻城野戦に務めしも行賞豫望の如く多からざりしかは之か排泄運動をなせり、加之す貞世も九州に於ては施政上誤ありしなり、水島陣に於ては少貳冬資を詐て刺殺せり、無論之は止を得ざりしに出てし所置ならんも之れより九州の家族疑を狭むに至り九州に於ては人心を失へり、島津伊久か大友に與へし書狀あり、此にて其概要は窺はるゝなり、曰く

今月十六日の御狀同廿二日に到來、謹拜見候、抑今川殿上洛の事承悦無極候、如御存知三ヶ國之凶徒等此一家に企る隱謀叛逆之族に被副力、被差下大將之事御意趣何事候哉、鎮西下向の手合せ麻生山之合戦を始とし、木山、取隅、山崎、瀬高、北郷、河原に至る迄御馬之口に不付云ふ事なし、殊に以肥州託摩原の御合戦之時は舍弟三郎左衛門久安、新納の左近將監御目の前に而討死仕候、ク様之忠節掛ても被思召寄御氣色もなく、少貳冬資事者九州三人之可爲親昵之由享御意所也、而に於水島被討申候、依其恨歎之顔色、薄面目罷成在國仕候、有自然之次者、元久爲先馳下り可致御合力之由、心底候之被成背上意上洛之事、尤以本望也、以首途入來發向之事、定て可達本意候哉、當陳之事仰使者、謹阿彌委細可被申候、恐々謹言、

此書狀は大友親世か探題の上洛を報し留主中若し少貳并に菊地の輩反を謀る時の援助を乞ひし書狀に對する返事なり、此書狀によれば島津氏も其功勞に對し貞世の恩賞少なきと水島に於ける冬資刺殺を恨めり、貞世は確に當時九州の豪族には喜はれざりしなり、第二、京都に於ては如何なりしやと云ふに義滿の下に管領斯波義將あり、義將の一族氏經曾て探題たりしかとも功なくして終りたり、然るに貞

世下るや着々として奏功せり、されは斯波家一門の耻辱を引起さん事を恐れ貞世を妬めり、又大内義弘は難太平記にある如く大友と共に反せん事を貞世にすゝめしも聞かさりしかは非常に貞世を恨み之を義滿に讒せり、されは終に應永二年を以て探題を罷められたり、探題の後任は澁川滿頼なり、應永三年四月十九日筑前國に着し博多城に入る、探題不在中は一切の事大友親世代理せり、澁川滿頼は左衛門佐義行の第二子なり、義行の叔母は足利義詮の室にして義滿義行は從兄弟の關係なり、此從兄弟の子なる滿頼は探題となりしなり、滿頼博多城に滞在し九州の庶政を奉行せり、

當時南方の人々皆足利氏の下風に立ちしかは事なきを得たり、然るに菊地武朝は元來唯一の南朝方なれば一旦は足利氏に歸せしも亦不服の色を顯はせり、應永七年の頃滿頼豫め阿蘇惟村豊前に在りける大内盛見豊後の大友親世及び筑前の少貳貞頼等と謀り菊地に備ふる所ありき、武朝愈反形を顯はせり、されは滿頼は肥後の國士に對治方を命せり、阿蘇文書に
凶徒對治事相談阿蘇大宮司惟村可致忠節之狀如件、

應永十一年十二月十九日

右兵衛佐花押

肥後國人々中

又京都より義滿も惟村に、菊地右京權大夫武朝治罰事、早屬右兵衛佐滿頼手、可抽忠節書狀如件と應永十二年五月十日の日付を以てせり、武朝は尙其勢を擁して只對陣するのみなりき、大友、諸摩等亦進んで討つに及はさりき、斯くして双方勢を張るのみにて何事もなかりしなり、然れとも肥後に於ても諸士志を菊地に寄する漸々少なくなり行皆探題に味方し武朝孤立せしかは又足利氏に降服するに及ひしならん、遂に武朝も應永十四年三月十八日四十八歳を一期として病歿し兼朝後を享く、此時より九州に於ても全く南風毫も兢はさるに至る、

六、島津氏の争、元來島津氏は惟宗姓にして薩摩の舊族なり、其一族薩隅の地に割據す、征西府并に探題に對し旗幟鮮明ならず、弘和の初め足利氏に應し九州探題を助けしと雖とも常に今川氏に對して憚然たる所ありしかは今川貞世に對し忠實ならず、其命に抗するに至れり、島津氏は數家に分るゝも主なる者は二家なり、即ち

貞久師久一伊久一守久
氏久久元久

師久の系統と氏久の系統とあり、明德四年には伊久薩摩郡

室町時代史

第一編

室町全盛時代

第二章

足利義滿の全盛

碓山城より遷て川邊郡河邊城に在り而して其子守久碓山城を守れり、然るに守久不孝なりしかは父子の間不和となり守久河邊城を圍む、城容易に下らす、元久間に立ち守久に開陣をす、め和平を結ひ兵を罷め歸る、然るに此時伊集院氏坊津泊津を取り河邊助けなかりしかは伊久は終に碓山城に遷り守久をして山門院に在らしめ河邊を元久に與ふ、島津國史及び球麻外史によれば今川貞世は島津氏の已に服せざるを以て今川貞兼貞兼は貞世の第四子なりのを使はし肥後球麻の相良前頼等と共に日向の方向より薩隅を壓せんとす、相良前頼は弟頼書、四郎頼成、九郎前成等と日向の都城を守れり、應永元年正月十九日島津元久大兵を使はし之を伏つ、前頼等殊死して戦ひしも力及はず遂に戦死す、諸弟亦續て戦死し城陷る、由て元久高城領主和田氏、花木領主高木氏をして梶山城現今梶山城の遺跡を守らしめ今川貞兼に對せしむ、二月貞兼之を攻む、都城領主北郷誼久其子藤次郎久秀、又次郎忠通等を遣はし梶山城を救ふ、元久も兵を率ゐて梶山村に屯す、而して此時清色美濃守亦山門城を攻む、貞兼は力を盡して城を攻めしかは北郷忠通討死し和田土佐守の軍敗れ北郷久秀、伊知地又七郎等伐死す、梶山城遂に落つ、而して貞兼尙ほ進んで薩軍を衝かん

とす、時に幕府命あり貞兼をして罷め歸らしむ、島津氏に對しては伊久、元久を大隅薩摩の國人に命して伐たしむ、禰寢文書に曰く、

島津上總介、同又三郎對治事、所被仰、今河伊豫入道也、早屬被手、可抽忠賞之狀、依仰執達如件

應永元年八月十二日

左衛門佐在判

大隅薩摩國輩中

而して今川氏をして其忠不忠及び働方を一々注進せしむ、斯くて薩隅の士島津氏に敵對せり、澁谷氏大隅の北部に在て東郷高城、入來、祁答院の地を有し豪族たり、山北の四族と云ふ、貞世屢之を引て援となせしか、又此時島津氏に敵せんとせり、伊久兵を水引郷五代村横峯に屯し高城に迫り大に暴戻を極む、此後貞世九州を去り東歸せしかは島津氏は其勢威を近傍に振ひ領土を擴張せり、又澁谷氏を仆さんとし正八幡に祈願を籠む、島津氏外に強敵を控ゆれば相一致して之に對す、而して澁川滿頼の下向と共に外敵の強き者なかりしかは内部に於て相闘くに至る、應永七年伊久元久と不和となり元久は其養子久照伊久の三男を離縁し夫人をも去り夫人は伊久の縁者

り初め元久の父氏久殂するの時本田忠親に遺命す師久の系と相和睦して家事を務めしむ、兩家近年相親しく姻戚の間となりしかは國人慶賀せしに此に至て其平和破れたり、忠親切に元久を諫めしも聞かさりしかは去る、澁谷の四族は伊久に屬す獨り伊佐郡鶴田氏のみ元久に従ふ、伊久大村、清敷、柏原、東郷、高城等の諸族をして鶴田氏を攻めしむ、元久之を助けんとし陽に市來イチキヤに如き市來忠家を攻むるの状をなし伊久の軍を市來に牽制して援軍を鶴田城に入る、此れより兩軍互に對峙し相争ふ、伊久は遂に助を故相良前頼の子兵庫允實長に乞ふ、實長牛屎某と兵三百に將とし伊久を助く、此に於て伊久、元久の兵鶴田の千町田に戦ふ、元久敗れ鶴田氏城を棄て大隅の菱刈ヒシガキに出奔す、元久因て師を罷め歸る、此れより兩黨互に相對立せしか應永十一年六月幕府より御教書を元久伊久に下し相和解せしめ元久をは日向大隅の守護職となす、但し薩藩舊記に由れば日向の守護には應永七年七月六日付を以て今川讚岐入道法世貞世の弟氏兼を任したる事ありしなり、此後相和するか如しと雖とも尙ほ互に解けさりき、遂に伊久は應永十四年四月卒す、

第二 小山氏の亂

小山氏は下野にあり、頼政より十世の後義政天授六年五月宇都宮基綱と同國裳原に會盟す、時に義政謀を設けて基綱を討ちしかは基綱の一族郎等皆戦死す、此説は志所載の宇都宮系譜により鎌倉大草紙及花營三代記により説を立つれば義政は初より南朝に屬し足利氏に反せしかば宇都宮基綱に之を裳原に征せしめしに基綱敗死せりと、意にて書けり何れか是なるか確に知り難きも須更く系譜の説に従ふ尙ほ後考を俟つ基綱は足利氏の姻戚なり、其母は足利高經の女なり、されは基綱足利氏の勢力を籍り義政に迫りしを以て義政怒りしにあらざるか、詳ならざるも義政は基綱の反對に立ち南朝に味方す、勿論義政の一族には田村庄司の如き南方に志を寄する人ありしかは南朝に味方せしなり、義政は幾ならずして黒衣を着して降る、然るに翌年三月に其居城祇園の城小山城を燒き糟尾奥に城を構へ之に籠りしも亦破られ義政は自殺し若丈丸は一旦此城を去りしも元中三年五月再ひ小山城に入り足利氏に反す、氏滿征伐の爲め出發し古河に赴きしに若丈丸既に没落に及へり、此れより若丈丸は常陸に走り小田五郎に依り男躰城に反せしも亦上杉禪助の爲めに破らる、其後若丈丸は奥州に下り田村庄司則義を頼めり、應永三年春新田義宗の子相模守義隆及び従弟刑部少輔結城氏歴世事實云ふ田村庄司則義淨男清包等と共に白河に打入れり、關東に潜在せし南朝の遺

臣皆集り之に加はれり、氏満是を聞き十三ヶ國の兵を率る二月廿九日に鎌倉を出發し六月朔日白河城に入り結城滿朝の館に陣す、此時白河結城、小山刑部少輔義景と田村則義との間に合戦ありき、田村は此戦に敗北す、此より新田、小山等足利氏の勢に恐れ直に離散す、此時の事に關し烟田文書あり、氏満出征陣營の場所及日を確むるを得、

着到

鹿島烟田刑部大輔重幹申軍忠事

右去二月廿八日上方爲小山若丈丸御對治御進發之間、屬惣領鹿島兵庫大夫入道永光畢、最前馳參、至于武州府中村岡、古河御陣宿直警固仕事、其後同五月廿七日、爲奥州田村御追討御發向之間、於白河御陣警固仕、已至鎌倉御歸坐之期、令供奉抽忠節上者、賜御證判爲備後代龜鏡、仍着到之狀如件、

應永三年六月 日

若丈丸は會津にありしも其後志を得る能はず、遂に自殺す、葦名左京大夫直盛若丈丸の二子七歳を捕へ謙倉に送りしか六浦に於て海に沈む、

新田義隆は之れより逃れて相模の箱根山中木賀彦六入道秀澄の許に赴きしに秀澄鎌倉に内通せしかは鎌倉の打手を蒙り終に殺害さるゝに至る

第三 信濃宮の勢力

信濃宮の事に付きては浪合記及信濃宮の傳南方紀傳、南山巡狩錄等共に史籍集ありて御事歴を考ふるを得、親王か東國殊に信濃遠江、駿河等を往來し吉野なとへ赴かれし事は南北朝史に屬すれば其講義に譲らん、親王は後醍醐天皇第二の皇子にして延元元年伊井介道政に伴はれ遠州に下り奥山城廓を構へ此に居たまふ、此地を根據とし或は大和に登り伊勢、駿河、信濃、甲斐、上野等を巡歴され遂に天授七年御齡七十三にて薨し給ふ御子尹カ、ミシ良親王其後を御相續ありて東國に於ける南軍の餘勢を保ち給ふ、親王の母は井伊之介が女にて井伊谷に誕生さる、天授四年吉野に上らせられしか應永四年に上野の南軍世良田大炊助政義、桃井右京亮宗綱等上野に迎ひ奉れり、供奉の人々は武家に大橋定元、岡本高家、山川重祐、恒川信矩なり、公家は堀田正重、平野業忠、脇部宗純、鈴木重政、眞野道資、先賀爲長、河村秀清の七人なり、此一人を吉野十一黨と云ふ、先づ駿馬の富士谷(野?)の宇津田貫次郎か館に入らせらる、五

年八月に上野國寺尾城世良田政義の許に移らる。常に關東の形勢、鎌倉の動靜を窺ひ事を起さんとし給ふ。寺尾城にて政義の女御子良王を生む。應永十九年寺尾城上杉憲定に攻められ危かりしかは親王は信濃に入り諏訪の千野六郎頼憲の島崎城に據らる。其後又上野に赴かれ再び信濃に來られ島崎城に入られしか應永卅一年八月三河足助へ赴き吉良桃井及び上野新田の餘族と連合し旗を擧げんとし給ひしに途中同國浪合にて野武士の爲めに攻められ路傍の民家に入り自殺し給ふ。石塔は信濃國浪合の聖光寺にありと云ふ。宮の生害ありし所を俗に宮の原と云ひ、討死の尸を埋めし所を千人塚と云ふよし。此時に新田氏の餘黨幾んど盡きたり。凡て此記事は全く遠江國井伊郷龍潭寺記によりしなり。宮の御子良王あり此の傳は又他に述べん。

遠江、信濃、駿河、上野、三河、尾張等には尙ほ南方の餘黨潛み常に時期を窺ひ恨を吞んで忍ひしなり。遠江國風土記傳三奥山の條に、嘉慶元年二月十五日朝藤（非伊之介族）卒去、子孫相續領知奥山地、足利將軍十三代之時、城主奥山因幡守未應、台命而落城、（軍事不）其子奥山源大郎住居干城下、城跡在村中とあるにても尙ほ足利氏に服さし士あるを知る。新田義隆は相模の底倉にて殺されし事は既に説けり。此時刑部少

輔もありしならんも他に赴き居たりしならん。又應永十七年に鎌倉に於ては滿兼病み卒せしかは此時に乘し新田武藏守某廻文を諸方に廻し反を謀らんとせしかは侍所千葉介兼胤之を捕へ七里濱に於て之を殺せり。此の如く新田氏の餘類尙ほ各地に散せしなり。

第四 伊達氏の反

伊達氏は岩代の伊達信夫兩郡を有せり、行朝以來南朝に味方せしか大膳大夫政宗に至ては南北合一の後と雖とも尙ほ志を南朝に寄せたりしなり。應永七年に政宗岩代の安積郡笹川に在りける足利滿貞に反せり。葦名滿盛之に黨す。滿貞之を討たんとて近國の兵を集む。白河結城氏へも兵の催促ありしなり。白河文書に曰く、伊達大膳大夫入道圓孝、葦名次郎左衛門尉滿盛等隱謀事、依露顯亡、逃下之上者不日所可被加退治也。早可致忠節、於恩賞者依功可有御計之狀如件。

應永七年三月八日

滿貞花押

結城三河七郎殿

此く諸軍勢を催促あると共に鎌倉よりは五月廿一日上杉禪秀大將として發向す。

禪秀は常陸の方面より北に向ひ進みしならん、足利満貞は白河結城等と共に北方より南下し南方より伊達を狭撃せり、京都にては奥州の軍事心元なかりしかは室町より結城參河守に御教書を下せり其文に曰く、

自關東就被奥州方退治萬一難儀出來候者早々隨佐々川方成敗可抽忠勤者也而して此時政宗は赤館に城を構へ之等の諸勢に敵せしか敵軍は増加するのみなりしかは遂に九月五日降參す此亂平きしかは鎌倉の滿兼より感状を白河結城に下したり政宗の應永二年に死せしと書きし書あり、滿兼の死は應永十二年九月十二日なり、又政宗の反を鎌倉大草紙南方紀傳等は應永九年となす、されど白河文書に明に七年とあれは九年に誤にて七年の方確なり、されば七年に従ひ此稿を作る、政宗は歌には巧みなりしと見え秀逸多し、政宗は父祖の詠と自己の詠とを合して一卷とし將軍義滿の國覽に供したり將軍よりは冷泉爲重郷を経て叔覽に備へし由家記に見ゆ、岩代國河沼郡塔寺八幡宮に藏する長恨史籍集覽第一にあり、應永九年に南方の高田宮兵を擧げられしも十年正月晦日に自害されしと傳ふ高田宮は如何なる御系統の宮なるや知れず、奥州にありては陸奥の浪岡城に北畠氏の子孫ありて尙ほ南方の勢力を維持されたり青森新聞には先年行岡探題記を載せ長慶天皇の紀州玉川の宮方より遷りて此地に一品駿河守信春、大内河内守元氏等供奉して來り給ひし由を傳へ其地方の傳説をもち果して如何の來りなるか尙ほ研究を重ねし上にあらざれば斷言出來ず、

田村莊に於ける田村氏は清包既に歿せしかは白河、田村會津、安積、岩瀬等の諸士盟約して清包の子滿顯を保護する事となりぬ、されば滿顯は後には北朝方となりぬ、

第八節 信濃國の騷亂

信濃國は數部に分る豪族各々地方に割據して勢力を有す。其主なる者は村上氏木曾氏眞田氏伴野氏井上氏諏訪氏小笠原氏等あり。村上氏は村上源氏の後裔にして埴科郡葛尾城カヅツチにあり。木曾氏は帶刀先生六條義賢より出て義仲の後たり初め沼田にありしか文永の頃家教舊領木曾に歸り領し木曾を氏となす。筑摩郡福島城にあり。眞田氏は清和源氏の後裔にして三家に分る海野望月禰津是なり。小縣郡上田城にあり。伴野氏は小笠原の一族にして佐久郡にあり。井上氏は高井郡井上城にあり。諏訪氏は信濃國造の後にて諏訪神社の社家なり。盛重入道に至て諏訪郡を領し諏訪と改姓し鎌倉に屬して源氏となる。諏訪郡高島城にあり。小笠原氏は新羅三郎の後にして信濃守護たり尤も勢力あり。筑摩郡深志城今の本城にあり。天授三年信濃宮信濃に赴かせられしに信州の南軍多くは背きし時高坂四郎高宗のみは無二の忠を盡したり。宮薨去後も心を南方に寄せ南方の爲め

に勤む。其旗に大文字あり故に此を大文字一揆と云ふ。小笠原氏は力を盡して大文字一揆に當りしも降す能はざりき。然るに長秀は應永七年七月信濃守護となり信州に下向す。七月三日京師を出立し廿一日佐久郡に着し其同族大井光矩村上満信等馳参し國の成敗に付き談合す。先づ下着の赴を伴野平賀海野望月諏訪兩社井上高梨須田等の諸族に通す。大文字一揆は從來の敵たるを以て長秀の命を奉せず別の守護人を請はんとせり。長秀は京師にて見もし習もしつる豪奢を極め國人を驚す行装をなし善光寺に参詣せり。此行装の事及信濃の亂の事は史籍集覽に收むる大塔物語に詳なり本物語は大塔軍記とも云ふ本書の奥書にもある如く本書は魏深法師か此事件の後六十七年を経て見聞せし事を書き出せし者なり原書は嘉永の頃諏訪社大祝金刺連今井信古方にあ云ふと長秀寺家に入りその舉動恭敬を缺きしかは頗る人望を損す。加ふるに大文字一揆西廿丁許り隔りたる窪寺にありて長秀に抗せんとせり。然れとも彌津入道等議して其舉動を俟て後發すへしと説きしかは其舉動を窺ひ居たり。然るに長秀驕愎度なく一族村上氏の領川中島を押領せしかは村上満信先づ怒りて兵を集め大文字一揆等之に加はり長秀に抗し信濃の亂をなす。伴野平賀高梨井上等皆兵を集めて善光寺に迫り長秀を襲はんとす。長秀は善光寺を退き犀河を渡

り鹽崎城に入れり。此時長秀の從者百五十騎許勞茶羅を幌とし用ゐしかは勞茶羅一揆と號せり。其後合戦數度に及ひぬ。長秀の兵一部大塔の古要害に走り鹽崎城と相濟ふ。敵は多勢にて交々城を攻む。大塔城は俄に取立てし城なれば糧食乏しく餓死するに垂んとす。城中よりは密使を使はし鹽崎の長秀に救を乞ひしも長秀も亦如何ともする能はず。遇々大井光矩丸中にありて成敗を望觀せしかは之に援兵を請ひしも應せず。大塔城は助なくして落ち敵皆鹽崎に集れり。鹽崎も亦危急に迫れり。此時大井光矩一家の故を以て諸家の間に周旋し調和を謀りしかは和成り諸家の兵分散す。長秀は漸くにして生命丈けは光矩の謀ひにて助かりしかは海道を経て上洛す。村上大文字一揆等讒訴を憚り連署して目安狀を捧げ合戦の次第を注進す。

右當國守護職事。小笠原信濃守長秀賜安堵之御下文。去七月廿一日令下國。致二國平均沙汰之條無相違之所寄事左右於守護諸役掠譜代相傳私領行非禮之間愁訴至極而不圖迄于合戰處也。是全非奉忽緒公方若此條存奸曲者正八幡大菩薩之御罰各可罷蒙候也。然則被差下清康五代官者彌可致忠節之旨略言上如件。

此の申状をは捧げしかは島田遠江入道をは差下さるゝ事となりたり。信濃亂は此にて鎮靜せり全く長秀の輕舉に依て起りしなり。元來小笠原氏は信濃守護たりしと雖とも京師に在る事多かりしなり。故に信州の事情に精ならずし事多かりしならん。

第九節 義滿の薨去

應永十五年三月八日北山行幸は行はれたり。足利十三代を通して最も隆昌なる時は實に此時にあり。衲衣を着し念珠を捻て義滿は天子を四足門下に迎ふ。車駕淹留する廿日其接待善盡し美極まれり。上下共に大平を謳歌し詩歌の吟詠あり。其詳細なる事は北山殿行幸記にあり。行幸の盛儀古今未だ此の如き者なしと云ふ。三月廿八日車駕宮に歸る。其宴樂の夢尙ほさめざるに四月廿七日より義滿は病氣となりぬ。殊に重くなりしは五月一日頃なりき人々皆心を腦まし祈禱なと諸寺諸社に命したり。五日には少し軽くなりし様なれと六日にははや危篤にて其六時頃には薨去されぬ。時に年五十一。其夜潜に等持院に送れり。十日には茶毘の烟となす。此日五山以下の諸長老群參す其數三千人と云ふ。此他

伴僧比丘尼等數知らず。衆僧の勤行終りし頃は既に五更に及へり。義持義嗣共に來り中陰の間院に在り日野大納言及管領斯波義重等も赴きぬ。侍所赤松義則警固す。十二日拾骨す。其靈牌は鹿苑院殿准三宮三相國天山大禪定門なり。義滿在職二十六年職を讓て後十五年前後合して四十一年。將軍として盛運を極めし者今日迄未だあらざるべし。葬儀の事追善の事などは鹿苑院殿薨葬記鹿苑院殿追善記鹿苑院殿をいためる辭等共群書類從雜の部にありに精し。義滿既に薨せしかは後小松帝は朝を廢する三日敕使を遣はし太上皇の尊號を贈らんとす。蓋し此れ義滿の功を思召且つ夫人は准母として北山院と呼ひしかは此に對してならん。斯波義將義持に説き堅く辭して受けさらしむ。當時之を賞する者多し。翰林葫蘆集此間の消息を漏らせり。

應永十五年五月公損館略中特遣中貴人臨弟。因諡以法皇號嗣君以其爵位勳階榮顯過甚。不敢拜朝命略中嗣君辭之其恭讓之心可尙。嗣君則顯山相公也。太上皇の尊號を贈るに付ては上下の間議論ありし事と思はる。殊に先例故實に付き常に議論する公卿の間には八ヶ間敷かりしならん。敕言卿記に曰く。

〔六月五日〕大外記師胤朝臣來。尊號事相尋之。凡人無其例、弓削道鏡事如何。天智天皇御孫云々。南方紀傳にも、日本法皇號を臣下に給ふ例ありと云ふ。之れ皇胤紹運録に道鏡を天智の孫とし、施基皇子の子となす故、道鏡を皇胤とせし者か。彼の皇胤たらざるは既に定説あり而して、道鏡は法皇と云ふは佛法の意味より云ひし者にして、義滿に太上皇の號を贈るとは自ら趣異なり。道鏡を以て先例となす如きは甚だ誤れり。教言の如き公卿すら學識に乏しき事此の如し、他の公卿の無學も亦知るべきなり。

第三章 足利義持の治世

義持は義滿の長子にして、元中三年二月に生る。母は三寶院の安藝法眼か女藤原慶子なり。應永元年十二月元服し、正五位の下となる。此より累進して九年には従一位たり。義滿薨するや、後を享け十六年内大臣となり、右近衛の大將を兼ね。十九年八月兵仗を贈はり、十月淳和、辨學兩院の別當を兼ね、氏の長者たり。卅年其位を其子義量に譲り、薨す。されど義量尙ほ幼なれば、一切の事を執る、殊に義量卅二年二月廿七日に薨せしかば、又政務に當れり。終に正長元年正月十八日薨す。勝定院と號す。歳四十三、義持の治世として、應永十五年より正長元年迄を説かん。

第一節 義持と義嗣

義滿の子七人あり、義持は其長子にして、其他の弟皆薨髮して僧となる。義圓は青蓮院に入り、法尊仁和寺御室空助の弟子となり、義昭は大覺寺に入り、永隆は相國寺の僧たり、義嗣も亦掘井に入るの約あり。然るに其生母大に義滿に寵せらる。義滿其母に聞き、其弟義承を以て之に代ゆ。應永十五年二月、童昇殿を許さる。義滿深く之

を寵す三月行幸ありし時義滿親ら之を伴ひ四脚門下に聖駕を迎ふ。天皇御殿に出御さるゝや玉坐の次に東西二行の席を設く西は懸欄端の疊一帖を置き義滿の席となす東は圓坐を敷き義嗣及び諸公卿の席たり。諸公卿は席義嗣の下にあり。而して酒盞を取るや主上取盃給。次盛御酒。次主上目若公賜給。若公起坐。御前敬屈候。主上飲御畢而。又盛酒賜若公。若公指笏或御懷中賜御盃略中次若公取御盃復坐略中若公取之。移入御酒略中次若公飲御畢。次若公揖降自南階向御所方舞蹈。御拜畢。昇自中門切妻着御本坐。次五位職事取瓶子持參。若公取本土器入之。盛酒擬下龍人。次第巡流於御前不レ取續杓と關白以下諸卿義嗣の下に在て其瀝を飲む。三船の御遊に於ても父と共に主上の船に同乗す。詠花契萬年に主上の歌ありて次は義滿其次は義嗣の歌あり關白以下其次たり連歌にても同じ。されは義嗣はさながら將軍の正嗣の如き觀あり。而して此時義嗣は左馬頭に任し正五位の下たり。三日ならずして又從四位下左近衛中將となる。其昇進も亦異數なり。左大臣藤原良嗣の關白となるや義嗣に憚り忠嗣と改めしと云ふ。義嗣の勢想ふへし。而して義持の有様如何と云ふに義持病氣にて頭髮脱け外出出來さりき。又池藻

屑續本朝通鑑には此時義持をして京に赴かしめ王城を警衛せしむと云ふ。されは此時義持は非常に冷遇されたるなり。故に世の人義嗣か後を享くべきなりと信したりき。義滿の薨するや言後嗣に及はさりしかは足利氏は二つの將軍を有するの觀ありき。斯波義將は此間に立ちて力を盡し義持を奉戴し其子管領義重と一門を率ゐて義持を助け將軍の大統を受けしむ。元來義嗣は才發なりしかは殊に義滿の意に叶ひしなり。北山行幸の時も笙を執て吹奏せり樂は其好む所なりしなり教言卿記に其樂を好むの模様散見す。即ち十五年四月一日の條

一日若公御方被召參仕也。同教高被召也。若公御方御樂。倉部折節參仕之間被召加之。尊楊丸。藤壽丸。定秋等御樂は平調。盤涉調。壹越調也。又廿一日若公へ被召參上也。御樂林歌若公御方藤壽丸定秋也。八月廿七日新御所今朝より御沙汰あり。御樂三被遊之。嗣教も樂吹之由。定秋語申。新御所御樂進之。目出目出尙尙珍重珍重。若公と云ひ新御所と云ふは義嗣なり。義嗣は樂に對しても嗜好ありしなり。されは義滿の意に叶ふと共に義持は之に對し快ならずしなり。其外面に於ては

友愛の誼を保ちしなり。故に官位の如きも漸々進み十八年には從二位權大納言となり廿一年には正二位となれり。義嗣は尙ほ時期あれば義持を伐て之に代らんとせり。應永廿二年北畠滿雅の伊勢に反するや之と謀を通せんとしたるも亂早く平きたれば力及はず思留まり時期の至を待てり。時に應永廿三年上杉禪秀鎌倉に於て亂をなさんとせしかは之と謀を通し近江の六角等と謀り兵を擧げんとす。事覺れ逃去せしか義持之を聞き大に怒り義嗣を捕へ相國寺中林光院に幽す。義嗣薙髮して道純と云ふ。幽囚中不愉快なる生活を送りしか終に應永廿五年正月廿四日自殺す。時に歲廿五圓修院と號す。

第二節 義持の庶政

義持大統を嗣くや其政事始に管領斯波義重代替の證文を差出せり。義持は十三代中尤も勢力隆昌なりし義滿の後を享けしかは下は上に靡き。上は下に助けられ昌平の治を致す。されは宴飲を事とし公武共に酒に沈湎す。三寶院滿濟は内にありて將軍を助け黒衣の宰相たり。臣下には斯波義重。細川滿元及び畠山滿家の三名臣あり。義重は義將の子にして義滿の猶子たり。應永十二年管領とな

り。十六年十一月職を辭し子義淳代り補す。堺の戦に功ありしかば尾張の守護たり。僧得崙か義重を叙するの句あり。續本朝通鑑に載す。曰く「義持は十三代天源名高武族。入其門則亞夫檠戟森然。闕其庭則魏絳金石鏗爾。何其貴戚堅侯也。望餘光則古書名畫填滿几格。清泉茂樹輝映階除。風調清閑。思慮沖澹。何其神仙中人物外高士也。四十八年與功名富貴相始終。」と其風想像するに足る。其心裏閑日月あるの状見るべし。其家宰相倉氏は越前に。織田氏は尾張に甲斐氏は京に留守職たり。細川滿元は頼之の甥にして頼元の子なり。應永十九年管領となり廿八年に罷む。入道して道觀と號す。得崙又滿元の像に贊するの句あり。「定見安行似先京兆神謀智算如叔武州」と其智能く義持を助けて大なる過なからしむ。畠山滿家は基國の子にして應永十七年六月斯波義淳に代て管領たり。後廿八年七月再ひ管領たり。入道して道瑞と號す。堺合戦の時大内義弘其陣を冒せしも其鋭鋒に向ふ能はず遂に戦死す。されは其功として紀伊國を領しぬ。亦能く義持を助く。義持は此等の名臣を有せしかは宴遊を事とせしと雖とも尙ほ大亂なかりき。

義持大統を受くるヤ斯波義重代替の證書を出し十五年十一月には關所訴訟の期を定む。即ち諸人望申雖被充行或稱本主或號新給。帶證文申之輩繁多也。因茲參差之沙汰出來之條不可然。所詮向後者。關所之段土貢之員數。相尋守護。就左右可有其沙汰。若注進日數過廿箇日者。以訴人差申在所。可充給御下文矣。此く關所訴訟の期を廿餘日と定め違亂する事勿らしむ。而して應永廿九年七月には式目十一條を補へり。其十一條は一、役夫工米以下段錢京濟事。二、寺社本所領訴訟事。三、諸國等庵望申御祈禱寺御判事。四、同寺庵安堵事。五、以不知行所領文書寄附權門事。六、諸人訴訟事。七、論人催促日限。八、充給替地事。九、不知行所領事。一〇、諸人安堵事。一一、紛失安堵事。此十一條なり。之を要するに第一は納税に附帶して關所を生ずる事にして第五、第八及び第九も亦所領に關する事なり。第二、第三、第四は寺社領に關する規定あり。第六、第七は訴訟手續に關する事。第一〇、第一一は安堵狀に關する規定なり。此追加式目は松田滿秀か奉行して出せし者なり。其原文は建武以來追加にあり此は詳書類從武家部中に收む此追加式目を發布するの必要に至りしは

此等の事を犯す者ある故此必要を感せしなり。されは當時役夫工米及び段錢を出さず。又所領に關しても公驗を有せずして所領を望み替地として關所を得るも猶前在所を望みし者ありしならん。寺社に於ても諸寺御祈願寺たらんを望み門徒尊宿の吹擧に由らす或は所領主の注進にも由らすして祈願寺たらんと欲せし者ありしならん。濫に甲乙人の寄附と稱し或は券契買得と稱し地所を得んとせし者ありしならん。其他安堵狀の事、裁判手續等に關し心得を知らしむるの必要ありしならん。義持一世は上下酒に酔ひ義持は常に攝家諸門跡及び西園寺、日野、柳原等諸卿の第に遊び或は又三管領四職の宅にも赴きて樂に耽りしなり。其事實は花營三代記を見れば明かなり。又屢々宮中に入り燕樂を事とせしかは大に宮中の風儀亂れ女官の不品行なる者あるに至れり。

第三節 義量の薨去

義量は應永十四年二月生れ廿四年十二月には元服す。父の例に従ひ正五位下に叙せられたり。又右近衛中將に任し禁色を聽され昇殿をも聽さる。足利氏上下皆酒に沈溺せしかは義量も亦酒を好み。暴飲をなす事ありき。義持之を憂へ固

く誠む。花營三代記此間の消息を明にす。應永廿八年六月の條に
廿五日。御所様以每阿彌。御方御所様大御酒甚以不可然。御方伺公之面々。於
向後御方御酒被聞食。并私に酒を自御所様無御免不可用之由。以起請文可申上
之由。被仰出也。

廿九日。可止大酒飲之由起請。熊野牛王裏に以連判。畠山中務少輔持清於宿所。
卅六人書畢。注文有別紙。在國其外少々人數を加へす。

義量の酒を禁する事斯く厳しかりしに其酒は止まさりしなり。義量は尙ほ宴遊
をなしたり。義量か諸方に遊樂せし事花營三代紀にあり。酒のみならず又女色
に溺れたり。殊に卅二年の正月酒を強く用ゐるしなり。されは終に二月廿二日よ
り病氣となり。廿七日に薨す。義持は病氣を心に痛み祈禱など盛に行ひしも力
及はさりき。薩戒記義量薨去當時の傳説及模様を傳ふ殊に詳なり。故に之を引
用せん。

廿七日戊辰今日申刻。征夷大將軍參議正四位下行右近衛權中將兼美作權守源朝
臣義量春十九歲薨去。日來不例内損又怨靈故入道大納言義嗣公以下所致云々。入道前内大臣

御一子也、於干今者。更無相續之人跡。一天重事。万人愁傷也。自今日三日惡
日也。不可來弔之由入道殿仰云々。仍先向日野中納言前藤宰相等許。觸事之由
歸畢。人々又如此。後日可參申云々。或人曰。奉懸彌陀三尊畫像於枕上。唱名
號。臨終正念云々。去人云職恪惜哀傷言語同斷也。後聞彼伏給屋棟上。染鏑矢
立。又侍所上同箭立云々。或人曰。去年八幡神人數十人被害。仍八幡宮神罰歟。
可恐怖云々。希代勝事也。

と薩戒記は權大納言藤原定親の著なり。應永廿五年より嘉吉二年に至る日記叙
位宣下等を集めし者なり。當時の史料としては滿濟日次記看間日記等と相なら
んで一等史料たり。之に由ても當時世間の取沙汰とも考へ得らるゝなり。廿九
日等持寺に送り葬りたり。法名は長得院殿鞏山道基なり。康正三年二月には左
大臣從一位を贈らる。

第四節 南朝の動靜

皇室にては後小松院應永十九年八月其位を第一の皇子躬仁親王後に實仁に譲り
太上天皇となり政を院中に聞かす。足利義持院の執事たり。事大小となく皆院

中に決す。御受讓ありし稱光帝御母は資子。後に光範門院と云ふ。日野資國の女なり。日野氏は足利氏と關係深きと共にまた皇室とも此く關係深かりし故朝廷に於ても亦勢力ありしなり。裏松氏と稱す。應永卅二年七月天皇不豫なりし時義持詮道屢々朝せしか天皇に榮仁親王の子貞成親王を皇嗣となさんと奏せしに帝逆鱗ありて貞成を貶せられは朕位を避けんと道詮に仰せありき。されと道詮帝を強て宥め奉れり。後小松上皇貞成親王を憐み給ひ親王に諭して落飾せしめ給ふ。親王薙髮して道欽と云ふ。帝は朝政を行ふを好ませられず深く愛宕を御尊崇ありて修法を好ませ給ひ肉食を禁し女色を近け給はさりしと云ふ。持明院統の御有様此の如し而して大覺寺統は如何なりしやと云ふに後龜山上皇は嵯峨に在はして専ら學問にのみ耽り給ふ。吉田兼熙其子兼教など参りける。然るに義滿薨去後は供御共少なかりけるにや應永十七年十一月廿七日嵯峨を出て、吉野に入らせらる。後廿三年九月十六日に廣橋儀同三司の計らひにて還御ありたり。後崇光院御記同日の條に

南朝法皇此間自吉野郡出御。刷御行粧還御大覺寺有御坐。自室町殿御領等本復

可申沙汰可有還御之由。再三被申之間還御云々。此五六年被號御窮困吉野へ御出奔、仍世上有物言之間。管領申沙汰有御和睦云々。

又滿濟准后日項記にも凡そ同様の記事あり。義持の時は義滿の時と異なり供御充分ならさりしかは吉野に赴かれしならんも管領など周施する所ありしかは再び歸られしならん。後卅一年四月十四日嵯峨に崩御ありき。南朝の舊臣にて志を寄する者皆剃髮す。御陵は北嵯峨の福田寺にありと云ふ。皇子なかりしかは御遺跡をは皇弟泰成親王嗣き給ふ。之を小倉の宮と云ふ。大覺寺統の御正系たる後龜山帝の御動靜此の如し而して地方に於ける南方の味方は如何に成り行きしや之を次に説かん。

第一 吉野の南軍

吉野は大覺寺統の御領なり。而して南軍の勢力も亦此にありしなり。吉野吉水院所藏文書に次の文書あり。

河上三村之内少河竹原兩庄事。吉水院坊領無子細云々。然近年不知行之所今度河上三村上野宮與同申成朝敵。爲寺家惣郷被責。伏降參參刻。可任先規請文之

上者。如元吉水院可有御知行旨。惣郷衆議如件。應永十五年十二月廿七日惣郷。義滿は十五年五月に薨せり。足利氏に取りては尤も悲むべきの時なり。而して京都には義持義嗣對立の形をなす。此の時こそ足利氏に怨み含む者の尤も乗すべき好時期なり。されは上野宮は此時に乘し吉野に舉兵ありしなり。古本帝王系圖に由れば後村上帝の後は寛成長慶天皇熙成御山天皇龜惟成泰成說成の五親王在はせり而して說成親王を上野宮とせり。されは此時舉兵されしは說成親王なり。一旦吉野に旗上し給ひしも克たすして御降參ありしなり。由て少河竹原兩庄の地を従前の如く吉水院に寄附せり

第二 北畠氏の反

伊勢には北畠氏尤も勢あり。伊勢は諸家分領す。南五郡一志飯野多氣渡會飯高は北畠氏の領地なり。北八郡は工藤長野關等の諸家分領す且つ渡會郡の内山田三保宇治等六郷は神宮領にして守護不入の地なり。北畠氏は就中尤も勢力あり。而して南方に志を寄せり。帝位は大覺寺統に傳らす持明院統の稱光帝は後小松帝の後に立たれしかは南朝に志を寄せし人々意平ならず。北畠氏は其不平黨の

主なる者なり。北畠氏は滿雅國司たりしか此に於て足利氏に對して兵を擧ぐ。時に應永廿一年なり。國中の諸士黨する者多し。和州志州の人々も驅集りぬ。唯權中納言泰俊のみは一族と離れ足利に屬し京にあり。廿二年春滿雅の兵飯南郡坂内城サカナイを攻む。此地は西一志多氣谷の重嶺に連り要害尤も堅固なる地なり。城主は俊泰なれとも京に在りしかは留守の兵堅く防けり。されと城中議一ならずして陷る。由て守兵を籠置き滿雅自らは壹志郡阿井賀城一に淺香に入り弟雅俊をして壹志郡木造城今耕地草生地となれりを守らしむ。其子顯雅飯南郡大河内城を守る。其他壹志郡多氣渡會郡玉丸等諸城を兵士をして守らしむ。關の一黨は北伊勢の諸城を守て之に應ず。されは義持は北畠俊泰及び土岐持益世保康政仁木滿長をして之を撃たしむ。持益拜野城抜き俊泰等は木造城を攻む。雅俊防戦甚た力め兵勢數人を斃せしと雖とも遂に敗て坂内城に入る。俊泰木造城に據る。四月に至て京軍合して阿井賀城を攻む。滿雅能く拒き京勢を多く斬戮す。是より先滿雅は其兵を遣はし岩田川及び壹志郡雲津川雲出川と云ふに於て京軍を破らしむ。又今徳榊原八田天花寺曾原船江波瀬岩内大淀玉丸等の諸城に軍士を派し

て堅固に守れり。されは諸城とも容易に落つへく見えさりしかは京軍相謀て城中の水道を遮り之を守る。城中水乏しからんとせしかは滿雅謀て白米を翻して水に乏しからざるの状を示せり。之れより水道の守兵を徹するに至る。之より阿井賀城を白米城と呼ぶ。此くして北畠氏の亂容易に鎮靜するに至らさりしかは上野宮説成親王幕府に説て滿雅と媾和なさしめ給ふ。されは諸軍勢も八月十九日を以て軍を京師に班へす事となりぬ。櫻雲記、南方紀傳等は義持此時奈瓦に赴き約し亂鎮靜すと説けとも正確なる記録には義持か此八九月の頃春日社に詣りし記事なし故に取らず、廿三年九月には奈瓦に至れり、

第三 伊達氏の反

伊達氏は政宗一旦、武家に降りしと雖とも又常に志を南朝に寄せり。應永廿年四月十八日伊達持宗、懸田定勝兵を擧げ大佛城福島城に據る。持宗は政宗の孫にして、氏宗の子なり。幼名松犬丸と云ふ。初名は泰宗後に義持より偏諱を受けて持宗と云ふ。持宗は時に年二十一。近傍の諸士馳せ集まる者多し。當時新田義治羽州三崎山下に在りしかは之を招き軍師とす。義治年八十餘。白髮冑を被り衆に先て戦ふ。鎌倉へは二階堂信濃守及び信夫常陸介より注進せしかは足利持氏、

畠山國詮を遣はし之を伐たしむ。而して諸將に應援を命す。國詮諸軍を率ゐて赴き伊達氏と對陣す。互に矢合をもなささりき。既にして國詮の兵伊達氏に屬せし二本松城を急に攻めて之を抜く。されと持宗尙ほ能く防けり。國詮力を盡して攻めしかは遂に十二月廿一日城陷る。

結城文書に此時の事を叙す。曰く
伊達松犬丸并懸田播摩入道以下輩去廿一日引退大佛城之由。二階堂信夫常陸介所注申也。以前雖被成御教書于今遲參云々。太不可然。所詮不廻時日馳向。令合力畠山修理大夫可抽忠節之狀如件。應永廿年十二月廿九日。持氏花。白河三郎殿。

とあり。白河結城氏は催促に應せさりしかは此催促狀ありしならんも城は廿一日に陥ちし事明かなり。城陥入りしかは持宗及び懸田定勝等遁走せり。

第四 姉小路氏の亂

姉小路氏は藤原氏にして小一條大將濟時より出づ。應永の頃高基の二子尹綱飛驒國司たり右京大夫に任す。諸家系圖纂に由れば南朝の恩を被り飛驒國小島城に

あり。足利義持京極高數等に命じ此を征せしむ。斯波氏の被官朝倉左衛門佐甲斐小太郎は大野郡侵入し郡上穴門を経て高數は進み越中笹津より小笠原信濃守持長は進めり。此く四方より討ちしかば尹綱小島城に在て防さしも力及はず應永十八年八月十三日城陥り朝倉の家人井上新兵衛の爲めに討たるゝに至る。

第五 南朝の御末

南朝に味方せし諸家の動靜此の如し而して南朝の流を汲み給ふ親王方の御成行如何なりしやと云ふに頗る判然し難き事多し。兵部卿尹良親王は浪合に於て戰死し給ひ其子良王御母は世良田右馬助政義か女なり應永廿二年上野國寺尾城にて御誕生は尙ほ正長元年迄寺尾城に在はせしか元年四月に桃井伊豆守具綱か居城落合城に入らせられ時運を窺はれたり。諸門跡譜によれば後龜山院の御系統には圓滿院門跡となられし行悟あり。行悟の後を説成親王の御子圓悟御相續ありき又勸修寺にも尊聖在はせり。此は長慶院の御系統にして初め紀州の玉川に在はせし故玉川宮と云ふ諸門跡譜には玉川宮男となす此後をば小倉宮の御子教尊御相續ありき。此く南方の御系統は多くは僧となり給ひぬ。蓋し此れ南方御系統絶滅に至らしめん爲めならん。

南方の勢力は只吉野及び上野尾張等に漸く餘勢を保つに過ぎさりき。吉野の南方勢力此後如何に活動せしか落合城の良王か如何に成行給ひしかは次の章に於て再ひ説かん。

第五節 上杉禪秀の亂

鎌倉には氏滿、滿兼と基氏の後を嗣けり。氏滿、滿兼共に京都の將軍に對し平ならさりし所ありしなり。氏滿か將軍たらんとするの企望を抱きしは文錄清談によりて知らる。執事上杉憲春數々諫言せしも聞かさりき。憲春諫め終に報恩寺に入て自殺す。氏滿大に悔悟して事なきを得たり。滿兼も亦義弘か反せし時遙に應せんとせり。此事は既に前章に説けり。此く代々鎌倉に於ては足利氏に對して平ならさりしなり。滿兼は應永十六年七月二十二日逝去し子持氏嗣く。

一。兩上杉氏鎌倉には上杉氏ありて管領たり。上杉憲房の二男憲顯は基氏關東に下向せし時より執事として能く勤む。應安元年九月野州足利陳中に卒す。山内に在りしを以て此系統を山内上杉と云ふ。二男兵部少輔能憲、憲房の長男中務少輔憲藤か男彈正少弼朝房と相並んで執事たり。朝房の家を犬懸の上杉と云ふ。

此山内犬懸を兩上杉と云ふ其後能憲弟刑部少輔憲春安房守憲方相次て管領たり。憲方明德三年四月管領職を辭するや其子兵庫助憲孝管領たり。應永元年憲孝管領を辭せしかは朝房の弟中務少輔朝宗入道禪助管領たり。朝宗十二年に管領を罷めしかは憲孝の弟憲定管領たり。應永十八年二月九日朝宗の子右衛門佐氏憲代て管領たり。犬懸家にして當時入道して禪秀と號す。

二。禪秀亂のおこり。左兵衛佐持氏は性質輕操にして臣下を御するの器にあらす。管領禪秀屢々之を諫めしかは反て疎せらる。時に應永廿二年四月廿五日政所評定の時常陸國の住人小田の一族越幡六郎近臣の讒に由てさせる罪なくして所領を沒收さる。禪秀再三諫めて之を宥さんと請ふ。持氏聽かず。禪秀不平なり。此れより病氣と稱して出仕せず。五月二日管領を辭す持氏も禪秀を喜はさりしかは直に聞届け憲定の長男憲基に管領職を授く。憲定は山内家なり兩家相聞きしかは禪秀特に喜はさりき。既に禪秀不平なりしかは鎗倉は流言行はれて靜かならさりき。時に京都に於て義嗣義持に對して不平なりしかは書を滿隆の弟滿隆新御殿及ひ禪秀に致し謀を通し相助けんとす。殊に禪秀は密に滿隆の第に

至り反を勧め持氏に代らしめんと説く滿隆心動き其養子持仲持氏の弟を奉して起たしめんとす。先つ内書を諸國に出して其黨を集む。千葉新介、岩松滿能、澁河左馬助、武藏丹の黨、荏原蓮池、別府、玉井、瀬山或は、瓶尻、甲斐には武田入道、小笠原の一族、伊豆狩野一統、相州曾我、中村、土肥、土屋常陸にては山入上總入道、佐竹一家、小田太郎、平沼氏、常陸の大掾、行方、小栗、下野那須、越後入道、宇都宮左衛門尉等皆應す。又書を篠川の滿貞に致し之を誘ふ、滿貞奥州の芦名、白河、田村、石河、南部等をして之に應せしむ。又持氏の近臣にも謀を通する者ありき。而して謀既に成り機に至るを待ち禪秀は専ら糧食を其領分より徴せり。

三。戰爭の有様。應永廿三年十月廿日の夜滿隆持仲忍て其第を出て西門より寶壽院に入る。禪秀其部下の兵を遣はし隍を鑿ち柵を構へ之を守らしむ。而して禪秀は自ら其師を帥て淨妙寺村なる公方屋鋪に於ける持氏を襲ふ。持氏醉臥して知らず。近臣木戸將監滿範急を告ぐ。持氏禪秀の男憲盛か禪秀の病むを告げしかは之を信せさりき。されど事急なりしかは滿範禪秀の伴病むを告ぐ。持氏始めて驚き馬に乗して館を出て小坪三浦を過ぎ前濱に至り管領憲基の佐介館サスケに

入る一色氏の一族、龍崎尾張守、品川左京亮、今川參河守等五百餘騎、佐介館に集れり。之れより鎌倉混亂す。禪秀の兵力優勢にして、憲基の佐介館を焼くに至る。持氏、憲基其黨と逃れて一時極樂寺に入れり。此所にも留まる能はずして、潜に片瀬腰越を経て相州小田原に到る。然るに土肥土屋の者共、禪秀に一味し、小田原の宿に押寄せしかば、支ふる能はずして、箱根山に入り、別當證實を頼み、之を案内者として、伊豆名越寺に至る。又轉して駿河に赴き、今川範政に依頼す。此より持氏等、瀬名の奥安樂寺に在り。上杉憲基及び佐竹義憲、山内家の領地越後に赴き、再舉を謀らんとす。而して難を京師に告て、援兵を請ひ、且つ使を關東に遣はし、同意の者をして兵を起さしむ。

四。持氏再興。武州平一揆、江戸、豊島及び二階堂下總入道等、持氏に應じ、兵を起す。十二月廿一日、禪秀上杉伊豫守憲方をして、武州橘樹郡小机に出張して、之を撃たしむ。江戸、豊島等、入間川に陣す。廿三日、持氏、江戸、豊島等と、荏原郡世田谷に戰ふ。持氏敗れて、鎌倉に引返せり。京都に於ては、義持御教書を東國及び北國の諸士に下し、援兵として、山名宮内少輔時熙を下せり。今川上總介範政も、關東の諸家中に

廻文を出せり。文は鎌倉大草紙にありされは、關東に於て志を、持氏に寄する者多し。殊に、禪秀の聲、岩松滿純、其功に誇りしかば、怨を含む者多し。應永廿四年正月、上杉憲基、佐竹義憲は、越後にありけるか、此時兵を集めて、武藏に下り、北より、鎌倉を攻めんとす。今川範政は、海道の兵を率ゐて、箱根を畧し、此方面より、鎌倉を衝かんとす。禪秀は、滿隆、持仲等と、武藏に赴き、江戸、豊島等と、戰ひ、一旦勝ちしも、東に、今川の軍、破竹の勢にて、進まんとし、後に、憲基、義憲の軍、控えしかば、鎌倉に引還せり。然るに、大勢既に傾きしかば、禪秀に反する者多し、遂に、滿隆、持仲及び禪秀の一族、鶴岡別當坊に入りて、皆自殺す。但し、禪秀の長子、憲顯は、病氣なりし故、あらずし。當時の別當、快尊は、禪秀の子にして、應永廿三年八月、補任せり。寶性院と號す。此時、快尊も自殺す。時に年廿五。凶徒既に、没落せしかば、持氏、鎌倉に歸り、淨智寺に入る。憲基其管領たり。直に、論功行賞を行ふ、江戸、豊島功第一たり。箱根別當は、僧正となり、今川範政も、厚く賞せらる。此亂の詳細は、鎌倉大草紙、湘山星移集、鎌倉九代後記、旅宿問答、喜連川判鑑、烟田文書、石川文書、築田家譜、鶴岡社務職次第等なり。亂の影響。持氏、鎌倉に還るや、禪秀に、味方せし者を、伐たんとせり。先づ第一に、岩

松満純を舞木宮内丞を遣はして征せしむ。満純は禪秀の亡ひぬれば其殘黨を集めて武藏國入間川に出張せり。舞木宮内丞は去年禪秀に黨せしも悔て岩松を討ち謝罪せんとし入間川に向ひ時を移さずして敵を追ひ崩せり。而して満純を生捕にせり。五月十三日鎌倉に於て瀧口に引き出し首を刎たり。満純は此くして亡ひしと雖とも餘黨尙ほ諸方にありしと見え武州多摩郡戸倉村戸倉明神主所藏の文書に次の者あり。

新田并岩松餘類可出悵由所有其聞也。令出□□者不日馳向於討進者可有抽賞之狀如件。應永廿五年四月廿八日。左兵衛督持氏判。武州南一揆中此文書に依れば新田岩松の餘黨尙ほ伏在し鎌倉に反せんとせり。岩松の餘黨とは恩田美作守、同肥前守等なり。而して治部少輔持定討手として赴きぬ。此時恩田美作守、同肥前守の守は武州多摩郡に於て一旦没落せしと雖とも尙ほ其近隣の惡黨を語らひ鎌倉に反せしなり。今戸倉明神主の家に藏する文書の一を擧げ此事實を證せん。

恩田美作守、肥前守等事隱謀露顯之間御教書を被成下爲退治持定被指向。依之令

同心候之間急府中關戸迄可令出陣者也。應永廿六年八月九日。中浦上總助平顯宗押。小宮之内岩崎神十郎、綱野一五郎宛なり

此文書に由ても知らるゝ如く持定は府中に向て進む豫定なりしなり。此凶徒は一旦没落せしも其後尙ほ累をなせし如し

上總國には其餘黨本一揆あり。一揆は禪秀に與力せしを悔ひ宥助を嘆願すると雖も許可なかりしかば反て謀逆を企てり。應永廿五年正月持氏一色左近將監に旗を與へ之を討せしむ。左近將監廿八日鎌倉を出發し赴きしに敵既に退散せしかは歸り來れり。然るに翌廿六年正月再ひ一揆等坂本城に據り反せり。十八日に木戸内匠助範懷大將として鎌倉を出立して追討に赴けり。城中堅く守て落さりしか五月六日日本一揆の主領榛谷小太郎重氏降參す。木戸相伴ふて鎌倉に歸り榛谷は由比の濱にて誅せらる。此等は喜連川判鑑、烟田文書、戸倉明神主所藏文書、鎌倉大草紙、諸國廢城考等參照せり。此他亂の影響としては常陸小栗氏の亂、甲州武田氏の亂あり。此は別に節を立て、説かん。

第六節 小栗氏の亂

小栗氏は常陸國新治郡小栗保を食みしより其名起れり。元と平氏なり。大掾重義より小栗を氏とす。其城は眞壁郡小栗村にあり。城は一大圓丘にして面積大約四の地と云ふ、土壘存して東北三重、南北五重、小栗孫次郎滿重は上杉禪秀に味方せり。禪本城趾方五六十間許、雜木疎生せりと云ふ。禪秀雪の下に破らるゝや足利持氏に降る。持氏多く其所領を沒收し之を宥す。滿重其所領を削られしを怨み自ら安んぜず。廿五年一色左馬權守と鎌倉に於て反を謀る。謀覺れて本國に歸り反す。持氏上杉定頼をして之を伐たしむ。六月出て降る。持氏又其地を削れり。小栗氏は常に鎌倉に對し快からず其時機の至るを待ち持氏に敵せんとせり。廿八年新田岩松の餘黨を集め宇都宮持綱桃井左馬權頭入道、佐々木近江入道、眞壁慶幹等と通し叛す。鎌倉よりは上杉定頼及び小山滿朝をして伐たしむ。卅年正月城兵滿朝の兵を討て之を退く。城兵の勢頗る猖獗なりしかは五月征討として結城の城に赴き其兵をして小栗、眞壁二城を攻めしむ。小栗氏は城外に於て之を防げり。先鋒の將一色左近將監、木戸内匠助等吉見伊豫守上杉四郎等と共に進んで城を攻む。城屢々防さしと雖も寄手大勢なれば遂に支ふる能はず。城遂に陷る。滿重子助重と共に參河に走り其一族貞重に依

る。後滿重參河に歿す。宇都宮持綱は城を出て敗走せしか鹽谷駿河守甲州にて討取りぬ。桃井、佐々木は生捕れ誅せらる。此れより持氏は結城より武州府中を経て八月八日鎌倉に歸れり。藤澤の清淨光寺縁起には照姫と滿重の事に關し信すへか同寺滿重照姫の墓あり、滿重は應永三十三年に參河に死せしなれば其墓此地にある故なし供養塔ならん。

第七節 武田氏の亂

武田氏は新羅三郎義光の後にして世々甲斐を領す。逸見小笠原等は其支流なり。小笠原氏は信濃守護たり。されは甲斐は逸見、武田兩氏分領す。武田氏は中部東部に據り逸見氏は巨摩郡を中央とし西部に據れり。武田信滿は禪秀の舅なりしかは禪秀に味方せり。禪秀敗れて後本國に歸れり。逸見中務丞有直は持氏の二階堂三河守と姻戚の間なれば三河守に依り持氏に訴ふる所ありて甲斐を全く領せんとせり。信滿は鎌倉を憚り參任せさりしかは持氏上杉淡路守憲宗を將とし之を伐たしむ。信滿都留郡に於て之を防げり。然れとも其兵少なかりしかは力及はず應永廿四年二月六日木賊山トクヤマに入り自殺す。法名棲雲寺殿明庵道光公大居士。棲雲寺牌子には十二酉年二月廿六日歿すと云ふ、又寺記には信滿家を信重に譲り、此山中に退隱す因て木賊殿と云ふと云ふ然れとも今鎌倉大草紙并に系圖の説に従ひ木賊

山に入り自殺すとなす蓋子信重叔父信元と共に出て、高野山に入る。逸見有直鎌倉の汰沙として其國を領す。京師に於ては未だ許可するに至らざりき。信滿の二男信長獨り歸國して元の被官加藤入道梵玄を相具して逸見領に押寄せ數年相戦ひ逸見方遂に敗れたり。由て持氏に訴へしかは持氏應永三十三年一色刑部大輔持家を將とし甲州を征せしむ。持氏も亦兵を率ゐて武州横山口八王より進撃す。信長之を猿橋に防けり。八月武藏の七黨秩父口より進み攻めしかは八月廿五日信長降參す。持氏は逸見に甲州を領せしめんとせしも京都に於て義持高野に在る信元を召し出し陸奥守とし甲斐に入部せしむ。逸見氏は以前の如く只西部をのみ領せり。信元一子彦次郎ありしも天せしかは信長の子伊豆千代丸に其領土を讓れり

第八節 佐竹氏の騒亂

佐竹氏は武田氏と同じく新羅三郎義光の後なり。世々常陸を領し東方の雄鎮たり。其氏は久慈郡佐竹郷より起る。應永の初め佐竹義盛男子なく一女あり。上杉憲定の子龍保丸を納れて養子となし其女を以て之に妻す。應永十四年義盛歿

せしかは龍保丸鎌倉より常陸に赴き佐竹氏の本城久慈郡太田村に入り義憲と云ふ後義仁と改む時に年九歳。元來國人義憲か上杉氏たるを以て喜はず。山入興義額田義亮、長倉義景等謀て義盛の弟義有を立てんとす。持氏聞かす岩松持國に命し師を率ゐて佐竹氏を伐たしむ。諸士長倉城に據り之に敵する凡そ一年。終に糧盡き城降り義憲を主と仰けり。上杉氏の臣山方盛利傳たり義盛の弟義有と共に義憲を助く。然るに禪秀の亂ありて義憲は持氏方なりしかは山入上總入道興義及ひ佐竹の一族義憲を喜はざる者皆禪秀に黨す。禪秀敗れしかは興義出て降る。然れとも義憲を除かんとするの念益盛なり。其弟小田野自義嘗て義憲を納るゝの議に賛せしかは逼て自義を殺せり。其族相集て額田義亮と共に那珂郡額田城に據る。時に應永廿七年なり。義憲之を攻む。兩軍相對持せしかは持氏間に立ちて和解せしも愜はず。興義は鎌倉に在て比企谷に屏居せり。持氏上杉憲直をして其第を圍ましむ。興義防戦せしが遂に法華堂に入り自殺す。されど額田城は降らざりき。卅年に至り漸く落城す。額田城攻撃に關し畑田文書を擧げ其月日を明に示さん。

着到。畑田遠江守幹胤申軍忠事

右依佐竹上總入道常元隱謀。同子息并一族以下御敵等。館籠常州額田城之間。爲御退治。去去年應永同廿九年十一月以來。至于當年三月廿一日屬御手令在陣。致忠節次。庶子上谷田被庇畢。然間早賜御證判。爲備向後龜鏡。恐恐言上如件。

應永卅年三月日

承了在判

此後正長元年十二月常元の餘黨兵を起したれとも小里義通の爲めに破らる。此れ舊山入氏の領を結城氏朝領し小里義通に給す。常元の遺臣之を復さんとして舉兵せしなり。されと今小里義通の爲めに敗らる。

第九節 關東と京師の關係

義持は禪秀の亂に於て關東の諸將に命し持氏を助けしめたり。又特に山名宮内少輔時熙を援軍として遣はせり。此く兩者の關係密にして京都は常に關東保護の地位に立てり。而して又關東の事は鎌倉に專管せしめしと雖とも尙ほ時に其行政を管督せり。持氏性質輕躁にして失政多かりき。然るに義持も亦怠惰にして宴遊を事とせしかは庶政規一ならざる事ありき。禪秀鎌倉に敗るゝや其二子

憲秋、教朝、鎌倉を去り京都に赴き義持の保護を請へり。義持之を保護して召使へり。義持鎌倉の亂臣の子を保護するさへ既に奇怪なるに之を許して關東を討たしむと云ふに至ては其何の故なるやを知るに苦しむ。喜連川判鑑によれば應永廿九年憲秋、教朝關東に下り駿州沼津或は伊豆三島に於て放火亂妨し相州にて在々所々の代官及び鎌倉の武士を殺害し京師に歸れり。持氏此より京師に對し意平ならず京師鎌倉不和となり足利氏の勢力二分せんとせしかは卅一年三月三日昭世堂使節として鎌倉に下向し和睦を調へんとす。持氏容易に承引せず。昭世堂五月十日を以て歸京し兩方の和成り難し。此に於て京師鎌倉の關係將に破裂せんとす。是より先き義持は豫め關東諸侯に通じて己れの勢力を作り持氏を制せんとせり。されは白河結城氏に對して左の書狀を下せり。白河文書に曰く注進之趣誠以神妙候。於向後彌可隨京都成敗也。

三月廿八日 義持 白河左兵衛尉入道殿

今度儀早々屬無爲彌重候。依被成御書候目出候。向後彌守京都御成敗可被致忠節候。恐々謹言。六月廿四日 道歡 白河入道殿御返事

此文書には年の記入なければ何年の事なるや明にし難しと雖とも卅一年頃の事ならん。此れ義持か關東の將士を豫め己れの味方に屬せしめんとせし者ならん。且つ京都に於ては時機に由ては鎌倉をも伐たんとし大將をも任命し其準備をなせり。蓋し此れ憲秋教朝か關東に下りし翌年即ち卅年の事なり。看聞日記に曰く

〔卅年八月〕十一日晴。御旗銘書事。加持事。大將軍賜事。三條。陰陽師勸進。今日吉日云々。行豊朝臣染筆二流二引兩の上に南無入釋大則持參可被下恩賞之由被仰云々。已三度書之。先例必有恩賞云々。御旗奉行一色直垂大口先騎召具無其儀乘替二御旗一流被下。請取退出。其儀式有作法云々。討手大將軍今川駿河桃井……兩人被下御旗云々。

此く既に卅年八月に討手の大將迄定め鎌倉と戦端を開かんとしたり。されは八月十八日には修法を鞍馬寺に行ひ持氏を咒詛せり。兼宣記同日の條に此に關する記事あり。曰く、自今日於鞍馬寺被行四天王法、是爲關東調伏也」と持氏を咒詛せしなり。此く京都に於ては關東に對し方畧を施したりしが戦開くるに及ばずし

て卅一年昭西堂の downward となりしなり。和睦も五月に不調ならんとせじが九月重て西堂下向し上杉憲秋兄弟を京都に於て保護するを止め向後知行を召放さんと約し漸く双方和睦成りぬ。照西堂歸洛し鎌倉よりは和睦の使として江戸遠江守上洛せり。此に於て和成り京都鎌倉の間漸く事なくして止みぬ。

第十節 赤松滿祐の事

赤松氏は村上源氏にして六條右大臣顯房の後從三位季房播州佐用庄赤松谷に配流さる。其子孫世々赤松を姓とす。則村心圖に至て其名世に著はる。則村以後は足利氏の部下の名族として重を置かる。其一族には宇野、上月、櫛田、江見、太田、本間、上板、有田、本郷、廣瀬、廣岡、永良、有馬等あり。一族の領土は攝津、因幡、備前、播磨、美作の五國に廣がり。勢力は足利氏の諸侯中にも殊に強かりき。則村の子は五人ありしか一人天し四家に分る。範資、貞範、則祐、氏範之れなり。範資、貞範歿して後則祐永く生存し義詮に任へて功勞あり而して氏範兄と不和にして一旦南方に屬せし故勢力なし。故に則祐二兄の系統を凌て一族の長たり。則祐の死後義則佐々木氏より入て其後を享け又功あり。義則應永卅四年九月に歿せしかば嫡子滿祐

嗣く。然るに貞範の孫持貞義持に寵あり備前美作二州を食む。此に至て赤松氏の長たらんと欲し義持に請ふ。義持稍色動き聽許する所あらんとす。赤松滿祐之を聞き自ら其第に火して播磨に出奔す。大乘院日記目錄三十四年十月廿六日の條に次の文あり。此間の消息明かなり。

赤松左京大夫滿祐俄沒落。下向播磨國畢。屋形自燒。同越後守惣領職事所望故云々。寵故也。

されは滿祐は之れより播州白旗城に據る。義持大に怒り山名持熙一色義貫に命じて之を伐たしむ十月廿八日赤松貞村等先發として京師を發す。尙ほ諸將に命じて赴き討たしめ旗を一色義貫に與ふ。且つ東寺及法身院に命じて戦勝を祈らしむ。元來持貞寵を憑み頗る無禮なり。諸將持貞を喜ばず。十一月十三日相議して持貞の奸を訴へ持貞に死を賜はり滿祐を許されん事を乞ふ、義持終に十二月に入り持貞をして自殺せしめ滿祐を許す。諸將師を班す十二月十七日滿祐入京して義持に謁し事平ぐ。此れより滿祐髮を剃て入道し性具と云ふ。持貞を自殺せしめし事情を池の藻屑に詳説す。今其文を引用して其模様をあらはさん。

滿祐はこうして己か國に歸りつゝ城に籠りたり。京にはめさましき事なりとて討手の使をつかはし侍る。されと滿祐ははしめよりかたらひ置ける人々有て土岐佐々木などいふ者ともは持貞を伐ち滿祐を助けん事を切に訴へ申けり。いづちもく猛き心共にまかせてようい加ふる事もなく情たしき事なともまらず。いちはやき心のむくつけさをせんかたなき。室町の家には後見にたつ人よりつとひて此事いかゝあらんととりく思ひ扱ひつゝさためかねたり。かゝれば後に訴へ出たる人々は志そんしつとおもひて。よゝ今は兵共して持貞を滅しなんとおのかとちいひ合せつゝ。ようゐるすめり。持貞もまけし玉しるにさる心がまへともしあえり。さてなん世の中静かならぬ氣はひのゑるくて。日比のとやかなりし心ならひに何はかりならぬ事をさへ下すともなとはことくしういひさはきしかは公私又いかならんと。怖おのゝきたり。室町の家には聞つけていみしうおとろきつゝやかて人をつかはして持貞に自害せさせ滿祐をゆるし聞ゆるなりとて討手の人々をも呼にやりけるこそ。やうく事静りければ滿祐も亦上りぬ。

此文章にても足利氏諸將か義持の命令に背き反て下より所置を強ひし有様考へらるゝなり。足利氏の勢力全盛なりし時に於て既に然り其衰世に諸侯の跋扈抑ふる能はざるも亦宜なり。持貞と諸將の關係及び強て死に至らしめし状態此文に依て明に考へ得らるゝなり。

第十一節 九州の動靜

九州に於ける南朝の勢力は既に滅亡に歸したり。皆足利氏の下風に立ちぬ。探題として澁川滿頼九州を鎮せしが其威令廣く行はれざりき。而して九州に於て阿蘇、菊地兩氏は尙ほ舊來の關係を忘れず。等しく足利氏に屬するも亦争闘をなしたり。大内氏は盛見勇武にして常に其勢力を北邊に用ゐる。少貳大友氏等と相助け暴威を振ひたり。探題職は滿頼より其子義俊に傳へしも義俊永く其勢を保つ能はず。終に追はれて京師に逃れ歸るに至れり。此れより九州の事は主として大内、大友等幕府の命を傳達して沙汰せり。九州の状態此の如し故に足利氏の勢力は既に此方面に於ては大に衰へたるなり。今阿蘇、菊地二氏争闘の模様及び島津氏の内訌を略述し九州の動靜を説かん。

一。阿蘇、菊地兩氏の争闘

阿蘇惟政は菊地兼朝と共に九州に於ける唯一の南朝方なりしが時運に従ひ足利に服しぬ。將軍よりも所領など賜はりぬ。されど尙ほ前より北朝たりし惟村系の惟郷とは不和なりき。應永十七年秋菊地兼朝兵を率ゐて惟郷を攻む。惟郷より其旨を鎮西奉行小早川美作入道常嘉に報せしかば常嘉其間に立ちて頗る調停に勉む。小早川氏盡力の結果空ならず終に應永廿六年和談成りたり。阿蘇文書に當時和約の證文を載す。

申定條々。一、京都上意難有不慮子細。可爲任身進退之由承之上者。事々不可有等閑儀事。一、於御名字御子息中。難有不慮子細。任惟郷相續之旨。可申承事。一、自他荒説之時者無隔心可申談事。若此條々僞申候者。日本國中諸神。殊者阿蘇大明神。八幡大神御罰於可罷蒙候。仍契約狀如件。應永廿六年六月一日肥後守兼朝花押

と云ふ文書あり。此と共に惟郷よりも契約差入しなるべし。然るに惟政の子惟兼と惟郷と再ひ所領に付て争ふ事起りぬ。惟郷は將軍家に對し殊に御覺宜しか

りしかは澁川満頼の子左近將監義俊大友式部大輔親著なと語ひ應永廿四年惟兼か伊佐の城を伐たんと計れり。而して惟兼には菊地兼朝一味せり。されは鎮西再ひ事起らんとす。京都に於ては此模様を聞きて管領は直に次の下文をなせり。鎮西錯亂事。万々注進狀之趣難被糺決者也。毎年被穩便沙汰可仰上裁之所。或楯籠要害或令出陣云々甚不可然。所詮所對陣軍勢等悉令退散。各以代官不日可被申披子細。就彼落居可有御成敗之旨。可被相觸親善兼朝等之由所被仰下也。仍執達如件。應永廿九年五月十六日。沙彌。小早川美作入道殿。

此く沙汰ありしも惟郷惟兼の關係は尙ほ止まざりき。卅年には惟郷惟兼が代官を共に京へ召上し双方の目安を捧げしめ判定せんとせり。双互の間此くして争ひしも此事は決定する所なくして止みぬ。されど後には兩家終に和睦せし如し。そは惟兼が孫の加賀丞か惟郷の子惟忠の養子となり阿蘇社の大宮司を嗣ぎしにても知らるゝなり。此加賀丞は即ち惟歳と呼びし人なり。而して菊地氏は又阿蘇氏と深き關係ありし故初めより惟兼方を助けしならんも此に至て又和平に歸しぬ。

二。島津氏の内訌

應永十七年島津元久入京し將軍義持に謁す。義持厚く之を遇し數々響應せり。元久が入京中に其本國に於ては澁谷の四族大に其勢を張り無禮なり。山城守忠朝上總介久世守久薩摩郡碓山の城平佐村白和町の北にありて相應ず。十八年元久歸國の後澁谷氏を征せんとせり。久豊及び伊集院頼久兵を引て來り會し共に清敷薩摩郡入來は清色と云ふ入來に屯軍を鋒尾に進む。別に三千餘騎を遣はし院薩摩郡入來は清色と云ふ入來に屯軍を鋒尾に進む。別に三千餘騎を遣はし忠朝久世の軍を禦がしむ。然るに會々元久病あり鹿兒島に歸り卒す。元久の次には伊集院頼久の子大千代丸遺命により立つべきを久豊妨けて自立す。頼久喜ばず。廿年俄に起り夜鹿兒島清水城市の北、淨光寺の陰、青木川を襲ふ。城中大に驚きなす所を知らず。頼久火を放ち城を焼く遂に陥入る。轉して又東福寺城市の北、多賀山の邊、青木川を襲ふ。城中大に福兩城を下す。頼久潰え奔る。頼久の妻は久豊の妹にして且つ其祖父の女は久豊の母なり。此る重縁の間なれば頼久の罪を許して又問はざりき。されど頼久意平ならず。再び島津久世伊作大隅守久義と共に反す。然るに久義の子勝久父

を説きて久世を説き鹿兒島に朝せしむ。久豊疑ひて久世を千手堂坊鹿兒島の西六十間の許りに致し坊を圍み迫て自殺せしむ。後久豊大に之を悔る薙髮して存忠と號す。久世の子犬太郎河邊に據り久豊に反す。頼久等之を援く。久豊吉田、蒲生、長野、田代、新納、北郷、樺山、禰、佐多、和泉、鹿屋、平田、山田等の諸士を率ゐて之を伐つ。城要害堅固にして容易に下らず。久豊終に軍を鹿兒島に班す。初め頼久河邊城を助けし時鹿兒島谷山給黎を得ば兵を退けんと久豊に乞ふ。久豊之地を與へ班軍せしむ。此に於て久豊軍を轉して谷山を攻め頼久降り侵地を返して伊集院に歸り又反せず。

應永二十六年島津忠朝隈の城薩摩に據り反す久豊屢之を征す。二十八年に至て勢窮して降る。又出水をも征して之を下す。久豊は南征北伐常に干戈を事とし四方を征せしかば國中大半平定なしぬ。依て伊集院氏は豪族たるを以て頼久に結ばんとし其女を納れて妾とし頼久と結ぶ。國內既に鎮靜せしかば此れより外を征す。

日向に於ては伊東氏勢力あり。應永十九年大和守祐安、日向曾井城を圍む。樺山

安藝守教宗、北郷中務少輔知久、曾井を援ひしも祐安并せ撃て之を破る其後大に勢を張れり。卅一年久豊自ら日向に於て祐安と戦ひしも利なかりき。土地を失ふ事數十里。久豊大に怒り再び大軍を率ゐる日向油州に軍す。三俣眞幸等の軍先登して戦ふ。祐安海江田峠を壘として能く防ぐ。久豊海に航して其不意に出て之を下す。此れより貴久を日向に置き伊東氏を謀らしむ。時に豊後の大友氏兩者の間に立ち調停を試みしかは和を約し兩軍共に引き還る。

第十一節 義持薨去。義教擁立。

應永も卅四年にて終り其翌正長元年正月義持病氣となり容易に快方に赴く様も見えざりき。管領畠山左衛門督滿家入道諸將を會し義持の病氣大漸を告げ繼嗣を議す。初め義持一子義量ありしも既に歿せしかば統を嗣ぐべき者なし。然るに義滿の子即ち義持の弟尙ほ四人あり。仁和寺御室法尊、青蓮院准后義圓、大覺寺准后義昭、梶井門跡義承あり。滿家諸將に告て曰く四子皆僧なりと雖ども近親の系統なれば就中一人を撰擇せん。諸將の内或は鎌倉の持氏を後に擬する者ありて議決せざりき。滿家山名時熙、准后滿濟と謀り六條八幡宮普通に石清水八幡と云ふ今滿濟日記に従

がひ六條に至り四人に付き圖を採る義圓之に當れり。滿家之を諸將に報じ諸將異議なく義圓を迎ふ。此に於て繼嗣決す。而して正月十八日に至り義持薨去す。歳四十三。法名は勝定院殿顯山大居士なり。例に依り等持院に葬り加州有松郷を以て追善領として寄附す。靈牌は相國寺中の勝定院に置く。蓋し絶海此院に在りき義持絶海に參禪せり。されば此縁より此院に靈牌を置けり。正月廿二日朝廷より義持に太政大臣を贈らる。

第四章 義教の治世附義勝の世

義教は義滿の第四子なり。母は藤原慶子。應永元年六月誕生す。應永十年六月青蓮院に入り十五年三月薙髮して義圓と號す。大僧正に任し三后に准ず。廿六年十一月天台座主に補す。正長元年正月選に當り足利氏の統を受け還俗して名を義宜と改む。時に年卅五。直に從五位に叙せられ左馬頭に任ぜらる。正長二年三月九日元服す。畠山持國加冠、畠山義慶理髮たり、其詳細は普廣院殿御元服記群書類類從武家にあり。禁色を聽され參議に任じ左近衛中將を兼ね。征夷大將軍となる。尋て權大納言に任じ從三位に叙し義宜を改めて義教と云ふ。八月右近衛大將を兼ね。此より官累進して從一位に陞り殿上及び院の別當に補し氏の長者として淳和并學兩院の別當を兼ね牛車を聽さる。嘉吉元年六月廿四日赤松滿祐の西洞院第に遊び害に遇ふて斃る。時に年四十八在職十四年。子義勝嗣ぐ八歳なり。嘉吉二年十一月元服し正五位下に叙し征夷大將軍に補し左近衛中將に任ず。然るに三年七月廿一日馬より落て薨す。

第一節 義教の庶政

義教は義滿義持二代足利氏隆昌の後を享け父祖の餘烈に依り尙ほ盛運を維持せり。大統を受くるの始め圓頂なるを以て一時頭を包て諸將に見え庶政を決す。世に還俗將軍と云ふ。元來義教は天台の座主たりしを以て豪毅にして勇武なり。毫も臣下に假借する所なく自ら起て大和の亂を鎮めんとせり。鎌倉の足利持氏強を恃み專恣なりしかば之を征せんとし。九州の諸士邊土にありて跳梁專恣なりしかば之をも服せんとせり。されば父兄の政畧と稍異なる所ありしかば遂に嘉吉の變を生ずるに至りぬ。義教にして永く職に在りしなれば義政以後豪族の跋扈は或は少なかりしならん。剛毅英邁なる義教の庶政は果して如何に遂行されしかば條を追ふて次に説かん。

第一 訴訟手續に關する取締

義教大統を享くるや訴訟手續に關し弊害ある事多かりしかば此を肅正せんとせり。先づ正長元年十月十一日を以て管領に對し次の壁書を下し之を遂行せしむ。此れ當時に於ける裁判手續に付ての規定なり。

一。裁判手續に關する規定。既に鎌倉時代より手續に關しては規定ありしも類

廢する所ありしかば又命令せり。

規定全文は群書類從武家部所載建武以來追加中におり

一、論人出對事

就訴狀觸遣之處。當知行之輩令雜濫之條。且無理歟。且造意歟。共以非正儀。早奉書到來之後支狀。出帶日數可爲十々日。次論人奉行請取陳狀證文。催促之時十々日間可出帶之。彼是不可過廿々日。於其內者不及沙汰。若過此日限者。不謂理非直可被裁許。訴人至在國族者。隨國遠近宜有其沙汰焉。

原告即ち訴人より訴狀を政所に出し政所に於ては管領其訴狀に付き關係者に觸遣はすの所難澁を申立て之に應せず。此れ尤も非理なり。凡て訴狀に付き對論を要する時は政所は問狀を被告に下す。被告を論人と云ふ。問狀とは政所より被告に下して答辯書を出さしむる令狀なり。問狀は訴人原告より論人被告に送達す。此に於て論人は陳狀を差出す。此を支狀とも初答狀とも初陳狀とも云ふ。此支狀十日を経由するを許さず。又論人奉行は論人より差出たる支狀に附帶したる證文即ち陳狀證文を請取りて後論人對決催促に十日を要するを得るも二十日を過すを許さず。若し論人廿日以内に催促に應せざる時は理非を云はずして直に

裁判すべし。されど訴人の所在地遠隔なれば宜しく時日を酌量して沙汰すべし。此れ本條の略説なり。此に由て又室町時代裁判手續の一斑も窺はれん。

二。判定者の心得。義教は裁判手續に關する規定を出すと共に又判定者の心得方を示せり。即ち又次の沙汰を管領に下し政所の壁書たらしむ。

一、訴訟人望請權門吹舉事

任先條之制法堅所被停止也。若尙雖有如此之儀。奉行人不可承引。早可差申吹舉人名字矣。

王朝の昔と同じく原被兩造權門勢家の力を借り之を頼む者ありしかば此事を警めしなり。例令此に事行はるゝと雖も權門勢家に關せず奉行人は裁許なさいるべからず。司直の府は公正ならざるべからざるを諭せしなり。

三。奉行執出規定。義教は又裁判判定者即ち奉行の行ふべき事及び取扱に關し命令せり。正長二年八月廿日奉行人同事規式を定めたり。

一、出仕。

名守結番之次第可令參勤。但於急事者。雖爲非番可申之矣。

一條數事。

不可過三ヶ條。至不足者不及被定置焉。

一、時剋事。

可爲已剋。猶於以後者可令略矣。

即ち出仕に付ては當番の次第に従ひ出仕勤務なすべし。若し急の事あれば非番の時たりとも勤むべし。又一日執行の條數は三ヶ條を越ゆべからずと定め。時剋は毎日十時頃より出仕勤務せしむ。且つ訴訟に對し統一的行動を要するを以て正長二年八月卅日には訴訟取扱法に關し奉行人に次の如く通諭せり。

一、奉行人直請取訴狀披露事。

論人出帶之時。參差之沙汰出來之條不可然。向後者上裁并賦別。奉行之外所被停止也。各可令存知也。

訴人の訴狀を一般に披露せざる時は論人陳狀を出せし時他の奉行知らざる爲め間違を生ずる事あるを恐れ一般に訴狀を披露せしむ。而して訴訟關係者を指定す。此他別に又訴訟に關し豫め日限次第を定め奉行をして上申せしむる事を定

む。

四、一般士庶に對する布告。裁判手續奉行人の心得奉行執務規定に付き既に命令する所ありしかば又一般士庶に對し警むる所ありき。蓋し豪族中土地兼併をなし不知行地をも押領する者ありしかば此を警めしなり。即ち永享元年十二月七日次の沙汰を下せり。

一、押領不知行地後經訴訟事

有愁訴者。企訴訟可仰御成敗之所。猥先乍令押領致訴訟之條。造意至難遁罪科所詮雖寄於親類被官人等。不可被叙用。縱又雖爲理運。所被答可被付論所於敵人也焉。

此文に依ても知らるゝ如く訴訟を企て成敗を仰がざる前に於て既に不知行地を押領し然る後訴ふ。此の如きは例令其説く所理ありと雖ども敵に其利を占めしむるを豫め説けり。尙ほ此他訴人論人共に訴狀陳狀に文書を證據書類として附して差出さしむ。又永享八年六月三日には諸人庭中事を沙汰す。此れ訴訟をなすの輩往々庭中に於てなす者ありしかば堅く之を停止すべき事を命ぜり。

前四條に付て述べし如く義教は訴訟に關しても此の如く諸種の弊を除去する事に務めたり。銳意熱心に吏員を警め士庶を諭し嚴肅に事に従はしめんとせり。此の如き綿密なる規定は尊氏以來未だ見ざる所なり。此に依ても義教の人物及び其思想を窺ふに足る。

第二 德政の事

德政は王朝の頃より行はれしなり。續日本紀靈龜元年五月朔日の勅にも宜勤敦德政庶被周行の句あり。日本後紀延暦十八年六月の詔にも惟王經國。德政爲先とあり。此他足利氏以前にては類聚國史本朝文粹朝野群載白練抄續本朝文粹平治物語玉海源平盛衰記古今著聞集吾妻鑑外記日記勘中記南行雜錄新編追加政所篇等に德政の事散見す。即ち元正帝の頃より德政の名はありしなり。最近の德政は寛政に松平定信の出でし頃迄もありしなり。此德政が足利時代に如何に用ゐられ又何が故に行はれしや條を述べて説かん。

一。德政の意義。和訓栞及類聚名物考等に依れば德政なる文字は後漢書中にもありて共に仁政の義なり。德政の意義は時代を追ふて變轉せり。即ち時代に從

ひ其解釋を異にす。貞丈雜記に之が解をなす。尤も面白し之を紹介せん。德政と云は、唐土にては仁政と云也。仁政とは天下諸人をあはれみ恵む政事を云也。日本にても上古は右の如し。鎌倉將軍時代にも德政と云は右の通り也。東鑑の中所々に德政と云ふ事あるをみて考ふべし。京都將軍の時代に至り。義政公の頃より歟。德政と云は人の金銀米錢諸道具等を借り置たるを返さず。我ものにする事を免さるゝを云也。それより以後。近代に至るまでも。借り置たる物をかへさぬ様被仰付を德政と云なり。

貞丈は義政の時かと云へども此れ義教の時よりありしなり。今前所載の諸書及び貞丈雜記の記事より德政の意義に解釋を下せば次の如し。

王朝の頃より鎌倉幕府の初め迄は德政は仁政と同意義にして凶歳を救ひ。困憊を恵み租庸調を免ずるの義なり。而して鎌倉幕府の中葉よりは其意義漸く變じて其免除は土地の賣買質入の上に行はれたり。然るに足利時代に至ては其意義全く變じて免除の範圍廣くなり暴政と化す。即ち賣買及び貸借等一切の債權債務は暴民の強請に依り德政を布くと共に消滅し引て群聚横行他人の財産を掠奪

するに至る。此れ其意義の變遷なり而して室町時代に於て德政を此の如く解釋を下すに至りし有様を説かん。

二。德政の發端及び其程度。義教職に就て後正長元年より畿内近江饑ゆ。近畿諸國亂民蜂起し證券を壊ち土倉を破り財物を掠む。亂暴猖獗至らざる所なし。滿濟准后日記正長元年九月の紀事尤も詳なり。此記事を上げ模様を示さん。九月十八日。今晚當所_關地下人等號德政蜂起方に借書_{借川}等悉責出燒之云々。凡德政事自沙汰出也。八月以來事歟。以外次第也。此由先總申遣細川右京北方間。即時奈良入道横尾入道以下數百騎。令入守護灌頂堂以下警固。仍卿民等不及_及嗽々儀各退散地下悉打開了。次管領方へ申遣了。則得上意申付侍所赤松了。當職勢二百騎計山科に陣取。隨左右可入寺。云々。

京師に於ける德政一揆暴動の有様は知らるゝなり。而して其德政の行はれし程度如何と云ふに大乘院日記目錄に徴すべき事あり、令破却酒屋土倉寺院等。雜物等悉取之。借鈔等悉破之と云ふ。されは酒屋、土倉、寺院等を破り財物を掠め諸貸借の證文、質物、無盡の證書等も破棄せしなり。然るに地方に由ては只破棄するに

及ずして相當の方法に依て證書を本主に返却せし者もありしなり。史徴に載する興福寺大般若經後語に曰く

去八月比より御德政とて王城江州五畿内德政を行畢。河内國は廿一ヶ年の田畠賣買等悉本主返畢。出舉利錢は禮の錢とて二文出し質の主取り畢。借書皆主取畢。爰に南都は本三分一にて質も借書も萬物本主取へきよし定畢。

此に由て德政實際施行の程度各地に由り異なるを知る。時効も廿一ヶ年と限れり。殊に禮錢として二文出すと云ふ規定あり。又南都は元金の三分一を出して證書を返却すとの規定あり。是れ德政の行はるべき程度を示せし者と見て可なり。故に德政の行はるべき程度に三あり。一は絶對的即ち破壊的に債務消滅する者。二は或る額を定め債權者に返却すべき者。三は定類の禮錢を出して債權者に謝する者。此三つの程度あり。等しく德政と稱するとも地方に従ひ其趣異なりしなり。

三。德政行はれし範圍。德政の行はれし範圍は京畿を中心として何れの地方迄行はれしやと云ふに大乘院寺社雜事記寛正二年十一月十九日の條にも「正長元年

一天下德政行之とあり。されは天下至る所德政行はれしやと云ふに諸家の記録に考ふるに所見なし。文明の頃に至れば大内家に德政を行ひし例あれとも義教時代の者は見えす。されと地方に關する記事としては次の數條あり。此に由て凡そ其範圍を考ふるを得ん。薩戒記永享元年正月の條に「或人云。播摩國土民如舊冬京邊蜂起。國中之侍悉政之間。諸庄國代欠加之守護方軍兵。爲彼等或失命。或被追落。一國騷動希代欠法也。」とあり又多田院古文書中にも「攝津國多田院雜掌申。當寺領内百姓淨法上下輩事。爲寺家進止鄉民之所號德政致狼藉云々」とあり。されば播摩攝津にも行はれしなり。此他滿濟日記によれば丹波伊賀伊勢大和等の諸國に行はれし如し。故に其範圍は何れ迄擴かりしやと云ふ事を明に定むるは甚だ困難の事なれとも概して近畿近江伊賀伊勢播摩等なるか如し。

四。德政一揆に對する義教の施政。德政は暴民自ら德政と號し亂暴を極めし者なり。此暴動に對しいかてか義教黙過すへき。剛毅なる彼れは此鎮壓方に務めたり。根本より此禍を除かんとし此より諸般の法令を出せり。其法令文は政所壁書詳書類從中武家部にあり。永享二年九月卅日には洛中洛外酒屋土倉付地下條々

を定む。其内容は一、酒屋土倉闕所事。一、負物事。一、諸士倉沙汰人等事。此三なり。即ち闕所とは官に沒收する事なれば酒屋土倉沒收に關する事を規定せり。又言を窮困に寄せ債務の一部を拂ひ全部の證書を破棄せんとし或は借狀ある地所を寺社に寄附する者ありしかは之を嚴禁せり。而して又土倉沙汰人か所有主の物件を犯用して他に赴くをは堅く禁せり。此の如き禁令を出すと共に又永享二年十月十六日徳政に對し諸人借物に關する規定を發表せり。此規定は債務時効に關する規定にして凡負債十年に及ぶ者は賠償し。其期を過くるものは本錢十分の三を加へ辨償せしむ。然るに本人沈淪して辨償する能はざる時に於ける規定は又永享八年五月廿二日に出せり。此る場合には請人^{保證人}無論之を辨償すへきも罪科に處せられし輩は半額を返辨せしむ。當時尙ほ返辨を怠る者ありしかは一層細密に負債に關し規定する所ありき。即ち永享八年五月廿五日に發布す。其大要を云へは凡て貸借の關係生ずるは貸與者か借主に對する好意に依てなり。然るに催促を受くるも返辨せず。徒に年月を経るは恩を知らざるによるなり。故に今後は催促三度^{其日限}に及ぶも返却せされは政所に訴へ出つへし。

若し訴訟の間にも尙ほ返却せされは元利に加ふるに過怠料十分一を副へて返却すへし。但し債權債務兩者の間に於ける和興は此限にあらず。又債權者か債務者に過怠の所分を受けしめんとし故意に少額の返濟を許さるも亦此限にあらず。此く命令せり。然るに尙年數を経たる證文を有し借主の子孫に催促する者ありしかは効力を有すへき時期を定めたり。永享九年月十三日を以て有効期限を廿年とせり。此の如く義教は債權債務に關し嚴密に沙汰し徳政一揆の黨をして容易に其横暴を逞ふする事なからしめんとせり。されと義教存生中は或は一揆の黨跡を潜めし様なりしも實際其禍を根底的に改良する能はさりしなり。此れ幕府は費用を要する事次第に多くなり行き其費用は諸國の酒戶土倉に課したり。諸國の守護地頭及び社寺も此にならひ又其領内に課税したり。加之驕奢の結果諸役人も亦負債する所多かりしかは下民を煽動し徳政を強請せしめしなり。此く上下財に窮せし時なりしかは義教か如何に其威を用ゐて此を改めんとせしも大勢に對しては又如何ともする能はさりしなり。從て之を蕩清する能はさるべき。唯其在世中は漸くに事なくして止を得たり。されと義教一度瞑するや否

や直に徳政一揆の暴動は再び見るに至りぬ。義勝の就職と共に盛に起るに至れり。

第二節 南都北嶺の鎮壓

南都に於ては興福寺藤原氏と特別の關係あれば當時に於ても尙ほ勢力ありき。藤原氏氏の長者其別當三綱を宣す。別當三綱は一寺を統轄せしか其下に數多の學侶、衆徒あり。學侶は寺中にありて修學をする徒を云ひ。衆徒とは末寺の僧徒なり。衆徒に六方衆徒あり。六方衆徒とは大乘院雜事記中文明元年九月七日の條に此か解説をなせり。即ち六方末寺者。戌亥方分。安住寺、高雄寺、置恩寺、當摩寺、仙間寺、伏見寺、高天寺、牟尼谷。丑寅方分。長岡寺、富貴寺、興善寺、鶴林寺、金勝寺、千光寺、信賞山。辰巳方分。明王寺、慈明寺。菩提院方分。寶生寺、極樂寺、永福寺、雪別所、西小田原、東小田原、成身院、岩船、忍辱山、海住山、安養寺、觀音寺、鹿山、灌頂寺。龍花院方分。菩提山、龍福寺、圓樂寺、平等寺、長谷寺、南法貴寺、法興寺、澁谷、靈山寺、金峰山。未申方分。とありて未申方分には寺名を挙げず。此等の末寺方向に従ひ六つに分ち其末寺の衆徒を六方衆徒と云ふ後に八方衆と云ふは六方衆に。北と南の二方を加へて云ふ。六方衆徒屢々難を

構ふ。衆徒の内に筒井郡、越智郡、箸尾北葛市、十市磯城郡あり。之を四家と云ふ。皆大衆と共に弓楯を執り武辨に擬す。看聞日記滿濟日次記によれば永享四年十月廿四日大和の土民蜂起し嘯聚して奈良に至り興福寺に迫り其社田寺田臨時段錢と謔忽されん事を請ふ。箸尾、越智等共に起り僧兵を率る律師筒井良舜と戦ふ。越智等筒井を敗り龍田社を焼く。土民大に怒り越智氏を圍まんとす。事京師に聞す。幕府諸將を會し此を議す。義教衆徒の横暴を怒る事久し。此に於て畠山持國、赤松義雅を遣はし箸尾、越智等を伐たしむ。兩將十一月廿七日を以て京師を發す。義雅筒井良舜と謀り先づ箸尾城現今箸尾村に遺跡ありを攻む。越智、箸尾支ふる能はず自城を焼て走る。由て義雅、奈良に凱旋す。然るに土民其備なきに乗し京師を襲撃す。死する者數百人。義雅、良舜共に傷けらる。畠山持國、義雅を喜はず。袖手傍觀す。土民間もなく鎮靜し義雅等歸京す。其後又越智、維通、箸尾共に專恣なり。興福寺領を仰併せんとし且つ吉野の南軍に應じ南朝の余黨を集む。筒井氏之を撃つ。幕府も亦永享九年正月十八日を以て斯波持種及ひ諸將を遣はし越智、箸尾を撃たしむ。廿八日京軍進んで、越智、維通と戦ひ其弟名を斬り維通と

磯城郡泊瀬村今初瀬村と云ふ此村初瀬川に臨み伊賀國に戦ふ互に殺傷あり。越智氏の本據は高市郡にして居城は其南隅なる高取山にあり高取山は靈巖山の尾にあり要害堅固なり。土佐町より登る事五維通退て此城を守る。京軍攻むれとも容易に下らず。義教親ら赴き此を征せんとす。諸將之を諫め。別に京師より一色左京大夫義貫土岐刑部大輔持頼を將として一萬餘騎を率ゐて之を征せしむ。終に五月廿一日を以て諸將高取城を抜く。越智維通等城を逃れ南朝の根據地吉野に赴く。十一年三月義教人を遣はし此を吉野山に搜めしむ。既にして維通を長谷の旅舎に得之を殺す。越智氏滅亡せしかは其遺領を樽原某に與へ越智氏を冒し大和に在らしむ。南都の亂此に於て鎮靜す。

北嶺に在ては延暦寺の衆徒頗る勢力あり。幕府の所置意に充たざる所あれば直に日吉の神輿を擁して下山し嗷訴す。既に康永應安の頃にも幕府に向ひ強請する所ありき。寺には僧兵を有し法門の守と稱す。其勢力侮り難し。永享五年七月十九日延暦寺の僧法印猷秀赤松滿政飯尾爲種の罪狀を陳し所罰を請ひ。日吉の神輿を奉し幕府に嗷訴せり。將軍義教諸將に命し可否を聞かしむ。義教元よ

り山徒の暴戾を思めり。依て猷秀に死刑にするを止め閏七月廿六日を以て土佐に流す。飯尾を尾張に謫す。又赤松滿政を滿祐第に錮す。此に於て事一旦落着せしに山徒等園城寺の僧嗷訴に黨せさりしを恨み僧兵を遣はし園城寺を攻む。此に於て幕府よりは斯波義淳を遣はし園城寺を助けしむ。延暦寺も兵を引上げしかは事一時止りたり。而して神輿歸坐せり。然るに十一月廿七日又反す。義教大に怒り首謀の僧兼宗を罪せんとす。准后滿濟管領細川持之此を諫むれとも聞かず。諸將をして叡山を征せしむ。諸將叡山に進み僧兵と戦ひ互に殺傷あり。終に十二月十二日僧徒降を請ふ。幕府首謀兼宗を捕へ之を錮し他を許して其降を許す。諸將各々兵を帥て歸り神輿も歸山す。時に鎌倉持氏の亂あり。永享六年八月僧徒遙に之に應し義教を咒咀すと傳ふ。義教六角滿綱京極持高をして登山して其寺田を悉く沒收せしむ。僧徒大に怒り又嘯集し神輿を根本中堂に奉し京師を犯さんと擬す。十月四日神輿を奉し下山す。幕府諸將に命し禁闕及び幕府を護衛せしめ且つ山徒を防かしむ。諸將山徒を防ぐ。山徒神輿を沙河原に棄てて走る。而して勢窮し降を請ふ。義教聞かず。管領細川等義教を諫めしかは

之を聽るす。此れより山徒の勢衰へ又往日の勢なし。南都北嶺の事に關しては普通の史料には見る所なし。今滿濟日次記、大乘院雜事記、建内記、看聞日記により此稿を起せり。

僧侶の暴行嗾訴は南都北嶺に留まらず他にも多かりしなり。一般に南北兩朝爭亂の後を受け僧侶は非常に勢力ありしなり。加之義滿の崇神崇佛よりして一層勢を加へ之を御するに困難なりしなり。義教英斷勇決善く之を制せり。山城國右清水八幡の神人の如き亦強豪なりき。永享五年八月十四日又嘯聚して其社務田中保清を訴へ所罰を幕府に迫れり。幕府書を下し神人を諭し解散せしむ。此の如く諸寺諸社の僧徒神人幕府に強請する所ありしも皆義教の爲めに挫かれたり。

第三節

皇室の御有様。

稱光天皇正長元年正月頃より不豫なり。天皇皇子なし。此に於て皇嗣選擇の問題起る。一方には南朝の御系統の皇位を望まるとあり。而して今や皇嗣なし。此に於て皇嗣決定の問題は北朝の御系統及び北朝と休戚を共とする足利氏にと

りては大問題なり。此問題は果して如何に決解されしや

稱光帝病氣大漸なりしかは皇嗣に關し浮説多し決定する所なし。幕府に於ても議定する所あらんとせり。幕府にては關白諸公卿と管領合議す。七月十一日を以て協議を開く。其議題は第一皇嗣の事。第二小倉皇子都落の事情及び模様。此二題に付き。協議せり。准后滿濟此時の議に參す。其日次記に事情を説く事詳細なり。今其文を引用して此間の事情を説かん。

十一日、晴。今日條々重事。自管領申入旨等在之。仍御會以前密に申入之畢。一、内裏様御惱以外。何様御事も出來時者。誰人にて可有御坐哉事。同兼能々可被申談事。一、小倉宮御逐電御落着在所。未承定也。就治定重可申入。一、近日就之荒説等在之。雖難足御信用。又可有御用心歎事等也。内裏様御惱事。并新帝御事等以時房卿、經成卿、親光朝臣三人可申談執柄之由被仰聞。則此由就近所召時房卿一人。室町殿御様。明且可申入執柄具仰聞畢。

されは十一日に議を凝らせしなり。北朝に關係ある人々。殊に後小松上皇の在るあれは南朝方に皇統移るべき事は思の外なり。一休和尚年譜によれば此時一

休にも相談ありしなり。一休は後小松帝の御落胤なり。此時歌を作り奉答す。其歌は

常盤木や木寺のこつえみすてよ

世を嗣く竹の園は伏見に。

此く詠して奉りしかは伏見宮に決せしと云ふ。とにかく大問題たりし繼嗣の問題も伏見の宮と定まりぬ。伏見宮は前章既に説きし如く崇光院の御子榮仁親王の第二の御子。貞成親王の御子彦仁親王なり。後小松上皇貞成を憐み愛したまひぬ。而して稱光帝と貞成親王との御關係は宜しからず。されは貞成親王も稱光帝を憚りて三十一年七月薙髮さると傳ふ。法諱を道欽と云ふ。後崇光院と云ふは此宮の事あり。七月十二日夜中に義教三寶院准后滿濟に命し宮内卿藤原行豊を伏見に遣り道欽に付き彦仁親王を十三日京に入れ東山若王寺に行かせられ車駕の迎を待たれよと傳ふ。道欽大に悦ぶ。十三日夕方に管領畠山滿家の兵伏見殿に迎に赴き若王寺へ入らせらる。幕府よりは又關白二條持基に就て上皇に奏聞し十七日仙洞御所へ入らる。廿日に稱光帝御崩御ありしかは三條内府公光

公の邸を是新内裏と定めらる。此れ土御門内裏は穢觸あれは一時他に避けられしなり。廿九日新内裏へ渡御され上皇の御猶子の儀にて御踐祚ありき。時に帝御齡十歳なり。正長二年八月廿九日土御門内裏に於て土御門内裏戸殿は稱光帝崩に新殿を作遷御さる。永享元年十二日には即位式を大政官廳に行はる。翌年十月廿六日には河原に行幸して御禊を修む。義教も隨從す。某儀尤も嚴重なり。道欽欣躍に堪へず。斯る時を措て何れの日か龍顔を拜せんとて密に義教に請ふて其許を得。即ち伏見の宮を出て、勸修寺中納言經成の第に在て行幸を待ち車を二條油小路に立てらる。竊に行粧を觀、宸儀を窺ひ夜深て歸る。經成第に留る事兩三日。室町邸に詣り義教に謁す。義教も經成の手を経て贈物を致す。道欽歡を極て伏見に歸る。義教道欽の爲めに上皇に奏して伏見殿の舊領を還附す。道欽累年の懣懷此に於て開く。此より伏見殿は漸々盛へ行きぬ。常陸國眞壁郡塙世村榎戸氏所藏文書に由れば永享十二年伏見殿御領は、播磨國衙尾張熱田領近江山前南庄、同七里、八里村、同鹽津庄、同今西庄、若狹松永庄、日向大島保、其他播磨國に別納七ヶ所あり。此は後小松法皇崩御後義教が伏見殿へ還せし領地も包まるゝなり

永享五年二月道欽椿葉紀一卷を朝廷に奉れり。本書詳書類從始に伏見殿系統典廢を述へ彦仁親王の踐祚を賀し古今の例を引き自ら尊號の榮を賜らん事を願ひ。終に天皇は學問に志し尙ほ和歌管絃の道をも廢し給はさらん事を説けり。其他看聞日記を著はさる。是當時の一等史料たり。應永廿三年以後の日乘なり。薩戒記滿濟日記等と比較すれば當時の事情尤も明に考ふるを得。本書は續群書類從中にも收む斯くて後小松法皇も永享五年十月廿日崩御ありき。法皇崩御の事は其概要詳書類從雜部御小松院崩御記にあり天皇諒闇を行はるへきや否やに付き議論あり。義教の説は帝は法皇の皇子にあらず而も尙ほ實父の在すあれば諒闇に及はずと説けり。然れとも前の攝政藤原兼良准后滿濟と共に法皇の胤無きを以て固く義教に請ふ。此に於て諒闇の儀行はるゝに至る。法皇既に在はさゝりしかは道欽より帝の生母源幸子に加階を請ひしに赦許あたり。

第四節 南朝の勢力

南朝の皇子小倉宮泰成親王は嵯峨に在はせり。然るに正長元年七月六日突然嵯峨より伊勢に赴かれ北畠氏に依らる。在來の諸書は一齊に此出奔をは皇位繼承出來

さるを以ての故となす。然れとも皇嗣の確定せしは七月十一日なり。宮か其前六日に御出奔あるを以て見れば皇位繼承とは關係なき様なり。此出奔は或は鎌倉の持氏宮と謀を通せしにあらさるか。當時に在ても關東との密謀に依て御出奔ありしにあらすやと既に一般に疑へり。滿濟准后日記八日の條其時の模様を詳に説けり。其條に曰く

八日晴。飛鳥井宰相雅世卿來。退出後以書狀申。小倉殿南昨朝御逐電云々。何事子細哉驚入者也。

十二日晴。小倉宮沒落之様所詮關東依申子細。伊勢國司令同心。則彼國司在所へ入御云々。去六日丑刻計。自嵯峨小倉宮御出云々。就之種々巷説在之。京都大名内少々同心申輩在之候由。彼宮奉公中院息號萬里小路云々。彼書狀於父中院。去七日管領方へ參持云々。中院事。去年以來父子不快義絶云々。此故歎如何。旁不足信用。不審云々

此文に由ても當時の有様考へらるゝなり。且つ前節に引用せし日記の文にて幕府にては宮の落居先き及び落居の理由等探索に務めたり。とにかく宮は伊

勢に赴かれ皇嗣も彦仁親王と定まりしかは國司北畠滿雅兵を起せり。薩戒記によれば幕府其追討方を守護土岐持頼に命せり。而して美濃守護土岐持益に命國中の兵を發し持頼を助けしむ。又土岐氏の支族にして幕府に奉仕する者を、て持頼を助けしむ。土岐氏の兵と北畠滿雅安濃郡岩田現今の津市に戦ふ。始めは北畠氏の兵優勢なりしか終に至て大に崩れ滿雅も討死す。持頼滿雅の首を獲て十二日京師に傳ふ。幕府之を四塚に懸く。滿雅の子顯雅降を請ひ之を許す。永享二年四月二日幕府諸將を會し小倉宮を伊勢より迎遷せん事を議す。而して義教は小倉宮の御子教尊を猶子となし勸修寺に入て僧たらしむ。諸門跡譜も南方小倉宮後龜山院皇子孫男。同帝之玄孫とあり。尋て三年二月十七日顯雅は土岐持頼と共に上洛す。幕府に於ては小倉宮に呈する供御を定む。元來南朝の諸皇子の供御は諸國に徴せしなり。されと供此度再び歸洛ありしかは供御を定め殊に優遇し奉りしなり。滿濟日次記三年十月十九日の條にも供御に關する記事あり。即ち

自管領以飯尾伊賀守同大和守申。小倉宮御月棒毎月三千疋事。諸大名寄合可致

其沙汰也。十二月越年分二萬匹可致其沙汰候。但當年十二月二萬疋用脚去年以來諸大名進小倉宮千貫未進也

一年に三万六千疋の供御を呈せしなり。殊に十二月には多くの供御を奉れり。此く厚く遇せり。教尊を勸修寺に入れしは南朝の後胤を絶たん爲めなりと云ふ説あり或は然らん。教尊は後に大僧正に任せられ安禪寺々務を兼ね。

第一、玉川宮

南朝の御系統にては玉川宮尙ほ在はせり。長慶院紀伊伊都郡高野の奥玉河に在はせしかは院の皇子玉川宮も此所に在はしき。宮は即ち前章に述へし如く尊聖にして權僧正たり。南都に在はしたりしか、後に勸修寺に入る。安禪寺々務を兼ね。永享四年七月八日寂す。帶内記正長元年十月十六日條に玉川宮昨日有消息事。是日因物忌未達聞。とあり又十七日の條に玉川宮所謂田中莊事。先是已決迄今改。飛鳥井屏居中。唯可以聞などの句あり。されは當時尙ほ在はせし事知らるゝなり。宮に關する詳細の事は史料乏しければ知り難し

第二、良王

良王か上野國寺尾城に在はせし事は既に前章に説けり。遠江國井伊郷龍潭寺記に由れば其後正長元年四月寺尾城を出て桃井具綱が城、下野國落合城に入る。此時御歳十五。永享五年再ひ落合城を出て信濃に赴かせらる。笛吹峠にて上杉か兵と戦ひ一時水戸川河内守の居城に避けらる。次て木曾の所領金子氏の館に入る。後七年十二月三河國を過ぎて尾張に入られ。津島の社中に御坐所を設け此に居給ふ。明應元年三月五日薨す。御齡七十八瑞泉寺殿と號す。子孫世々津島の神主たり。

第三 楠氏の裔

義教永享元年九月奈良に至り春日社に參づ。此時東大寺の倉庫を開き蘭奢待を切り取れり。此れ義滿の例に従ひしなり。然るに楠木五郎左衛門光正なる者あり。義教に近寄り之を刺さんとし果さず。終に召捕られ京師に送られ戮せらる。看聞日記九月十八日の條に此に關する史料あり。曰く
兩下、楠木僧林也、俗名五郎被召捕上洛。此間南都に忍居。是室町殿御下向爲伺中云々。筒井擲取高名也。爲天下珍重也。

廿四日晴、先日被召捕楠木今夕於六條河原被刎首。侍所赤松所司代六七百人取圍斬之切手魚スミ

其跡尋常に被斬。先召寄硯紙。作頌。

幸哉依十人虛詐 成大謀高譽珍重々々 不來不去攝眞空
万物乾坤皆一同 即是甚深無二法 秋霜三尺斬西風

此他に辭世三首あり。此光正は楠氏系圖になき人なり。如何なる系統の人なるや知り難し。併し南朝の人たるは疑なし。元來系圖は後に作りし者なれば頗る信し難き所多し。看聞日記は確實なれば此に従ふて書出しぬ。

看聞日記によれば永享九年八月六日楠木某兄弟兵を河内に起す。畠山持國兵を率ゐて撃て之を殺せり。されと此楠木氏は何人なるか知るに由なし

第四 僧義昭の遁去

義滿の第六子義昭は大覺寺宇智院に居りしか又仁和寺西院に住せり。大僧正に任し三后に准す。慈仁人を愛し大度あり。義持の病むや繼嗣を定むる時又其候補者の一人なりき。然るに大統は義圓の手に落ちぬ。此れより義昭大に不平な

け。義昭常に義教を傾け取て代らんとせり。義昭は義嗣の先例を能く知れり。されは義嗣の如く佐々木など足利氏恩顧の士と結ぶの不利なるを悟れり。此に於てか其結托すへき人を求めり。然るに南朝の人々は常に足利氏の虚を窺ひ機に乗すへきを注視せり。是義昭に取り尤も與みし易き味方なり。されは南方と結托せんとせり。大和に於ては越智維通既に足利氏に對し亂をなせり。義昭大覺寺に在て遙に之に應せり。然るに義教は諸將を使はし越智を攻めしめ又親ら之を征せんとせり。義昭は京師に在て豫め南方の宮方と通せり。此南方の宮は説成親王の御子圓胤なり。圓胤は圓満院に住す。大僧正に任す。義昭と共に謀り京師に於て反せんとせり。されと機に乗すへきなかりき。既に謀覺はれんとせしかは永享九年七月十一日義昭宮と共に大和に出奔す。大和に於ては越智維通に倚る。時に滿雅既に戦死せしかは弟顯雅其後を享け大河内城にあり。一一般の歴史に滿雅永享十二年に卒すとす。此れ南方紀傳櫻雲記等に史料を以てなり。滿雅戦死の事は既に前に之を説けり。多氣郡多氣城に教具ありて足利氏に降り伊勢の國司たり。圓胤既に大和に走りしかは山名名と謀を通し使を教具に遣はし説て共に兵を擧げしめんとせり。教具は應せさりき。義昭は越

智と謀り南方圓胤を擁して天河に兵を擧ぐ。幕府一色義貫をして之を撃たしむ。越智氏は京軍の爲めに多武峰に攻められ敗走し義昭も亦敗れ遁走し所在を失ふ。永享十一年六月幕府北畠氏の族持康をして伊勢に義昭を索めしむ。又細川氏に命し吉野山中に搜さしむ。獲す。吉野の僧を執へ糺問せしと雖とも所在を知らず。南方の宮も亦遁走され其所在を失へり。此に於て幕府四方に令して義昭を索む。然るに義昭九州に渡り菊地阿蘇等と謀を通せんとし日向國南那珂郡櫛間に至り野邊氏に依れり。嘉吉元年島津忠國義教の命を受け樺山美濃守教久山田出羽守忠尙新納近江守忠臣北郷佐渡守本田信濃守等を率ゐて櫛間に至り義昭を攻む。三月十三日義昭支ふる能はず永徳寺に入り自殺す。山田忠尙其首を撃つ。従者讃岐坊看善防戦す。此に於て衆之を殺す。忠國義昭の首を京師に送致す。四月十日到着す。義教之を檢す。

公卿以下諸臣入て賀す。而して十三日忠國を薩摩大隅日向の大守となし又琉球の守護とす。老臣五人に物を賜ふ。次て十七日再び僧等金を薩摩に使はし重て忠國に劍及び馬を賜ふ。島津氏義昭を祭る爲め寺を建つ。千台山真乘院大興寺と云ふ。琉球より入貢せし器物多く大興寺に寄附せり。國老連署の文書今

に存すと云ふ、琉球の貢米十五石及び三月十三日、七月十四日祭祀米四石を大興寺に寄せしと云ふ、備間にては島津忠朝後其地の領主たりし時、義昭の靈を祭る後土御門院教し寄せて福島大明神の號を賜ふ。

南方の宮を圓胤とせしは大に考證を重ねたる結果なり。考證文は紙數を要するを以て別に載せず。看聞日記及び康富記、建内記等を考へ圓胤とせり。櫻雲記、南方記傳等は寛成親王となす。寛成親王ならざる事は既に定説あり。又圓悟ならんと云ふ説あり。殘櫻記及び讀史餘論等なり。然れとも諸門跡譜に記載する圓胤の記事と康富記と對照すれば能く適合する様なれば圓胤とせしなり。

第五節 鎌倉の騷亂

喜連川判鑑によれば足利義量逝去せし時義持其繼嗣として持氏を擧げ大統を傳へんと約せしと云ふ。然るに畠山滿家持氏を喜はさりしかは終に義圓を擧げしと傳ふ。實際義持の弟皆僧たりし故持氏入て大統を繼かんと思惟し世も亦而か信せしならん。義持との間に或は兼約もありつらん。斯る關係なれば義教の政治に對し持氏不平なり。義教大統を受くるも祝賀の使を送らす。彦仁親王踐祚あ

るも使を送り祝さす。且つ正長二年九月改元ありて永享となりしも鎌倉に於ては依然として正長の年號を用る三年八月始めて改元す。甚たしきに至ては關東に散在する幕領の年貢を納めて入れさりき。其他特氏は始めより此畠氏を語らひ小倉宮に通ずる所ありしならん。而して永享三年三月十四日鎌倉の使者二階堂盛秀京師に抵る。義教面せず。持氏の罪科を擧げ詰責せんとせり。されと先づ准店滿濟に管領滿家以下諸將の意見を詢はしむ。然るに諸將事なきを欲せしかは義教八月七日を以て盛秀を引見し特氏に劔鎧等を贈る。然れとも持氏は此後尙ほ義教に對し意平ならず。關東の形勢又不穩なりしかは義教富士遊覽に托し駿河に至る。永享四年九月十日に京師を發す。飛鳥井權中納言藤原雅世、三條參議藤原實雅、常光院法印堯孝、下野守細川持春、右馬頭細川持賢、山名綱真居士、中務大輔山名熙貴、左京大夫一色持信等供奉す。今川範政接待甚勤む。此紀行には雅世の富士紀行、堯孝法印の覺富士記、宗長の富士御覽日記あり。共記に詳書類收詳に其時の模様を見るを得。持氏鎌倉に在て駿河に赴かす。義教と持氏の關係此の如し。されは兩者の間に早晚衝突の起るへきは見易き事なり。而して其

衝突を起す順序として義教持氏の關係を説き尋て持氏と上杉憲實の關係に及は
ん。

第一 義教と持氏

足利持氏專驕なりしかは義教常に其舉動を監視せり。されは正長元年九月幕府
に於ては關東の所分策に付き議する所ありき。滿濟准后日記其模様を説けり。
乃ち曰く

廿二日、關東事。自管領以兩使遊佐 齊藤被相尋諸大名。武衛、右京大夫、山名、一色、細河、讚

岐入道、畠山修理大夫入道、赤松左京大夫入道、今川上總守以上八人條目七條

一、今川上總守爲用意可被下駿歟事。一、關東諸大名以下白旗一揆中等如先々可被
成御教書歟事。但被用捨。可被成御教書歟事。

一、上杉禪秀息可被下遣奥州邊歟事。

一、甲斐先守竹田刑部大輔入道兩三年四國邊隱居云々被召上。如元可被下遣甲斐
國邊歟事。(下畧)

此の如く宿將八人を會し豫め關東に備へんとす。先つ駿河甲斐の守護をして鎌

倉に備へんとし諸將に謀れり。されは十一月廿三日を以て信濃守護小笠原政康
及び駿河守護今川範政を國に就かしむ。又前の甲斐守護武田信重四國に在りけ
るを召出し駿河國の内佐野澤内二郷を賜ふて關東に備ふる所あらんとせり。且つ
尙ほ一方に於ては僧祖室和尚等懋西室を使はし奥州に至らしめ篠河に在る足利
滿貞に書を送り。京都と奥州と相連合して事有るの日鎌倉に當らんとせり。奥
州に於ては滿貞のみならず伊達、芦田、白河、縣田、河股、鹽松、石橋、岩城、標葉、相馬等
に内書を下せり。岩城、累代記によれば、岩城、標葉、橋、永享元年、篠河の足利滿貞より使者來り關東の政務を領し結城、千葉等關東の諸族を率ゐる鎌倉を伐たんと請ふ。此く東北と京都の連絡成りぬ。而して義教は關東の諸將を豫め誘導し只時の至るを待ちたり。上杉憲實は關東に在りて京都の旨を受け持氏を強制せしかは幸に事なきを得たり。

第二 持氏と上杉憲實

將軍義教か持氏に對する方畧は既に之を説けり。然るに持氏は元來其性質輕操
なり。故に其部下を御するに道を以てせず。禪秀の亂に付き考ふるも思半はに

過きん。加之す義教が大統を受けし以後は特に驕僧なり。管領上杉憲實屢々諫むる所ありき。京都よりは常に憲實に對し命令を下し持氏を諫めしなり。滿濟目次記によれば永享六年十月廿七日駿河守護今川範忠か使を馳て鎌倉の異圖を告げし時も幕府よりは旨を憲實に諭し持氏を切に諫めしめたり。持氏既に義教を喜はす而して憲實義教の旨を受け關東の模様を京師に通する事ありしかは持氏大に憲實を疑ふ。從て憲實を忌むに至る。是鎌倉の騷亂を起す所以なり。而して實際上に持氏の如き君ありては憲實の之に對する所置甚た困難なり。世鬼角の評ありて憲實を逆臣の如く云ひなすと雖も憲實の位置より考ふれば無理ならぬ措置と思はるゝなり。今追次之を説かん。持氏憲實衝突は信濃の亂に始まる。

一。信濃の亂。永享八年十一月信濃國守護小笠原大膳大夫政康と村上中務大輔信方と境目に就き合戦に及へり。村上は家臣布施伊豆守入道を鎌倉に使はし助持氏に乞ふ。持氏桃井左衛門尉を大將とし上州一揆武州一揆等と共に進發し村上を助けしめんとす。此に於て憲實持氏を諫め此舉を止めんとせり。即ち信

濃は京都公方の分國なれば鎌倉より手を出すは宜しからすと諫めたり。持氏許容せず。九年六月には上杉憲直に武州本一揆を相添江村上に加勢すると稱し持氏兵を集む。時に流言あり此れ持氏憲實を征せんとするなりと。鎌倉に於て浮説盛なりしかは憲實の被官舊功恩顧の士各地より馳集り鎌倉事あらんとせり。七日の暮方に持氏憲實の宿所に至り憲實を慰諭せしかは幸に事なきを得たり。而して村上援兵を遣はす事も中止するに至りぬ。十五日憲實父子一時藤澤に退き異心なき旨を陳せり。此くて君臣相互和協の實を擧ぐる爲め此時持氏方たりし一色宮内大輔有兼は相州三浦に退き。上杉憲直は藤澤に退くに至りぬ。又憲實力には其家人大石石見守憲重、長尾左衛門尉景仲等鎌倉を去り在國せんとせり。されど憲實事一旦落着するも永久現狀維持し難しとて承諾せさりし。此に於て持氏との關係又圓滑を缺けり。

二。義久の元服。持氏と憲實の關係は餘り面白からずして永享九年も暮れぬ。十年春持氏嫡子賢王九十三歳となりしかは元服なさしめんとす。然るに鎌倉に於て元服する時は必ず京都公方より一字を請受くる例なり。持氏は此先例ある

にも關らず義教と不和なれば自ら賢王丸を携へ鶴岡神前に於て加冠せしめんとす。憲實先例を引き堅く諫む。持氏聞かす。六月持氏賢王丸と共に鶴岡神前に至り八幡太郎義家の例に従ひ加冠し義久と號す。諸將來り賀す一色直兼、上杉憲直等も至る。時に流言あり憲實來り賀せば營中に於て誅せんと。憲實爲めに病と稱し弟三郎重方をして赴き賀せしむ。憲實と持氏の間又破れんとせしかは持氏讓歩して義久を憲實の第に移らしめんとせしも若宮の社務尊仲憲實を讒して之を留む。此に於て君臣の間不和となり事起らんとす。

三。長尾氏の居中調停。憲實の宰長尾尾張入道芳傳關東の亂れんとするを憂へ持氏に謁し調停を謀りしも成らず。再ひ上杉修理大夫持朝、千葉介胤直と共に持氏に請ふ所ありしも許さず。然るに持氏武州の一揆及び外様の諸將を集め憲實を伐たんとすと風説ありしかば憲實鎌倉を去り其本國上野の白井に歸れり。蓋し鎌倉に在て持氏の討手を受け戦ふに於ては逆臣となるを恐れ其銳を避けて退きしなり。

四。持氏憲實を伐つ。憲實既に領國に退きしかば持氏永享十年八月十五日一色宮内大輔直兼、同刑部少輔時家を大將として憲實を征せしむ。十六日親ら兵を率して武藏府中の高安寺に赴き指揮す。三浦介時高鎌倉の留守役たり。事此に至りしかは憲實使を馳せて京師に訴ふ。此れより持氏憲實の關係は變して義教對持氏の争となりぬ。京師よりは討手の大將を下すに至る。

第三 京軍鎌倉を征す

足利義教は繪旨を申請ひ御教書を添へ上杉中務少輔持房を大將とし諸勢を差下せり。繪旨及び御教書は永享記、上杉略譜及び本朝通鑑にあれば略す時に永享十年八月なり。持房は禪秀の子なり。之を大將とし下せしは復讐的の意ありしなり。而して義教は神社佛閣に持氏追討の願文を捧けり。其願文は攝津國島上郡廣瀬村水無瀬宮にも納めたり。乃ち。

敬白 立願事

水成瀬殿御寶前

右義教既續列祖之嘉名久居征夷之顯位鎮。補 王化欲育民生。爰關東凶徒忽忘宗族之恩而挿狼戾心。動背藩屏之約而成梟惡企。依之課軍士所加對治也。持釋

觀應之芳蹤。更凝祈願之懇念。早運愚臣擁護之叡志。立施凶賊頓滅之威。嚴然則東夷倒兵而皆抱來。蘇之思中華鬻弓而自歌大平之德。速致冥恩之報謝。奉賞宸儀之威光矣。仍立願如件敬白。

永享十年九月十四日

征夷大將軍從一位源朝臣義教敬白

而して今川範忠、武田信重、小笠原政康及び東山東海の兵士之に従ふ。別に上杉教朝持房をして別軍を率ゐる北陸道より進ましむ。東北の諸將も征討軍と合せしならん。白河結城文書にも

持氏對治事。不日致忠節者可有思賞也

十一月一日

花押

白河修理大夫殿

とあり。此く東北の諸將を催促せり。而して九月十日京軍箱根足柄より進めり。上杉陸奥守憲直、二階堂内戸、海老名の黨及び安房の兵と之を防さしも利あらず。京軍進んで早川尻に至る。憲直戰ふて之に死す。然るに鎌倉に於ては三浦介時高京軍に應し二階堂一族と共に大藏谷の館を攻む。近習の士籙田兄弟、一色、佐野、

名塚、河津等殿中に討死す。義久及び稻村の満直逃れて扇谷に匿る。是より先き持氏は鎌倉に歸らんとし先づ海老名道場に入る。憲實の討手たりし一色直兼等の兵既に潰え去りしかは憲實本國を出て、武州分倍原に至り。長尾芳傳をして持氏を説かしめ金澤の稱名寺に入らしむ。而して實憲使を京師に遣はし持氏の死を宥されん事を請ひしも義教聞かず。十一月十一日永安寺に移す。終に永享十一年二月十日持氏永安寺に自殺す。義久、満直も報國寺に於て自殺す。持氏の二子春王、安王乳母の爲めに扶護され逃れて上野に至り二荒山に匿る。此に於て京軍は京師に凱旋し關東の事は憲實鎌倉に在て統轄する事となりたり。

第四 憲實の引退

上杉憲實は京都よりの命令とは云ひながら其主持氏を自殺せしむるに至りしかは大に耻ち引退して天下に謝せんとせり。乃ち使を越後國に遣はし其弟兵庫頭清方を召す。此れより其管領職を譲り剃髮して高岳長棟庵主と云ふ。次て持氏の靈廟長春院に詣り持氏の影前に自殺せんとせり。家臣諫め留めしかは漸くにして止め削を療養し、一旦藤澤の道場に入れり。されと此地鎌倉に近ければまた

去て伊豆の國清寺に入る。結城合戦始まるや一時義教の命により武藏に出て軍を指揮せり。合戦鎮靜に歸するや身退き其二子徳丹清藏主と共に四方に周遊し長門國大津郡深川村に至り歿す。深川村に大寧寺あり、大内義隆父子の墓及び從葬り、後此地に憲實の人物及び對持氏の所置に付ては先輩既に之を論せり。世或は云ふ憲實は關東に於て足利氏に代らんとするの遠謀ありきと。或は一見高蹈勇退世外に立つの風あれとも其實長尾氏を使唆して鎌倉を亂さんとする野望あり。乃ち大姦は忠に似たりと説くあり。或は節義の士にして勢威を捨る弊履の如しと説く者あり。未だ其人物の正鵠を窺ふ能はず。されと前既に述へし如く憲實の地位としては其所置適當ならん。其結果は上杉氏足利氏に代るに至りしも此れ憲實の豫想せし所にあらずして只時勢の然らしめしものならん。當時に在ても憲實に付ては兎角の評ありしならん。臥雲日件錄文安五年八月の内十九日。最一檢校來話云々。倉州小名曰クチャク九歳入鎌倉。今已三十九。近時發心爲僧。青鞋烏傘徒歩獨行。謂人曰世將以叛持氏。蒙罰如此。予亦自以爲然。予當以此悔罪而已。予曰利身到此。亦難哉。可知非常人也。

と當時に於ける世評一斑を考ふるに足らん。近藤守重も此句に依て憲實を評せり。憲實が非常の人物たるは古今の定評ならん。而して其所置も亦此の以外の結果を生ずるは當時何人と雖ともなし能はさりしならん。

第六節 結城合戦

第一、結城の籠城

持氏近侍の士は安王春王を奉し二荒山に入り衆徒を頼て須更く潜み四方の動靜を探り、義故を糾合し持氏の遺業を恢復せんとせり。而して上野常陸の諸侯に依頼し終に下總結城の結城氏朝に依れり。元と結城氏は京師に味方せしも此に於て志を翻し安王春王を奉せんとせり。氏朝は其子光久を遣はし之を迎ふ。氏朝の家臣、水谷隆持、梁田修理亮、黒田民部丞等は氏朝か初めより談合する事なくして二孤を奉するに至りしかば共に喜はず。只隆持のみ城に留り他は辭し去る。然るに持氏の季子永壽王鎌倉瓦解の時瑞泉寺昌在西堂に伴はれ筑波別當供奉して信濃國佐久郡大井持光の所に赴き扶助されたり。此に於て持光の從者蘆田清野と共に結城城に入れり。又氏朝故舊を募り壘を高くし壁を修め守備を嚴にせり。

野田氏行は古河城に下河邊一族は關宿城に據り。上野の諸將新田、田中、佐野等所在に據り、氏朝に應せり。今川式部丞、木戸左近將監、宇都宮伊豫守、小山大膳大夫及び桃井刑部大輔、里見修理亮、一宮六郎、寺岡左近將監、内田信濃守、小笠原但馬守、塚原宮田、馬場、鹽田等の諸士皆集り來り東國震動す。事京師に聞す。上杉持房幕命を蒙り御教書を持して東國に施行す。上杉憲實を侍大將とし結城を伐たしむ。憲實固辭す。依て上杉清方、上杉持朝をして鎌倉を發し結城氏を伐たしむ。武藏、上野、越後、信濃の諸士之に従ふ。憲實は一旦辭せしも義教切にすゝめて起たしめしかは永享十二年五月兵を率ゐて神奈川に陳す。七月武藏比企郡野本唐子に移り八月小山祇園城に入る。清方、持朝は結城城に迫りしも城嶮にして陥り難く且つ城中糧食を多く貯へし故持久之謀をなし城を環圍す。上州の兵西に陳し。持朝は房州の兵を率ゐて西北にあり。京軍及び宇都宮、土岐、小田、北條等の兵東北にあり。武田氏及び越後信濃の群士東南に在り。岩松、小山、千葉氏及び武藏、上總、下總の諸士南にあり。上杉清方西南に在て諸軍を督す。攻むる事累日城容易に下らす。然るに山内兵部少輔氏義城を出て降る。此れより寄手益振ふ。軍議を催ふ

すと雖も決する所なし。兩軍對峙して年を越ゆ。嘉吉元年四月清方議を決し十六日諸部一齊に起て城を圍めり。城兵力を竭し固く禦く。戰酣なる頃城中内應する者ありて火を城中に放つ煙焰熾盛。樓營皆焼け士卒煙に咽ひ進退度を失ふ。清方之に乗し急に城を攻む。城陥り安王春王女裝して城を逃れ出んとす。長尾因幡守豊景之を擒にす。小山四郎永壽王六を擒にす。此に於て、氏朝父子五人。一族男女三百八十三人。士卒一万八千九百餘人皆戰死す。氏朝の子成朝は多賀谷彦太郎弟氏家に懷かれ常陸に走り佐竹氏に頼る。清方古河城を攻めんとせしに城主野田氏戰はずして走り城潰ゆ。關宿城も亦降る。清方長尾豊景をして安王春王永壽王を京師に護送せしめ。且つ氏朝及び魁首二十九級を京師に送らしむ。此に於て憲實、清方、持朝、鎌倉に凱旋し諸將歸國す。安王春王永壽王は豊景に護送され美濃垂井に至る。兩佐々木氏、義教の命により二孤を金蓮寺に斬らしむ。時に嘉吉元年五月十六日なり。安王時に歳十三。春王十一。首を京師に送る。永壽王時に六歳未だ害せられさりき。建内記によれば乳父結城某二孤に従ひ西上す。幕府首の實否を鞫問し六月十四日六條河原に於て斬罪に處す。此事實の

詳細は建内記結城戰場物語、鎌倉大草紙、籙田家譜、旅宿問答、永享記、喜連川判鑑、南方記傳、上杉略譜、武家譜等にあり。

春王安王の年齢に付ては星野博士の説あり。乃ち結城戰場別記により年齢を考ふるに春王十一歳安王十三歳にして安王は兄、春王は弟なり。安王か春王よりは年長にして結城合戦に主として立ちしは磐城石川文書に依て知らるゝなり。同文書に曰く

急度如被仰候。爲御方致忠節候者。於恩賞者。可隨其望候。季細左衛門督可達候也。謹言。五月十日 安王丸 石川中務少輔殿

とあり。此に桃井左衛門督憲義の添えたる奉書あり。此れ永享十二年に結城より諸方に軍勢を募集せし時の安王丸内書なり。鎌倉大草紙にも安王春王と書き此外常陸新治郡加茂大明神に永享十二年三月安王丸の納めし願文あり。此も安王丸の署名なり。安王を主とし春王を次に書き出せり。されは結城の主將は安王丸にて春王は副なりしなり。然るに一般には春王十三歳安王十一歳となす。此れ云ひ易き爲め自然にかく云ひ慣せし者ならんか。

或は春王は正腹の子、安王は庶出なり。故に春王を先きに書き安王を後に書く云ふ説もあり。要するに安王は年齢に於ては春王より長せしは事實なり。故に本講義に於ても安王春王と書きたり讀者注意あるべし。

第二、合戦の影響

基氏以來關東に其勢力を扶植せし故例令持氏輕操なりしとはいへ恩顧の士多かりしなり。持氏一旦破れしも安王春王結城に籠城するや關東の各地に於て之に應ずる者起りたり。今之を一括し合戦の影響として説かん。

一。武藏の戦。永享十二年七月十二日結城氏に黨せし一色伊豫守武藏北一揆を語らひ利根川を渡り武藏北埼玉郡須賀村須賀土佐入道の城に押寄せ放火す。須賀氏の郎等討死す。新編武藏風土記七〇、埼玉郡須賀村の條に此土佐入上杉憲信の宅をば上州邑樂郡須賀村にはあらすやと疑ふ性長尾景仲成田氏の館北埼玉郡忍町に發向して一色と戦ふ。四日には一色に加はる兵多く性順景仲破れて退く。一色追ふて荒河を渡り村岡河原に打出つ。性順景仲一色と又戦ひ敗れ小江山大村岡小江山共にに退く上杉持朝岩槻にありしが此戦争を聞き後詰せしも既に一色退却の後なれば引返せり。

二。上野の戦。上野に於ては新田の余黨、田中、佐野、高階、桃井、野田等結城に應じ兵を足利莊高階郷に起し野田の要害に據る。上野の守護代大石憲重軍を率て往て之を伐つ。田中等支ふる能はず敗走す。憲重追撃して首若干級を得たり。

三。相模の戦。相模國に於ては大森伊豆守持氏恩顧の士なりしかは結城籠城の由を聞き相應して起れり。大森家譜によれば大森氏の城は小田原城なれば小田原に於て起りしなり。箱根の別當も亦蜂起して共に結城の後援をなさんとせり。駿河の守護今川範忠兵を率して平塚に陣し之に備ふ。上杉修理大夫氏顯高麗寺に陣して相州を鎮す。

四。信濃の戦。初め持氏の季子永壽王か鎌倉を逃るゝや信濃に赴き大井越前守持光に頼れり。安王春王常陸に起ると聞くや大井の家臣蘆田、清野二人隨從して結城に赴き籠城せり。此の如き關係あれば結城合戦始まらんとするや信濃佐久郡に於て兵を擧げ結城に後援す。將に輕井澤より碓氷峠を越えんとす。上杉三郎重六之を防けり。

五。北畠氏に對する策。義教は結城合戦東國にありて關東紛争すれば此時に

乘し南軍の蜂起を恐れたり。殊に大覺寺門跡義昭か南方一味の人々と相應し北畠氏と謀らんとするを恐れ北畠氏に與ふるに封土官職を以てせり。北畠氏は既に義昭に應せざるを説けり。又此る時に起るの不利なるを知れば足利氏に従ひ事なきを得たり。

第七節 今川氏の内訌

雄藩の内訌あるは免るべからざる事なり。而も史料乏しく明し難き者多し。在來の諸書東海の重鎮今川氏の事に關し説く所無し殊に此に之を説き幕府の雄藩に對する方畧に付き述べん。永享五年四月鎌倉に對する幕府の重鎮たる今川範政病む。其國を季子千代秋丸に譲らんとす。千代秋丸時に七歳なり。尊卑分脈に付き考ふるに範政には二子範豊、範忠あるのみ。而も範豊は早世せり。然るに滿濟准后日記に由れば範政には子供多し。故に此系圖の點に於ては分脈は信し難し。今川系圖に付き考ふるに實際範政子供多かりし如し。女子を除き男子のみに付き云へば長男範豊^{早世}次は範忠^{彦五郎}、範勝^{綱五郎}、範賴の四人あり。季を千代秋丸と云へば範賴か幼時千代秋丸と呼ひしならん。範政は殊に千代秋丸を愛し

此に國を譲らんとせり。依て幕府に請ふ。但し範政嫡子を措き殊に季子に國を譲る所以は他子に比し器用なりと云ふ理由なり。幕府の執政之に就き熟議せり。山名金吾持豊之に反對す。其理由は

- 一。千代秋丸は七八歳の小童なれば今日器用不器用定め難し。
- 二。千代秋丸生母は上杉治部少輔政憲なり。母の縁に付き關東と結ふと云ふ事起るも謀り難し。

此主張甚だ強かりしかは幕府容易に許可を與えざりき。父範政の志既に季子に傾きしかは嫡子範忠國に留まる能はず。遁世して出奔す。此に於てか系統上才子範勝家督を嗣くべき順序となれり。而して範政病氣漸々重軀に赴きしかは範勝其味方の人々を率ゐる父に迫り強請し。又範頼千代秋丸の黨を伐てり。滿濟准后日記四月十四日の條に其模様を述ふ。曰く

山名禪門來り云ふ。今川上總守二男彌五郎父上總守當時病床及鶴林式之所。父を人質に取。任雅意。讓與狀をさせ舍弟千代秋丸方者をは大略打之了。言語道斷次第也。仍狩野富士、大宮司兩人方へ今度國次第。具被尋聞食。可有御成敗條。

尤可然由申入也。

此くして範勝は範政に強む國を享くるに決し管領細川持之に付き請ふ。然れども幕府既に事情を知るを以て許さず。先づ妙淳西堂を駿河に下し衆情の向背を察し便宜命を傳へしむ。此時に於て範政危篤となり五月廿七日を以て卒す。駿河主なく騒亂起らんとす。妙淳は駿河に下り國人に付き其意向を窺ひしに形勢既に範勝に傾きしかは國を範勝に與ふる事とし守護職を授けんとす。將軍義教京師に在て之を聞き喜はざりき。實は此時一旦遁世して出奔せし範忠京師に至り幕府の執政に面せしかは將軍義教之を保護し守護職を與へんとせり。されは命令をは准后滿濟に傳へ其旨を其族今川貞秋に致さしむ。然るに妙淳一方に在りては國に付き繼嗣を定めんとせしかは幕命二途に出るの觀あり。此に於てか義教は貞秋を京師に召し衆情の向背を問ふ。又僧星嚴、周浩に命し更に書を範勝に與へ慰諭して範忠に従はしめんとせり。又別に今川氏の家臣十三人に御教書を與へ範忠を奉せしむ。而して範政は蓄髮して臺命の降るを待てり。永享五年六月三日を以て將軍義教に謁し久國の大刀を献す。星嚴、周浩は駿河に赴き範勝

を説きしに範勝命を奉す。此に於て六月廿七日範忠を守護職とし民部大輔となし刀鎧及び馬を賜ふ。此より範忠は領地に入部す。然るに駿河の將士三浦氏進藤氏富士大宮司等拒て國に入れず。範忠の兵撃て之を退く。時に狩野氏の兵亦來攻む。今川仲秋の兵伐て之を却く。甲斐の士跡部氏も亦兵を出して狩野氏を助けんとせしかは鎌倉の又之に應せん事を恐れ幕府内書を上杉憲實に下し豫め之を留む。又狩野氏の兵を防く爲め幕府今川播磨守に命し參河遠江の兵を出して範忠を助けしめんとせしに反て範忠に反し。尾崎伊豫守、名和三郎等を誘ひ謀を狩野氏に通し範忠に對抗せり。此く事端容易ならさりしかは範忠急使を幕府に馳せ救を求む。一旦斯く亂れしも範忠等能く戦ひしを以て漸々味方を得其勢力を恢復せり。九月三日には狩野氏の居城湯島城を抜き其主謀を下し續て餘黨を平けり。此より先き七月四日範勝は既に京師に上り進退の事を幕府に嘆願せしかは幕府に於ても其心事を憐み扶持する事を約せり。且つ所有せし今川氏傳家の鎧刀をも範忠に返さしむ。範勝承服して皆命に従ふ。此に於て今川氏の内訌鎮靜に歸す。此節は主として滿濟准后日記により今川系圖、今川記を參照せり。

第八節 九州の亂

將軍義教は關東を征すると共に九州にも亦其勢力を張り雄藩鎮壓に務む。九州に於ては足利氏の勢力漸々消耗し去らんとし鎮西探題も勢力なきに至りぬ。而して大内大友等勢力を振ひ幕府の申達も大内氏之を取次き沙汰するに至りぬ。正長二年澁河滿直鎮西探題となりしと雖とも全く勢力なかりしなり。准后日記によれば永享四年五月十八日安藝守護小早川氏鎮西探題に適當の人物を選定し代補するを幕府に請ひしにても其勢力如何を想見するに足る。探題にして此の如し大内氏か鎮西の雄藩として勢力を振ふに至りしも亦宜なり。大内盛見は義弘の遺領を嗣ぎ周防、長門、豊前、筑前の守護職に補せらる。位は五位より従四位下に進み周防守に任し左京大夫に轉す。當時豊後に大友持直あり。筑前に少貳滿貞あり。肥後に菊地兼朝あり。共に雄を鎮西に稱す。永享元年大内盛見の弟持世澁川滿直と共に兵を筑後に出し菊地武興に對す。少貳滿貞之を助く。此より連年兵を構ゆ。大友持直亦菊地、少貳を援け大内氏に對抗す。鎮西の地戦亂の巷となりしかは幕府僧有雲を遣はし之を和解せしむ。大友持直僧等

洙をして上京せしめ其構兵の事由を陳す。依て兩奉行飯尾加賀守、松田對馬守をして之を尋問せしむ。然れとも相方共に申狀あり決せず。時に九州に於ては局而一變し盛見永享三年四月進んで大友氏の領知せる筑前柏屋郡立花城を抜く。立花城は大友氏に取りては肥筑の野を制するに尤も重要な城なり。大友親繁此城を奪はれ時の申狀載せて歴代鎮然るに六月廿八日大友持直少貳滿貞と共に大舉して大内盛見と筑前糸島郡深江に戦ふ。大内勢利あらずして盛見敗死す。享年六十六歳。杉彦左衛門彦三郎、孫三郎、彦右衛門彦四郎、次郎三郎、内藤彈正、安富長門守、杉七郎、益田宗像、大江伊佐等討死す。大内勢瓦解し一刻も九州に留まる能はず。准后日記永享三年七月十三日の條に此時の狀を寫せり。曰く大内分國豊前國も守護代杉伯耆守國を捨て長門國引上畢。筑前國中大内方者壹人モ無之云々。大友、少貳以下九州悉一統云々

此時盛見の弟持盛豊前國朽網に在陣せしか杉等と共に歸國す。此に於て大友、少貳九州を統一するに至りぬ。幕府は此報を得直に諸將を會し九州所分方を議せしむ。されと決する所なし只僧梵誥を遣はし盛見の二弟持盛、持世を慰撫す。而

して大友よりは復僧等洙、貞嚴を東上せしめ戰況を報し盛見と戦争に及ひし情由を幕府に訴ふ。畠山持之、山名金吾兩僧に面す。其時の申狀大意准后日記永享三年十月三日の條にあり。其文に曰く

但非殊儀一身事。一向仰上意。代々忠節異他也。仍彌可致無二奉公心中也。今度儀大内德雄是入道依致無理之儀如此罷成條非私造意。無力次第也。自今以後。尙可任上載云々

兩僧の説に従へは此度の事全く我意に任す如し。されと幕府よりは山名の申狀として十月廿六日左の旨を兩使に傳えたり。

山名狀旨。大内爲御料國御代官處。大友無左右。大内切腹條。不可然。雖然悔先非。自今以後。每事彌不可背上意由。既懇望申入上者。大内分國分領等。雖聊在所。不可成煩由堅可被仰付條云々。

此く幕府よりは兩僧に傳へ兩僧も旨を奉して歸國の途に就けり。此にて大内大友の關係は和平成るへき筈なるも實際は全く之に反せり。大内氏は盛見の遺封を持世襲領し長門を持盛分領せり。而して大内氏は兄を討たれ不俱戴天の怨を

大友氏に對して抱けり。故に容易に手を引くへくもあらず。永享三年十一月三日大内持世其兵を率る筑前に亂入す。大友氏の一族大友親綱、大友親隆、肥後の菊地兼朝書を幕府に上り大内氏を助けん事を請ふ。幕府よりも僧心源、周朝を使とし探題澁川滿直に御教書を賜ひ且つ密旨を菊地大友諸將に傳へ大内氏を援けしむ。大友親綱は持直の伯父なる氏續の孫なり。親綱の父は親著なり。親著の父を、氏續となす。親隆は持直の弟にして持直と不和なり。故に此時持直に反對し大内氏に應せしなり。持世は筑前に於て大友勢を破り進んで豊前を侵畧し企救郡に於て持直弟親雄と對壘す。而して菊地兼朝等の援軍を得て親雄と履々戦へり。兩軍の距離僅に三町なりしと云ふ。大内持世は此く敵と對壘なす時に當て禍は又内部より起れり。持世の弟薩戒記は持盛兄に對し不平なり。大友持直に應し持世に反す。此時大友氏は二つに分れ大内氏も亦兩分し互に鎬を削れり。大内持世は腹背に敵を受け事急なりしかは安藝、石見の兵を徵して援助となさんと請ふ。澁川滿直亦急を京師に告げ僧心源、周朝も京師に歸り持世孤立の狀を告ぐ。此に於て諸將幕府に會し其所置を定む。畠山持之、山名持豊議を奉り大内を助くるに決し密書を大友親綱、菊地兼朝に與へ大に勤むる所あらしめ又一方には安藝、石見、伊豫の諸將に御

教書を賜はり持世を助けしむ。援兵未だ至らざるに永享四年二月持盛持直持世の軍を襲ひしかは持世支ふる能はず豊前を棄て、長門に走り大津郡三隅城を保つ。後周防山口に歸る。持盛も兵を率ゐて周防を服せんとし歸國す。爾後數月持世持盛の間は解けす互に相闘けり。幕府は大内持世を援けんとて毎に御教書を安藝、石見の諸將及び伊豫の河野通久、豊後の肥田、田原、佐伯等の諸將に下し急に兵を出し大内持盛并に大友持直、小貳滿員を伐たしむ。殊に大友親綱には豊後を與ふるを約し菊地兼朝に筑後を與ふるを約せり。又島津氏にも書を下し大友氏を討たしむ。其文書譜牒餘録に載す。曰く

大友中務大輔持直并大内新介息以下事。令發向豊後國。可加治罰。若又沒落分國者。不廻時日可致沙汰也。 永享四年三月八日 義教花押 島津陸奥

守殿此く島津氏に命すると共に大内持世には旗を與へ大友小貳等を征せしむ。此に於て持世備後安藝、石見、伊豫の兵及び大友親綱、菊地等の兵を率る持盛を追ふて九州に渡れり。豊前國企救郡篠崎今の四葉村なり。南方紀傳に戦ふ。持盛敗死す。此より持世頗る優勢なり。進んで大友小貳に當らんとし。永享五年八月

十六日先づ小貳滿貞を筑前二嶽城に攻む。備後の守護大橋氏尤も力め先登す。城陥入り滿貞は逃去せしも其郎等大半討たれ其子資嗣も斃るゝに至る。持世は滿貞を追ふて筑前朝倉郡秋月の古所山城を攻め城を下し滿貞を斬る。此より轉して東に向ひ大友氏を豊後に征す。持直國に留る能はず海に航して遁走す。此に於て豊筑の野亦大内氏に敵する者なきに至り其勢威頗る險昌なり。此に於て九州の事一旦落着す。

されと此後永享六年五月には大友持直豊後に歸り親綱を追ひ其諸城を復す。又小貳滿貞の子嘉頼は殘兵を率ゐる大内氏に對抗し箱崎神社頭に陳す。菊地兼朝は大内に黨せしも意平ならざる所ありしかは又背く。但し菊地兼朝の子持朝は意を幕府に寄せ大内氏に通す。大内持世は此く敵を引受けしかは急を幕府に告げ再び安藝石見伊豫の援兵を得ん事を乞ふ。伊豫の河野通久は大内氏を助け菊地持朝と共に兵を率ゐて肥後に入り數城を拔けり。然るに大友氏輕騎を放ち側面より之を誘ひ大内勢を逆撃す。持世等敗績し通久之に死す。此後兩軍勝敗ありしが持世永享七年大に嘉頼を敗り八年持直を豊後に破る。此れより鎮西の地

稍や平穩なり。

義教の九州に對する施政は餘り奏功せざりき。大友氏の所分に付きても一度は叱責を加ふる如しと雖とも大友氏より謝罪をなし面陳すれば向後を誠むるに過ぎず。他に對して峻酷なりし割合に九州に於ては嚴肅ならざりしなり。只大内氏のみは九州探題に代るの勢力を有し九州諸將を靡然として其旗下に立たしむるに至りしなり。本節は一般に書き出せし史料を未だ見出さざれば讀者の爲め殊に詳細に説きたり。此材料は主として滿濟准后日記に依れり。此の傍證として看聞日記、建内記古文書、大内氏實錄、歷代鎮西要畧等を參酌せり。

第九節 義教の失政

將軍義教か苛酷にして下を御するに嚴肅なる事は既に之を説けり。事實際志と反せし事ありしと雖も常に雄藩の跋扈を強制し權臣の跳梁を抑壓せんとせり。而して上は皇室に對し下は臣下に對し毎に紀綱を張らんと勉めたり。今皇室に對して取りし彼の動作一斑を先づ説き雄藩に對する所置に説及はん。

第一 宮中の取締

宮闕の内閣當時大に紊亂せり。義持は自ら宮中に入り内廷に於て逸樂を事とす。爲めに一層宮中の紀綱を亂れり。醜聲の外に漏るゝ事ありき。義教此後を享けて大に肅清を謀れり。されば永享四年八月當時參議四辻季保仙洞の侍女甘露寺大納言の息女大納言の局と通せし由傳ふる者ありしかば義教は直に万里小路廣稿二卿を使とし仙洞に赴かしめたり。而して次の通り申通せり。即ち看聞日記の文を挙げ其上申の意を現はさん。曰く

女中犯過之事。先度被定大法畢。而無御沙汰之條如何。先可被止出任之由被申。此く上申して季保の出任を留めたり。併し實際は誣告なりしならん。後に季保か許されしにても知らる。此他同年に仙洞御所に於て近侍宿直の男女同室するは頗る風教に害あるとて各々室を異にするを建議せり。看聞日記十月廿六日の條に此時の模様見ゆ。曰く

仙洞女中侍臣不可混合之由。堅被定申。仍女中與男祇候之相合。各別被隔四壁云々。是も希代事。不思議不吉事歟。

道欽も希代の事となす如く。當時に在ては事新しき所置と思はる。此の如く宮中に於ける取締頗る嚴格となりき。此れ義持の時に於て見ざる事にして義教に於て始めて之を見るを得。義教の嚴肅なる以て想見するに足らん。

第二 大奥に於ける所置

義教は宮中の取締を嚴格とせしのみならず又大奥に對しても其取締を勵行せり。看聞日記によれば曾て其侍女小納言局長谷川氏か申次の誤をなせしとて大に怒り打擲し忽ち髪を切り尼となし法花寺へ追下せし如きは想像も及ばざる手荒き所行なり。此に至ては取締の嚴格と云ふよりは寧ろ所行の亂暴と云ふこそ適當ならめ。又建内記に由れば侍女藤原氏僧と姦せしかば之を流刑に所し僧を斬罪となす。加之す侍女の父藤原有定前内大臣源清通の屏居を訪ひしとて此を罪し其采邑を削奪せり。此に類例を義教一代の間に求むれば尙多からん。彼の大僧正義昭か日向に於て殺され其首京師に着せし時など公卿以下諸將士皆幕府に參賀せり。然るに義教の庶母慶雲庵藤原氏至らさりしとて之を怒り其采邑を奪ひし事管見記にあり。此等は義教の所行として尤も評論すべき事ならん。嚴肅酷勵も此に至ては反て事を亂すの基をなすに至らん。

第三 一色、土岐兩氏の誅伐

義教は雄藩の跋、豪族の跳梁を抑壓するの志ありしかば徐々として其實行を期せり。されは大和征伐に於て端なくも一色義貫及世保持頼を誅する事となりぬ。一色義貫は兄持頼と共に丹後を分領し後若狹を領す。兵部少輔に任し修理大夫たり。相判衆に列す。世保持頼は土岐の一族なれとも父康政以來世保と稱す。刑部少輔大膳大夫たり。義貫と共に大和に於て越智氏を征す。然るに其陳中にありて義貫持頼俄かに叛する事となる。何か故に義貫持頼叛するに至りしやと云ふに兩者共く義教の怨を買ひしなり。義教永享二年八月右近衛大將に任せられし時拜賀の式を行ふ。其時扈從に一騎打をなすは大諸侯にあらされはなす能はず。一色義貫は前には大諸侯の内に加えられ第一に一騎打なせしも此時第三に置かる。此れより不平なり。義教大に之を思ひ。持頼は多くは壯士を部下に集め且つ其領伊勢に於ける寺社領を私し權柄に任せて押領す。義教之を警めしも肯せざりき。此に於て義教又之を思ひ。兩將武田信榮、細川成之、長野光忠等と共に大和を征せしか義教信榮成之等に命し陣中に兩將を誘殺せしむ。或は傳

ふ義貫の夫人頗る姿色あり。義教之を聞き強て之を奪はんとす。夫人與中におりて自刃して死す。義貫か其事を知るを恐れ永享十二年五月十二日を以て信榮等義貫を三輪の陣中に誘殺す。其一族三百人^{之に}死す。而して其翌日細川成之等持頼を攻む。持頼奮闘して死す。此日京師に一色教親兵を率る義貫の堀川第を襲ひ其部下の士を殺す。而して其領土を諸將に分割す。丹波を教親に若狹を信榮に三河を成之に與ふ。又伊勢をも教親に與ふ。義貫等の反に付ては諸説あり。義貫の兄兵部大輔鎌倉に於て誅さる。故に叛すと云ふ。或は又義教の侍女小辨義貫を義教に讒し南朝に志を寄すと云ふ。此に於て義教之を征伐せしむと云ふ。今當時の日乘により本文を草す。

第四 結論

義教か上は皇室に對するの所置。下は自家の内庭及び雄藩に對するの始末は大に時人を驚かしたり。其措置稍や父兄に異なるの點あり。發端の要論に説きし如く諸將に多く領土を與へて人心を收攬し。所謂寛慢にして豪族の跋扈を來すは足利氏施政の概觀なり。然るに義教は之に反せしかば公卿諸司百僚の怨を買へり。時に其施政を誹義する者あれば義教は例の調子にて嚴重に罰せり。伊勢貞經か嘗て蟠川越中守に書を致せしに其狀中當時御政道相違間。面々議定者在

之。仍天下は當年計と云ふ意書きありし。義教之を聞き大に怒り其職を止め闕所せり。又公卿に在りては正親町裏辻實秀義教の旨に忤ひしかは又官位を下けられ終に窮餓して死するに至りぬ。僧侶にても南禪寺長老後堂首座僧侶の名の知れずの事に關し義教を切諫せしに又怒に觸れ住侍を放され洛中經廻をも停止さる。加之其膳夫の如きも毒を進むる者なりと疑はれ流罪となり數人連類として罪せらる。されば上下通して義教を怨む者多し。延曆寺の僧などには咒咀する者もありき。過激なる變動は過激なる反動を招き世に容れられず終に其命を全ふする能はざるに至りぬ。

第十節 赤松滿祐の弑殺

將軍義教毎に志を豪族鎮壓に用ゆ。既に鎌倉を滅し意稍や驕慢なり。大内氏をして兵を九州に用ゐしめしも成功するに及ばず。大和に於ては一色土岐等を滅し猶ほ進んで諸家の勢力を削り其跳梁を抑壓せんとす。備前播磨美作三國の領主赤松滿祐は義持の時喜はれず。義教代り立つや力を竭し宿衛す。義教厚く之を遇す。然るに赤松貞範の孫持貞の子に貞村と云ふ者あり。姿美を以て聞ゆ。

義教の嬖幸たり。義教赤松氏の領を割て貞村に與へんとす。看聞日記によれば永享九年二月京都風聞あり。將軍播磨美作を借用すと。滿祐之を聞き心安からず。貞村の故を以て禍の其身に及ばん事を恐れ頗る危めり。然るに永享十二年義教滿祐の弟伊豫守義雅の領を奪ひ之を分て貞村及び細川持春に與ふ。而して既に一色土岐等も誅伐されしかば滿祐心安からず。時に滿祐亦一色等と同しく誅せられんと流言する者あり。此に於て滿祐愈志を決し義教に反せんとし時機を窺えり。其臣上原對馬之を諫めしと雖とも聞かさりき。遇々結城合戦終り安王春王近江に斬られしかは關東鎮靜に歸せし祝賀として義教を自邸に請す。時に嘉吉元年六月廿四日なり。滿祐は豫め其部下をして義教弑殺の準備をなさしむ。義教の赤松邸に臨むや陪從の士多からず。饗應美を盡せり。興を助くる爲め猿樂を催す。鷗ノ羽を演す。時將に六時ならんとする頃從者をして厩の絆馬を放たしむ。此くて庭中騒動せしかば之を抑ゆると稱し物門を閉ち出入を禁ず。而して伏兵三百餘人をして義教を弑さしむ。赤松教康義教の左手を挫き滿康其右手を握り其臣安積行秀刀を揮ひ弑殺す。席上紛亂し從者格闘す。死傷甚た多し

山名熙貴京極高數等之に死す。三條實雅斯波義廉大内持世其席に在りしも其力敵する能はざるを以て垣を越て逃れ去る。管領細川持之及び畠山持國等諸將と議し義教の子三寅を奉し嗣君となす。赤松滿祐は諸大名寄せ來らんと思惟し其邸内に備へ待ちしに諸將餘りの珍事に駭き互に疑懼して自ら備ふるのみ。赤松の邸に馳向ひ戦ふ人なかりき。夜半蔭涼軒季瓊赤松邸に至り義教の遺骸を請ふて鹿苑院に入る。廿九日又等待寺に移す。是日滿祐其從者浦上宗安赤松彦五郎同伊豫守同能登守等七百餘騎と共に油小路を出て眞直に東寺に進み本國播磨に歸れり。徳川時代には赤松滿祐か鶴ノ羽を演し義教を弑せしとて忌みて之を演せさりしと云ふ史籍多くは足利時代既に發せりと云へとも之れ誤れり。既に説きし如く義教は一時天台の座主なりしかは其性質剛毅にして勇猛果決。嚴霜烈日の如し。其鎌倉に克つや氣稍や驕れり。部下を御するに道を缺きしかは終に嘉吉の變を生するに至りぬ。義教は在職十四年。其間の行爲父義滿に類する所多し。永享五年十一月第を室町に營むや又華麗を極め美樹奇石を集む。義滿か花の御所を築き金閣寺を造りしに稍や類す。諸將をして其工を助けしむ。道欽の如きも矮松及海石を送り其工を助く。又義滿義持など同しく法衣を受

け道號光山と號し法名道惠と云ふ。看聞日記永享三年五月廿四日の條に云ふ陰雨時に降。開室町殿道號光山云々。仍日野一黨。其外光名悉改之。廣橋中納言改兼卿云々。法名道惠なり。とある如く諸公卿光の字を憚り名を改むる者多し。公卿補任に従へは正二位藤原隆光は俊宗と改め權中納言藤原實光は實種と藤原行光は忠秀と藤原盛光は國盛と藤原秀光は家秀と藤原藤光は資廣と藤原光清は具定と改めしは親光か兼卿と改めしと同しく義教の道號を憚りしなり。此の點は能く義滿と類する如し。尙ほ義教は在世中多く公卿を罰せり。權大納言中御門俊輔前權大納言日野資家等譴責蒙り所罰され其采地を奪はる。此れ彼か毫も假借する所なく公卿を罪せしに由てなり。されは公卿中には深く義教を怨む者多かりしなり。此恨は終に赤松滿祐に由て發動せしなり。細川持之等三子を奉し嗣となすや先づ第一に諸公卿の罪せられし者を奏請して許可せり。此等の諸件を總合し來れば義教の性質一斑を考ふるを得ん。義教にして序を逐ひ漸に従て改革を謀り永く君臨したらんには足利氏の基礎成り。彼の悲慘なる戰國時代を現出するに至らざりしならん。されと事此に至らず早く歿せしかは義勝義政